

資 料 集



I. 我が国の近代化の特質

1867年維新政府が誕生した。西欧諸国の市民革命とは異なる一種の軍事クーデターにより徳川幕府から政權を奪取した薩長等雄藩（明治政府）が急いだ近代化は、永年の鎖国体制の下で醸成された社会、経済、文化的特質を継承しつつこれを欧米の近代化モデルと急速に融合させて形成された独特のものであった。

近代化創始の歴史的重要事項としては、①廃藩置県（武士階層の解体・1871年）、②内閣制度導入（政府機構の近代化・1885年）③大日本帝國憲法公布（立憲君主制・1889年）が挙げられるが、こうした近代国家の骨格を整えつつ、欧米列強に追いつくため天皇制による中央集権的政治体制の整備、資本主義経済の確立に象徴される日本型近代化を達成して行った。

☞ Key Words :

(1)江戸期の社会、経済、文化的特質 / (2)欧米近代化モデル / (3)天皇制（中央集権）

II. 所謂「近代化」の指標と離陸の要件

社会、経済学的説明は欧米諸国の歴史的経験からこの点を論ずる伝統的理論が主流。従って、近年一部で主唱されるDifferentiated-Approachとは異にして考える。

(1)近代化の段階指標：国民所得・産業別労働人口割合・農村生産物の全生産物価値比・鉱工業生産額・参政権・都市人口比・平均家族人数

(2)教育の近代化メルクマール：

(a)政府の財政的配慮、特権階級から全ての国民の子弟に機会の開放、初等段階の無償・義務制、宗教的権力から自由／能力に応じた教育の機会均等、教育費の対GNP 割合3-7%、単線型学校制度、子どもの権利重視（ナショナリズム・ヒューマニズム）

(b)民族的母国語による教授、科学技術的内容への傾斜（リアリズム）

(c)一斉教授、学年・学級の編成による計画的学習指導の展開（ラショナリズム）

(3)近代化離陸の要件：

ある社会が近代化に離陸するには、そのための先行的条件を巧妙に利用できるかどうか懸っている。

(a)政治経済的先行条件（商品経済、マニュファクチュアー） / (b)教育的先行条件（民間教育機関、リーダーシップ人材の排出、高い教育達成動機）⇔補述（Ⅲ.） / ※精神文化的先行条件（日本語の特性、身分階層制と価値観、典型的パーソナリティー）⇔補術（Ⅲ.）

☞ Key-words : ①国民所得、②初等段階の義務制、③単線型学校制度、④民族的母国語による教授、⑤日本語の特性、⑥教育達成動機

Ⅲ. 江戸期における離陸先行条件の分析

鎖国という閉鎖的安定状況の下で徐々に進行した商品経済化、農業生産力の上昇は、内部から幕藩体制を揺るがす社会・経済的要因（資本主義成立の初期条件）を醸成した。

また、身分階層に関係なく広汎に普及した様々な形態の教育訓練は、寺子屋・藩校・私塾等の民間教育機関を通じて実施され、3R+道徳的実践力をはじめ、日本人の近代的人間類型の基本的要素である立身出世観（教育達成動機）、家父長制的価値観（朱子学、儒学思想）を養った。以下、離陸のための教育的及び精神文化的先行条件について考察。

(1) 学校制度の遺産

- ① 非武士大衆の上・中層部（江戸末期で20,000校以上、7,000種）に広まった「寺子屋」／3R+道徳、自由通学制、授業料（野菜・果実も可）⇒ 別添資料
- ② 近世武士に漢学、人間教養、武芸を教授した「藩校」（慶應年間で219校）／他医学・洋学・国学・武学を教授、家臣団に通学義務。
- ③ 幕府直営の洋学研究・教育機関／対外的危機意識・立身出世観・旺盛な知的好奇心に訴える形で軍事部門を中心に西欧の科学・技術の達成動機を遅しくした。
- ④ 幕府、諸藩に仕えない民間人の自発的学芸教授機関の「私塾」／漢学・国学・洋学・数学・剣術等、全国から身分を問わず入塾、レベルは高度。（適塾、成宜園、鳴滝塾、松下村塾、鈴の屋塾等）近代化エリートの排出。

(2) 精神文化的遺産

教育的先行条件の主流である学校遺産と密接に関連する精神文化的遺産が、儒教道徳による家父長制的価値観の定着であり、同時に客観的基準に基づく実績評価の重視と個人的成功と集団目標の達成を調和させ、秩序ある競争を可能にする格好のイデオロギーとしてその後の明治時代でも有用性を保った。

道徳倫理としての朱子学、徳川家を頂点とし、藩・農村共同体を以て最小単位「家」への没我的精神、これら継承された「家」を盛り立てる個人の業績を評価されることに意義を見出す「価値志向」（強力な達成動機）などは、明治期の近代化創始の精神的エネルギーに転嫁する。

また、幕末に顕著となった身分的存在（得に武士階層）の希薄化と新たに必要となった「職」の遂行能力による封建的身分の再編成が、下級武士・上・中層農民・商人に強い影響を与えた。明治初期の廃藩置県／秩禄処分による士族はその社会的特権と経済的基盤を失いながらも教育によって開発されたその知的能力を武器に新たに拓かれた近代的職業（教員）に進出、その子弟も学歴取得により社会的上昇を図った（教育による「立身出世」への期待の先取り。）。

『日本語の特性』

300諸侯の封建領主による分割統治にも拘らず統一言語を保有。言語学的には、少しの知識でも日常の用に足る程度の表現が可能な書き言葉（表意文字の漢字／略字体と表音文字の仮名混じり）であったことが文盲率を短期間で解消（大衆教育の急速

な普及)した。

- Key-Words: ①資本主義経済の萌芽、②「寺子屋」／「私塾」等民間教育機関の群生と高い識字能力の普及、③家父長制的価値観と儒教道徳のアンビバランス

IV. 近代化創始期(～18年)における教育

軍事クーデターにより政権を奪取した薩長雄藩連合の明治政府は、太政官制のもと廃藩置県を断行、すかさず文部省は寺子屋、私塾等の民間教育施設を掌中に収め明治政府の中央統括の要の一つとした。

明治政府創始期の教育改革の根幹とその特徴を以下に概説。

(1) 学制発布

欧州近代国家に範をとり、学区(大・中・小)を設置、小学校は「寺子屋」・「私塾」を改装して開設(3年で必要な小学校の充足)、教育課程は東京に設置した師範学校に開発を命じ米国人スコットを師範として招聘、教科書は欧米諸学校の教科書を翻訳改作して全国に頒布。[小学校教則／東京師範学校編纂局]

東西両京の大学に全ての学校行政の統括させた。文部省設置後はこれに権限を委譲。

しかし、学校の統括及び教育費の負担に関する中央・地方の権限等の配分は試行錯誤の状況。

明治8年には、全国24,225校の小学校(40%が寺院、30%が民家の借用、1校あたり40~50人の児童)が開設、この数字は平成7年度の私立を含む小学校数25,548校と変わらないが、就学率は30%台と低く、保護者の負担も大きく学校廃止の農民暴動も発生。

米国の式師範学校を東京に設置、全国から生徒を募集して教員養成の中核にしようとした。卒業生は各府県の師範学校で教員養成に当たった。(論9輯論語, 52, 262人)

海外へは留学生を派遣して欧米の学術、文化から啓蒙を受けさせたり、欧米の学術書の移入・翻訳のほか外国人教師を高等教育機関へ招聘(東京開成学校等)したりして、学術、新しい文化に触れるよう教育。

国内の高等教育機関は、東京開成学校等の統合による東京大学、専門学校から構成された。

(2) 教育令及び改正教育令による教育行政の中央集権化

田中・モルレーによる教育令は明治12年に太政官布告された。これは、米国の教育事情に強く影響されたいやうで、地方の実情に即して緩やかな学制の整備を図らんとするもので、地方の教育負担の緩和を強調する内容と解釈された。そのため、経費節減のための廃校、校舎建設の中止等小学校の設置状況は後退し、就学率も減退する兆しも見られた。そこで政府は、学制同様地方政府への干渉の姿勢を強化、政府の督励・強圧を欠いては到底教育を普及できないとの強い方針で臨むことを再確認し、町村に小学校を必置させ、自由な方針による学校経営から地方の自由を束縛する文部省の中央統轄方針へ再転した

(改正教育令、13年)

各町村は府知事・県令の指示に従い、独立或いは連合して学齢児童を教育するための1若しくは数個の小学校を設置すること、学齢児童の就学は父母・後見人の責任であること、小学校3カ年の初等課程修了(小学校全課程8年制)までは毎年最低16週以上就学させること、私立学校への補助金廃止、学務委員の公選を廃止し政府直属の府知事・県令の任命によることとし、一度は地方分権に傾いた教育行政は再び中央集権的なものになったことが主な改正点。

また、改正教育令では、中等教育の目的を、中流以上の業務に就労するのに必要な適切な教育を施すこと、及び上級の学校に入学に必要な基礎教育を施すこととした。これは、最近までの中等教育の基本的な考え方を示したものとして意義がある。

しかし、同令においても専門学校及び実業学校の整備指針を示すべきところ必ずしも明確ではなく、医学・薬学のほか農業・商業等各学校分野ごとに学校通則が別に規定され、通達された。明治19年の学校令の原型となった意義は大きい。

【教学大旨/元田永孚】

天皇の命により、祖宗の訓典により仁義忠孝の道を明らかにし、孔子を範として先ず誠実品行を尊ぶよう心掛け、その上でそれぞれの才器に従い学究に励み、道徳と才芸を兼備することにより大中至誠の教学を天下に広むべし、との政府の国民教育の根本精神を起草した。

要は知識才芸よりも先に仁義忠孝に基づくいわば儒教的な道徳教育が我が国の教学の要として確立されるべきことを強調。→その後の基本的文教政策の方針→教育勅語(23年)(伊藤博文は、欧米の知識の急速な摂取を主張し、こうした復古調の伝統的思想に反対)

【教則大綱】

文部省は、教学大旨を踏まえ、学習指導の方針を改める標準が設定された。国民思想の確立、実生活に即応した教育内容(学校近傍の地理や、農工商業の初歩)。また、修身・歴史は、国民の精神の育成上特に重視された。

また、欧米の新知識を導入するのに急であったため翻訳教科書が主であったが、教学大旨を踏まえ、国民教化の精神に適合しないもの等は使用を禁止した。特に自由民権に関係のある図書は排除された。

近代教育制度の基本的整備

森初代文相(明治18年)、日清戦争後の井上毅文相により近代教育制度は整備された。

森は小学校・中学校・帝國大学及び師範学校制度を以て学校体制の基幹を築いた。これらの学校を経営する根本精神は国体主義(学校は国家のために教育を行う)にあり、軍事教育に深い関心を持った。この精神的基盤は教育勅語にあった。

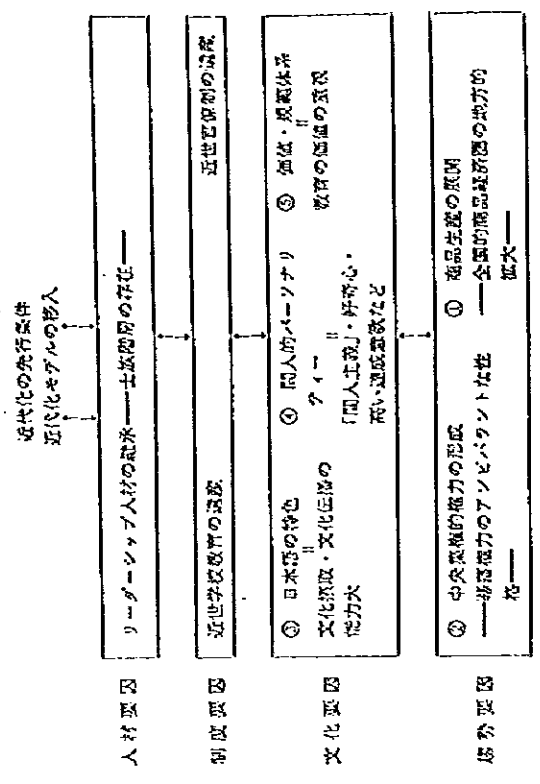
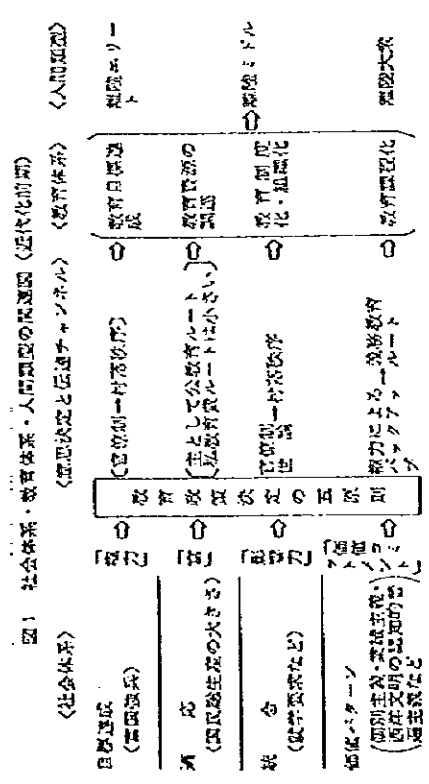
帝國大学は東京に1校、全国を5区に分けた第一から第五までの高等中学校、各府県には公費による尋常中学校を1校ずつ(50余校)との基本計画。

小学校令(19年)では尋常小学校は4年制で学級80人以下、父母後見人は法的就学義務、高等小学校は4年制で1学級60人以下、経費は授業料と寄付金により、不足分は町村費から補充。しかし、保護者加重負担のため就学率は低下したので、小学校教育費国庫補助法により教師の給与費に一部国が補助することになった(明治29年)。

改正小学校令(23年)では、徒弟学校・実業補習学校を小学校の種類として編入した。小学校の設置義務は各市町村にあり、これに堪えない場合は郡長が他の市町村と学校組合を設けさせて実施。

小学校は、道徳教育・国民教育・知識技能教育から構成。特に海外諸文明との関係において国家の近代的発展方策には「普通教育」が重要との考えであった。そして、教科書も文部大臣の検定したものに限定され、小学校教育(後の中等・師範・高等にも波及)の国家的統一方策は深更したのである。

資 料



〈幕末の社会が備えていた近代化先行条件〉

①経済的發展、②政治権力などは趨勢要因であり、④日本語の特色、⑤典型的パーソナリティ、⑥価値・規範体系（教育信仰を含め）は文化要因であり、⑦伝統的学校制度、⑧原初的官制制などは制度・組織的要素と考えられよう。そして最後に、人材要因が加わる。これらを図式化すれば、図8のようになる。

概論的・作画的に、日本を近代化するためには、これら先行条件の中に萌芽状態で存在している近代化の原初的モデルに、先進の西欧諸國の近代モデルを結合させて、わが國の社会風土になじむ「近代化モデル」をつくりあげることが必要であった。これが、明治維新という革命期の指導者の課題であった。

寺子屋は非武士大衆の上・中層部の子弟に、読み書き算術の基礎教育と、規制の厳しい封建社会で庶民が生きていくのに必要な道徳を教える場所であった。その規模は、教師一人につき生徒三〇人程度の規模で、生徒からのわずかな授業料によって維持されていた。

ここで、幕末の寺子屋の事例として、石川松太郎の研究により、江戸時代の末期、群馬縣勢多郡茂士見村大字原之郷というところで、侯家の松津任次郎が開いた「九十九座」をみてみよう。

「九十九座の始業時刻は朝五ツ時(午前八時)であった。寺子たちは幕府前のかととを字遣にすし、出かけるさいには父母に挨拶するよう、師匠からきびしく申しわたされていた。師匠の家にづくど、ひとさま玄関(あがりばな)で挨拶に「お早うございます」と頭を下げ、それから師匠の待つ部屋にはいる。そして「良令参りました」と手を打つ。この部屋には、正面に天神様(菅原道真の御像)の掛軸がかかり、子どもたちの前には天神様と呼ばれる板机が一列すておかれ、右に師と座、中央に及座(生徒を前座か前座で教えた手習用の板机)、そして左には手本が、ちろんすべて楷書にそろい、かかるといって掛けられていた。「心正しくて筆正し」の精神が形に表れようとしたものである。

午前中は、寺子のすべてが手習いにはげんだ。もともと、寺子それぞれの進度によって、手習う文字は異なっていた。はげりたこの子どもは、まず「いろは」を習った。三〇人もの寺子をおさる師匠だから、ひとりではなかなか手がまわらず、初歩のものは、前々一ツ(前用巻)右の赤丸巻)のように、兄弟子が代役で指導の役にあたった。手習いは、このように、寺子屋教育の中心業務であったが、それはただ文字を上手に書く、練習にすぎたため、この目標としていたのではなかった。「書く」ことを訓して「読む」ことを教える「読む」ことにより「既解」(既成)とせよとしたのである。それゆえ、日常得意に大切だとしてこの塾において身につけさせ、もちろんすべて、精神教育——礼儀作法の修けにいたるまで、この塾において果たせようとしたのであった。——甲——

今なくとも午前中は手習いに終始した生徒生徒たちだから、どうしても風調となり、子どもは退屈しちかじちか、いろいろな音を出してかす。全国共通の現象だとすると、江戸の寺子屋風習について、「小使(こし)も多量の手習子」「師の影ぞ七尺生ると人形かき」といった川柳が残されている。こんなのはまださしなほらで、「既解アル寺師ヲナシ、クカイヤニ行木(多量既解ノ派ノ類ナリ)ヲナルヒテ打手合ヒ、血ヲ流シテ相争ヒ、師ニモ殆ンド堪抗スル」(群馬縣教育普及維持法制定論)より、「恐るべき寺子ども」もいた。こうして書きたり、いたすらしらする寺子に対しては、師匠はらしめしとおもい罰を加えた。九十九座でも、叱つたり叩いたりしたのをはらめ、「菅原道真手習塾」の「寺子屋の政」にでてくる罰も似たようである。すなわち赤丸に火のついた燧管、右手に水をなみなみつけた茶わんを持たせ、いつまでも立たせておいた。罰せられることにより、つまり身体が辛痛にたえることでかえって文字をよく教える——訓習と畑竹とを結びつけてやえようとしたところに寺子屋教育の一つの特色があったといえる。

午後になると、上級の寺子は手習いをはなれた教科書の「読み」のみを習った。寺子と指導する師匠が机上の手本の文字を筆でさしなから読みを授けたのである。前述したように、「もの読み」教育は「もの書く」ことから自然に発生し発展する学習方法と考へられていた。

「読み」にはいったくらの寺子はまた「そろばん」の算古にもはげんだ。九十九座で使った教科書は、江戸時代を通じてあまり変わらなかつた「既解書」と「算用」を題する九九の算古をもちよらせた。師匠が用いたのは「本そろばん」で、これは五珠が二つずつついており、計算楽通のうまを習得すべきものであった。

九十九座では、手習い・読書・「そろばん」の学習のみなられたが、一般に農村部の寺子屋では「そろばん」の習古はなく、文字の読み、書きに終始したところが多かった。また、都市で女兒が数多く通じたところでは、綴り・筆などの教授がみられた。

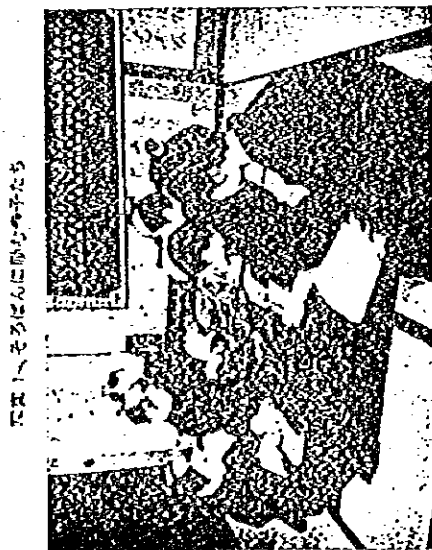


図1 「いろは」を習う寺子たち

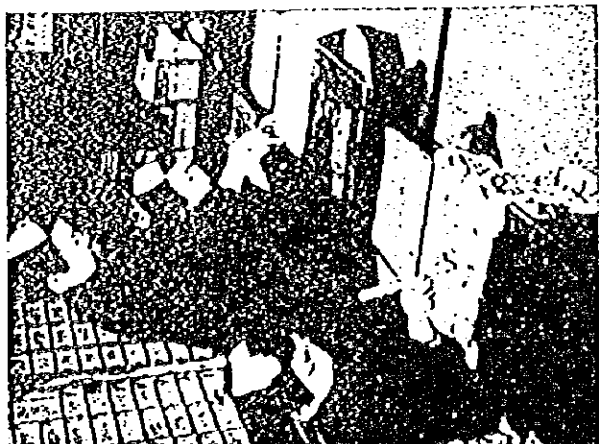


図2 「いろは」の手習い

以上、群馬文庫所蔵

図6 整理された明倫館(校舎、1719設立)

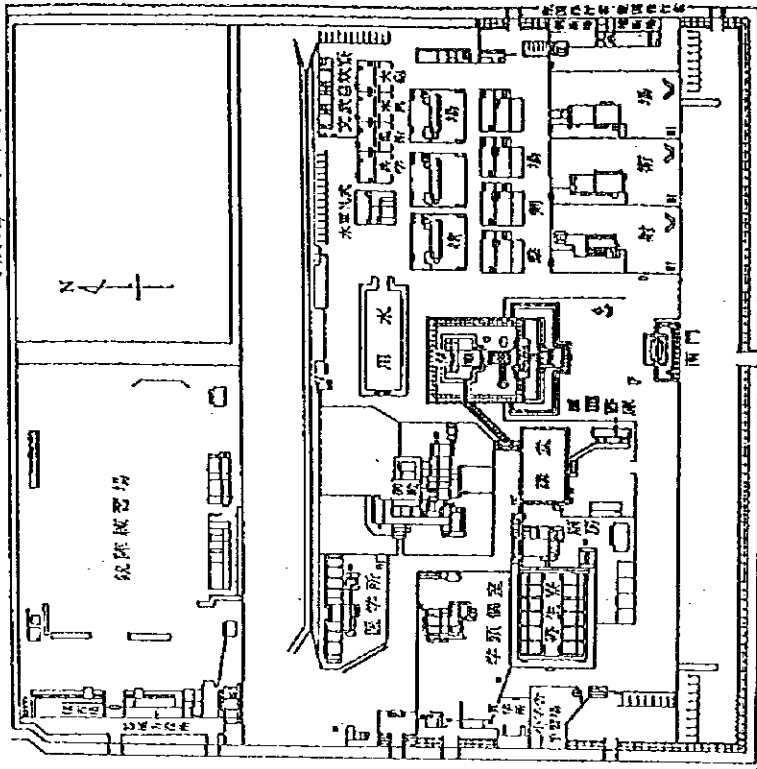


表1 小学生と大学生の課程表

| 小形 | 初等 | 中等 | 上等 | 等 |
|-----------|-------|----------|-------|---|
| 孝経・大学科 | 孝経新説 | | 大学新説 | |
| 論語・孟子・中庸科 | 論語新説 | 孟子新説 | 中庸新説 | |
| 五經・小学科 | 詩経・書経 | 礼記・春秋・易経 | 小学・家範 | |
| 大学生 | | | | |
| 試 | 試 | 試 | 試 | 試 |
| 題 | 題 | 題 | 題 | 題 |
| 目 | 目 | 目 | 目 | 目 |
| 孝経・小学科 | | | | |
| 大学・論語科 | | | | |
| 孟子・中庸科 | | | | |
| 詩経・書経科 | | | | |
| 易経・礼記・春秋科 | | | | |
| | | | | 法 |

石川謙、前代書、529~530頁より。

(漢教では) 教育課程や方法が著しく組織化されていることである。教育の中心が漢学教育におかれていたとは変わりなかったが、教科の学校化が著しく進んだ。漢学そのものの中味が六科に相分されたり、國学が導入されたりしたほか、医学教育では西方を導入するということが行われたのである。

他方、学習の方法も組織化された。たとえば七八歳から一四・五歳までの小学生では三科・八等級に、その上の大学生の場合、つまり一五・六歳になると五科制が採用されるというように、近代学校の多教科進級制に類似した複合等級制の教育形態がみられるように

なったのである。

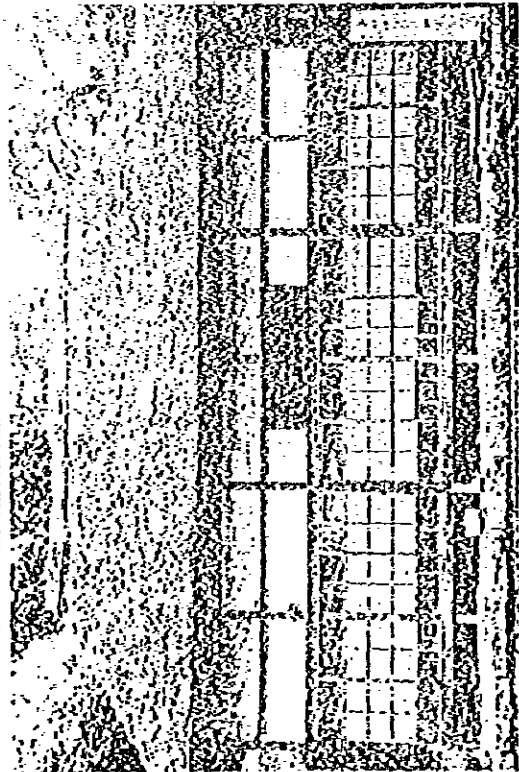
つまり、小学生では、使用する教科書によって「孝経・大学」「論語・孟子・中庸」「五経・小学」の三教科を受け、それぞれ初等・中等・上等の三等に分けられていた。そして、学習指導は古典の歌みに重点を置き、解釈は少年にも理解されやすい程度にとどめておく、という素読中心のものであった。

大学生となると「孝経・小学」「大学・論語」「孟子・中庸」「詩経・書経」「易経・礼記・春秋」の五科・五等級の課程となった。学習法も古典の内容を詳しく口述する講義、生徒どうしが討議をしながら学習をすすめる会読、あるいは自主・自学を試みる題読などがみられた。小学生といふ大学生といふ、等級をあがっていくためには、一回一回きしい試験を受けなければならなかったのである。

開設後まもなく或る村の、寺院を、教場にした「明治十八年ごろまでの（小）学校教育の概略

『福島縣教育史』

「午前十時を打ちしが鈴聲吉色蒼然、寺社の佛像数尊列し校庭敷として人なし、暫くして開校場の隙より五、六の童子出て来る。隙には頭火の形敷を帯び手に紙詰紙を掲ぐ、表小旗度、及後旗の足袋をばき、藍綱の帯を切りし着物を纏ひ、袴あり、折腰あり、平切主あり、蛇の目あり、ナン毛あり、ロクに皆さんお早うくと唱へ、下駄、足袋、藁草履、足巾を履き、午前十一時の音を聞き、生徒中少しく年階高けたるもの折を叩き、各童子は垣辺に跪るあり、隙にて頭火の取を取るあり、他左の丁他に膝席を並び跪るあり、四、五人をして読本を誦し、一、二をして、ため息を遣出す。年長者は廻り別早にて、お引きを遣返し乍ら日本外史の一節を三、四分讀し、正敷（マサナリ）正行（マサユキ）等と空祝し、漸く蒲籠に置れ倦みては庭前に角刀、或は木魚を叩き遊ばす」



立平山小学校が開設された天正寺の境内



明治9年落成した校舎（旧々校舎）

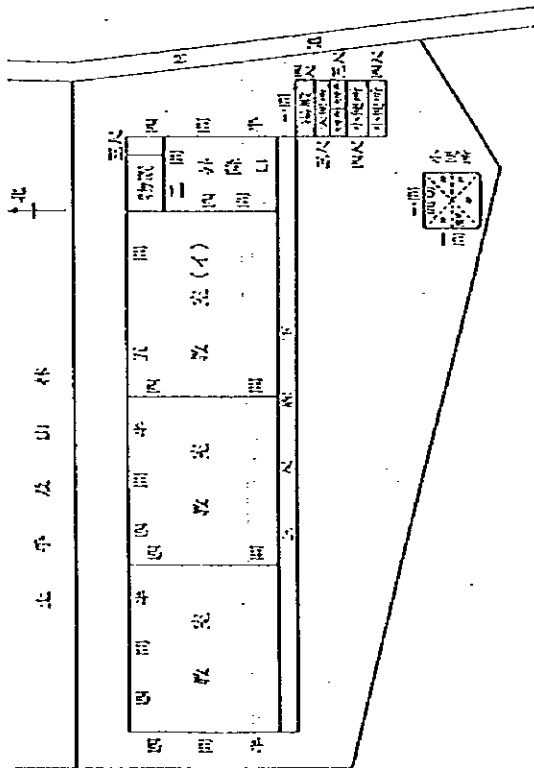


図 1-6-5 明治9年7月30日に落成した教会(1階のみ) (同じ翌10年6月に改築したもの)

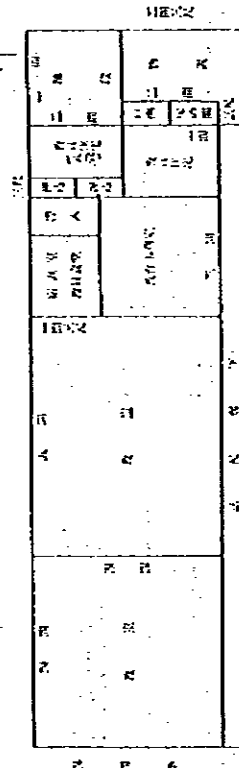


図 1-6-7 明治10年6月に増築した2階教会 (五平山村宮廷女学校)

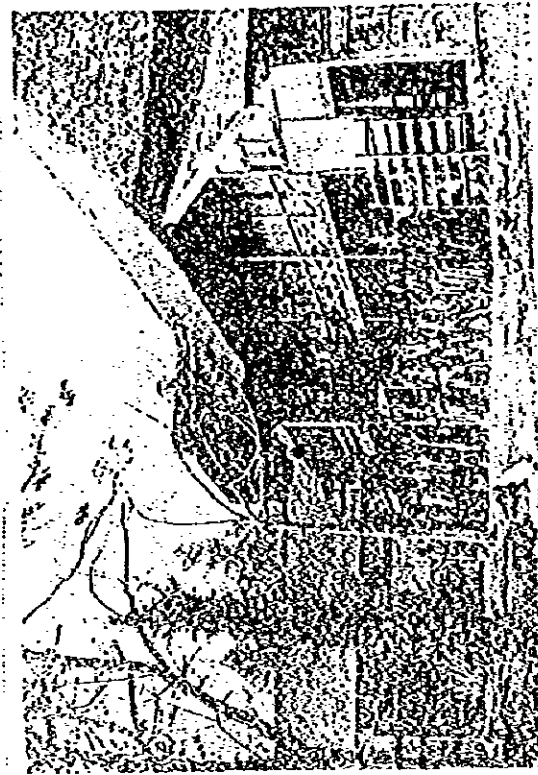


図 1-6-6 伊達郡石田小学校、五平宮廷女学校の教室 (明治7年)

15

(八年)九月建築ニ着手シ十一月上棟ノ運ニ至リシニ 會々地租改正ノ大憲法公布アリテ十月ヨリ突進セシニ由リ 人民其出賃ノ負擔ノ種ヘザルヲ慮リ種々ノ妥協ヲ建言シ工界ノ障礙ヲナシ 或ハ教員ニ迫リ中止ヲ請求スルアリ 遂ニ廢止論喧嘩ハ勢力強ク 殆ンド工界ヲ止メザルヲ俾サル場合ニ至レリ 此ニ於テ匠者或ハ學區取締等交々出張シ百万圓附ヲ加ヘ 漸ク十二月ニ上棟セシノミニテ突進ヲ中止セリ

而ルニ翌春ニ至リテハ改正ノ出賃益々増加シ人民ノ困窮モ頗重ニ達セシ故 中止論亦復然シ否暫旨出建築ノ資金出入キノナキノミナラス 甚シキニ至リテハ上棟セシ建築ノマア土地共ニ買却セント云フモアリテ之ニ甚同附加スルモノ尠ク大落度ノ初ナキニ至レリ 匠長山田氏大ニコレヲ憂慮シ斷々出張シ 東西談論シ且ツ警察署中(金六円ヲ附シ 當時ノ用地ニ概直市ノ地租改正等ノテ無利息ニテ私設ヲ立替エルノ約ヲ爲シ 人民漸ク納付シ四月新建築工シ七月落成開校ノ式ヲ行ヘリ 本校此年開校シテ建築上ノ便利ヲ得シハ謂クアテモナク 生徒且一日増加シ今日ノ數ヲ見ルニ至リシハ 匠長山田氏ノ力ト(用掛)宝瓶氏ノ寛容ニ由レリ 而シテ人民ヨリモ亦此年宝瓶へ返金セリ

学校經費の問題

(一) 受(授)業料

「学制」では、小学校の受業料は「一月五〇銭とし、ほかに一等の二五銭を認めて納入を義務づけているが、二人以上の入学者をもつ家庭に対する減額措置、有意の寄附によつて經營する貧小などをも定めてゐるが、「学制」自体大體は減免措置を認めていたので、規定通りの受業料を徴収した事例はない」といわれている。

同郡の掛田村では、「明治六年八月一日、本村安田利作外二十五名より金陸千七拾圓を年々十分の一、即ち毎年陸百七圓ずつ、向う十ヶ年間に完納の誓にて、本校資本金の中へ寄附願が出たので、学区賦課金は百九円六拾六銭七厘(但し一戸に付き金拾銭、旧高差石につき金五銭の割)を加へ、合計金貳百拾六円六拾六銭七厘をもつて、本校の毎年の經費」に当てたのである。即ち学校經費の約半分は寄附金により、残りの約半分は学区賦課金に拠つたわけである。

表1-6-5 福島県内小学校受業料

| | 明治6年 | 明治7年 | 明治8年 |
|---|--------|-------|-------|
| 上 | 年額150銭 | 月額25銭 | 前年と同じ |
| 中 | 75銭 | | |
| 下 | 12銭 | 6.25銭 | 〃 |

明治七年以降大正十二年(明治十六年以後は十年ごと)に至る外国人教師の数を示すと、次のとおりである。

| 年 度 | 人 数 |
|------|-----|
| 明治 7 | 77 |
| 8 | 72 |
| 9 | 78 |
| 10 | 53 |
| 11 | 48 |
| 12 | 45 |
| 13 | 39 |
| 14 | 27 |
| 15 | 27 |
| 16 | 24 |
| 26 | 38 |
| 30 | 66 |
| 大正 2 | 105 |
| 12 | 155 |

表1 御座教師國籍別・期間別在留人員

| 年 別 | 年(町年) | | | | |
|------|-------|------|-------|-------|--|
| | 1~5 | 6~10 | 11~15 | 16~20 | |
| ドイツ | 9 | 33 | 25 | 22 | |
| イギリス | 9 | 12 | 14 | 11 | |
| アメリカ | 13 | 20 | 11 | 5 | |
| フランス | 7 | 13 | 5 | 3 | |
| その他 | 2 | | 4 | 4 | |
| 計 | 40 | 78 | 59 | 45 | |

尾花祐成「西洋教育者の来日」『洋国志研究 研究所紀要』第19集、筑波社、昭和36年、102-103, 33頁

表1は、明治前期の國籍別御座教師の数を示したものである。ここに、西洋文明の選択的摂取という特質をはつきりうかがうことができるであろう。

さらに、その専門分野別の傾向を分析して、尾形裕隆は次のように述べている。

人文科学はイギリスが最も多く、次いでドイツ、アメリカ、フランスの順である。社会科学は、ドイツ、アメリカがほとんど伯仲、フランスがこれに次いでいる。自然科学は、ドイツが最も多く、次いでイギリス、アメリカの順になっている。

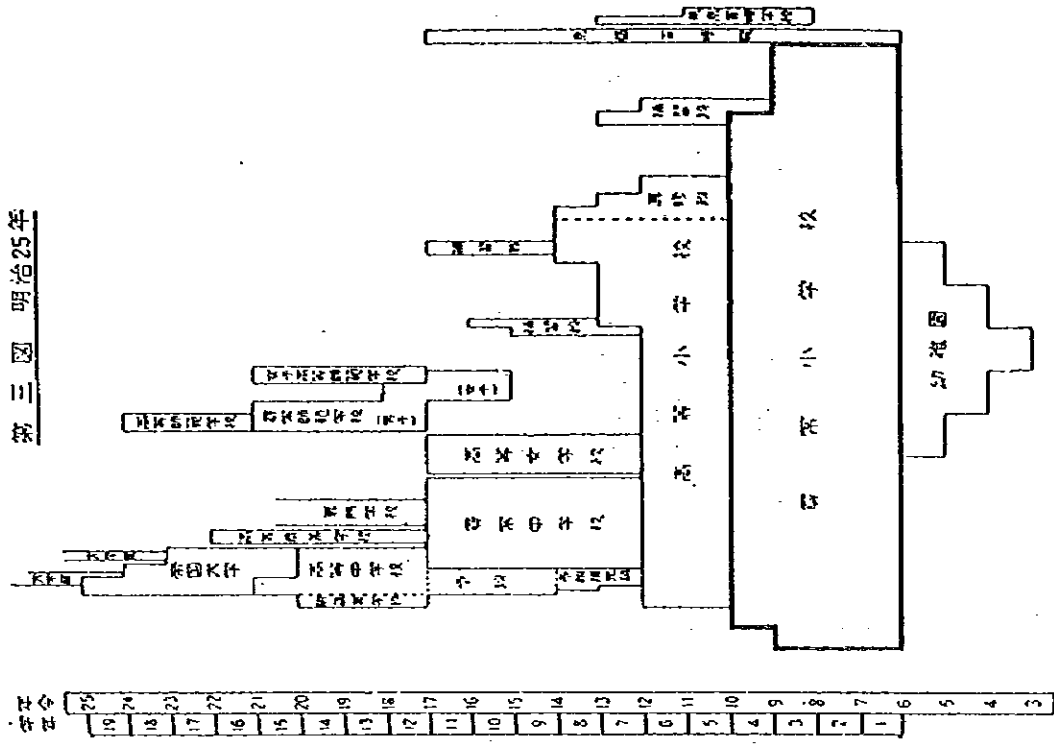
なお、このような選択的摂取という傾向は、教育の教制度がつくられていく過程にもみられた。それは、明治維新以降の教育制度が、ある一つの國の教育制度をモデルとしてつくられたのではなく、いくつかの國のそれを参考

にし、それらを組み合わせることによってつくられたという事実にもみられる。

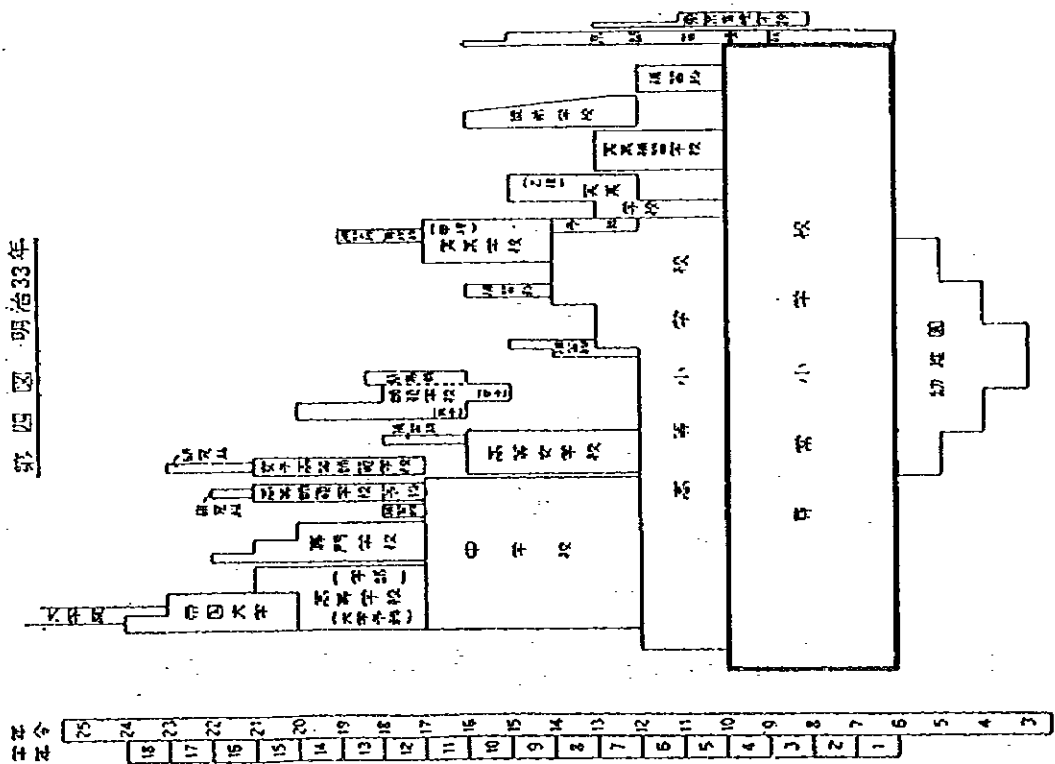
明治八年から十八年までの留學生の数を年度別に示すと、次のとおりである。

| 年 度 | 年度末留學生数 | その年度留學生数 | その年度帰朝した者 | 中途で帰朝したもの |
|------|---------|----------|-----------|-----------|
| 明治 8 | 11 | 11 | | |
| 9 | 21 | 10 | | |
| 10 | 19 | | | 2 |
| 11 | 19 | 7 | | |
| 12 | 26 | 5 | 10 | 2 |
| 13 | 19 | | 8 | |
| 14 | 11 | | 2(女子2) | |
| 15 | 18 | 9 | 4 | |
| 16 | 20 | 6 | 4 | |
| 17 | 22 | 6(私塾3) | 4 | |
| 18 | 20 | 4 | 6 | |

第三圖 明治25年



第四圖 明治33年



第1表 学齡児童および学齡生徒

| 年 度 | 児 | | | 学 | | | 学 | | |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|-------|---|
| | 数 | | 計 | 数 | | 計 | 数 | | 計 |
| | 男 | 女 | | 男 | 女 | | 男 | 女 | |
| 明治 | 4,805,341 | 1,999,216 | 1,182,968 | 680,335 | 302,633 | 26,13 | 39,90 | 15,14 | |
| 7 | 4,923,272 | 2,059,572 | 1,590,115 | 1,183,781 | 406,394 | 32,30 | 46,17 | 17,22 | |
| 8 | 5,251,036 | 2,316,662 | 1,848,080 | 1,280,572 | 467,508 | 35,19 | 50,49 | 18,58 | |
| 9 | 5,160,618 | 2,467,704 | 1,977,358 | 1,458,382 | 518,776 | 38,32 | 54,16 | 21,03 | |
| 10 | 5,251,007 | 2,523,540 | 2,094,298 | 1,526,907 | 567,391 | 39,88 | 55,97 | 22,48 | |
| 11 | 5,281,727 | 2,530,343 | 2,179,267 | 1,584,417 | 594,850 | 41,26 | 57,59 | 23,51 | |
| 12 | 5,371,383 | 2,571,619 | 2,210,607 | 1,659,701 | 580,906 | 41,16 | 58,21 | 22,59 | |
| 13 | 5,533,196 | 2,654,688 | 2,271,850 | 1,690,277 | 591,573 | 41,06 | 58,72 | 21,91 | |
| 14 | 5,615,007 | 2,700,286 | 2,413,586 | 1,747,451 | 666,133 | 42,98 | 59,95 | 24,67 | |
| 15 | 5,750,946 | 2,756,202 | 2,789,776 | 1,936,019 | 853,757 | 48,51 | 64,65 | 30,98 | |
| 16 | 5,952,006 | 2,864,219 | 3,037,270 | 2,073,648 | 963,622 | 51,03 | 67,16 | 33,64 | |
| 17 | 6,164,190 | 2,964,506 | 3,129,073 | 2,142,267 | 986,306 | 50,76 | 66,95 | 33,29 | |
| 18 | 6,413,684 | 3,076,781 | 3,182,232 | 2,195,617 | 986,615 | 49,62 | 68,80 | 32,07 | |
| 19 | 6,611,461 | 3,138,674 | 3,063,186 | 2,152,767 | 910,419 | 46,33 | 61,99 | 29,01 | |
| 20 | 6,740,929 | 3,221,157 | 3,033,116 | 2,122,657 | 910,259 | 45,00 | 60,31 | 26,26 | |
| 21 | 6,920,345 | 3,301,619 | 3,277,489 | 2,279,972 | 997,517 | 47,36 | 63,00 | 30,21 | |
| 22 | 7,078,564 | 3,369,400 | 3,410,422 | 2,384,369 | 1,026,053 | 48,18 | 64,28 | 30,45 | |
| 23 | 7,195,412 | 3,429,428 | 3,520,718 | 2,453,019 | 1,067,699 | 48,93 | 65,14 | 31,13 | |
| 24 | 7,220,450 | 3,437,015 | 3,632,852 | 2,524,493 | 1,107,759 | 50,31 | 66,72 | 32,23 | |
| 25 | 7,356,724 | 3,453,065 | 4,056,262 | 2,797,256 | 1,259,006 | 55,14 | 71,66 | 36,46 | |
| 26 | 7,263,202 | 3,407,703 | 4,265,590 | 2,882,415 | 1,283,175 | 58,73 | 74,76 | 40,59 | |
| 27 | 7,320,191 | 3,412,842 | 4,518,137 | 3,014,233 | 1,503,904 | 61,72 | 77,14 | 44,07 | |
| 28 | 7,083,148 | 3,326,120 | 4,338,069 | 2,878,096 | 1,459,973 | 61,24 | 76,65 | 43,87 | |
| 29 | 7,187,059 | 3,374,384 | 4,615,842 | 3,012,110 | 1,603,732 | 64,22 | 79,00 | 47,52 | |
| 30 | 7,175,786 | 3,374,927 | 4,782,771 | 3,066,278 | 1,716,473 | 66,65 | 80,67 | 50,86 | |
| 31 | 7,125,766 | 3,355,666 | 4,910,280 | 3,107,295 | 1,803,085 | 68,91 | 82,42 | 53,73 | |
| 32 | 7,097,430 | 3,337,432 | 5,163,624 | 3,181,483 | 1,982,141 | 72,75 | 85,04 | 59,04 | |
| 33 | 6,851,373 | 3,420,784 | 5,321,726 | 3,090,563 | 2,231,163 | 81,48 | 90,55 | 71,72 | |
| 34 | 6,497,489 | 3,388,273 | 5,720,926 | 3,177,486 | 2,543,440 | 86,05 | 93,78 | 81,89 | |
| 35 | 6,502,665 | 3,333,415 | 5,955,293 | 3,241,460 | 2,713,833 | 91,57 | 95,80 | 87,00 | |
| 36 | 6,410,210 | 3,332,162 | 5,976,124 | 3,218,694 | 2,757,430 | 92,23 | 96,59 | 89,58 | |
| 37 | 6,518,871 | 3,321,351 | 6,155,546 | 3,295,037 | 2,860,509 | 94,43 | 97,16 | 91,46 | |
| 38 | 6,685,422 | 3,475,617 | 6,392,336 | 3,376,312 | 2,996,024 | 95,62 | 97,72 | 93,34 | |
| 39 | 6,816,699 | 3,551,751 | 6,691,620 | 3,486,339 | 3,115,281 | 96,51 | 98,16 | 94,34 | |
| 40 | 7,024,930 | 3,650,211 | 6,841,038 | 3,596,615 | 3,244,423 | 97,38 | 98,53 | 96,14 | |
| 41 | 7,264,470 | 3,782,159 | 7,107,266 | 3,734,004 | 3,373,262 | 97,83 | 98,73 | 96,86 | |
| 42 | 7,461,172 | 3,902,355 | 7,319,399 | 3,837,957 | 3,461,442 | 98,10 | 98,86 | 97,28 | |
| 43 | 7,474,703 | 3,907,437 | 7,335,545 | 3,861,791 | 3,473,734 | 98,14 | 97,38 | 97,54 | |
| 44 | 7,336,867 | 3,823,063 | 7,204,897 | 3,779,603 | 3,425,294 | 98,70 | 98,81 | 98,54 | |
| 45 | 7,344,339 | 3,822,081 | 7,214,585 | 3,776,211 | 3,435,374 | 98,23 | 98,60 | 97,67 | |
| 大正 | 7,413,168 | 3,854,376 | 7,276,924 | 3,805,817 | 3,471,107 | 98,16 | 98,74 | 97,54 | |
| 3 | 7,577,664 | 3,932,091 | 7,445,554 | 3,885,098 | 3,560,456 | 98,26 | 98,80 | 97,67 | |
| 4 | 7,781,938 | 4,004,943 | 7,613,367 | 3,952,266 | 3,651,101 | 98,47 | 98,83 | 97,96 | |
| 5 | 7,901,268 | 4,087,498 | 7,791,371 | 4,047,008 | 3,744,363 | 98,61 | 99,01 | 98,18 | |
| 6 | 8,104,815 | 4,181,133 | 8,001,703 | 4,141,429 | 3,860,274 | 98,73 | 99,05 | 98,38 | |
| 7 | 8,353,117 | 4,300,625 | 8,257,916 | 4,262,843 | 3,995,073 | 98,86 | 99,12 | 98,58 | |
| 8 | 8,671,701 | 4,464,004 | 8,577,918 | 4,425,613 | 4,152,305 | 98,92 | 99,14 | 98,68 | |

第3表 小学校

校

| 年度 | 学 校 | | | | 校 数 | | | | 学 生 | | | |
|----|-----|--------|-----|---|---------|---------|--------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
| | 学 校 | | 分 校 | | 校 数 | | 分 校 | | 学 生 | | 分 校 | |
| | 計 | 本 | 分 | 校 | 計 | 分 | 校 | 計 | 分 | 校 | 分 | 校 |
| 明治 | 6 | 17,597 | — | — | 27,107 | 26,696 | 411 | 1,276,190 | 1,008,011 | 318,179 | — | — |
| | 7 | 20,017 | — | — | 36,866 | 36,204 | 662 | 1,714,766 | 1,297,240 | 417,526 | — | — |
| | 8 | 24,803 | — | — | 44,565 | 43,767 | 798 | 1,926,126 | 1,462,059 | 464,067 | — | — |
| | 9 | 24,947 | — | — | 53,562 | 51,014 | 1,248 | 2,067,601 | 1,540,841 | 526,760 | — | — |
| | 10 | 25,459 | — | — | 59,925 | 56,267 | 1,558 | 2,162,962 | 1,594,742 | 568,220 | — | — |
| | 11 | 26,584 | — | — | 65,612 | 63,647 | 1,965 | 2,273,224 | 1,671,276 | 601,948 | — | — |
| | 12 | 28,025 | — | — | 71,046 | 68,676 | 2,350 | 2,315,070 | 1,717,422 | 597,648 | — | — |
| | 13 | 28,410 | — | — | 73,562 | 70,906 | 2,256 | 2,348,659 | 1,762,113 | 586,746 | — | — |
| | 14 | 28,742 | — | — | 76,618 | 74,144 | 2,474 | 2,607,177 | 1,724,991 | 691,003 | 150,585 | 40,598 |
| | 15 | 29,081 | — | — | 84,765 | 81,789 | 2,976 | 3,004,137 | 1,943,092 | 885,486 | 141,532 | 34,027 |
| | 16 | 30,156 | — | — | 91,636 | 87,549 | 4,087 | 3,237,507 | 2,065,631 | 990,212 | 150,727 | 30,937 |
| | 17 | 29,233 | — | — | 97,316 | 92,706 | 4,610 | 3,233,226 | 2,040,327 | 976,854 | 179,048 | 37,497 |
| | 18 | 28,283 | — | — | 99,510 | 94,629 | 4,881 | 3,097,235 | — | — | — | — |
| | 19 | 28,556 | — | — | 79,676 | 76,429 | 3,453 | 2,802,639 | 1,909,335 | 798,149 | 78,844 | 16,291 |
| | 20 | 25,530 | — | — | 56,836 | 54,555 | 2,281 | 2,713,391 | 1,736,670 | 776,829 | 116,424 | 23,468 |
| | 21 | 25,953 | — | — | 62,517 | 59,512 | 3,005 | 2,927,968 | 1,914,710 | 834,158 | 146,643 | 32,257 |
| | 22 | 26,102 | — | — | 65,665 | 62,932 | 3,333 | 3,031,928 | 1,977,466 | 851,731 | 166,672 | 36,059 |
| | 23 | 26,017 | — | — | 67,730 | 65,977 | 3,753 | 3,076,400 | 1,989,563 | 873,918 | 191,349 | 41,570 |
| | 24 | 25,974 | — | — | 69,408 | 65,459 | 4,149 | 3,153,813 | 1,994,272 | 896,421 | 214,788 | 48,332 |
| | 25 | 23,627 | — | — | 59,796 | 56,395 | 3,401 | 3,165,410 | 1,959,762 | 913,675 | 237,676 | 54,297 |
| | 26 | 23,960 | — | — | 61,556 | 57,595 | 3,961 | 3,337,560 | 1,980,249 | 1,005,353 | 285,776 | 66,182 |
| | 27 | 24,046 | — | — | 63,035 | 58,357 | 4,678 | 3,501,071 | 2,014,690 | 1,083,621 | 326,295 | 76,473 |
| | 28 | 26,631 | — | — | 73,182 | 66,368 | 6,814 | 3,670,345 | 2,037,207 | 1,141,472 | 378,016 | 93,650 |
| | 29 | 26,855 | — | — | 76,093 | 68,285 | 7,808 | 3,877,981 | 2,099,663 | 1,234,261 | 433,609 | 110,448 |
| | 30 | 26,860 | — | — | 79,279 | 70,618 | 8,661 | 3,994,626 | 2,085,424 | 1,291,292 | 485,484 | 132,656 |
| | 31 | 26,824 | — | — | 83,566 | 73,665 | 9,901 | 4,062,418 | 2,039,041 | 1,321,874 | 543,236 | 158,267 |
| | 32 | 26,997 | — | — | 88,660 | 77,029 | 11,631 | 4,303,623 | 2,054,632 | 1,445,548 | 617,540 | 184,702 |
| | 33 | 26,857 | — | — | 92,899 | 80,672 | 12,227 | 4,603,598 | 2,116,249 | 1,688,069 | 667,448 | 209,822 |
| | 34 | 27,010 | — | — | 102,700 | 87,409 | 15,291 | 4,980,604 | 2,125,652 | 1,906,175 | 711,220 | 237,557 |
| | 35 | 27,154 | — | — | 109,118 | 91,650 | 17,468 | 5,135,487 | 2,139,651 | 1,995,060 | 733,392 | 267,384 |
| | 36 | 27,138 | — | — | 108,360 | 89,734 | 18,626 | 5,084,099 | 2,082,455 | 1,950,430 | 750,593 | 300,621 |
| | 37 | 27,383 | — | — | 105,301 | 85,154 | 20,147 | 5,184,113 | 2,090,795 | 1,946,180 | 783,336 | 331,609 |
| | 38 | 27,407 | — | — | 109,975 | 87,707 | 22,268 | 5,348,213 | 2,127,134 | 1,983,284 | 852,531 | 385,244 |
| | 39 | 27,269 | — | — | 116,070 | 91,295 | 24,675 | 5,514,735 | 2,155,482 | 2,014,904 | 908,781 | 425,568 |
| | 40 | 27,125 | — | — | 122,038 | — | — | 5,713,692 | 4,244,303 | 1,369,315 | — | — |
| | 41 | 26,366 | — | — | 134,337 | 99,490 | 34,847 | 5,996,139 | 2,896,906 | 2,467,036 | 434,635 | 197,567 |
| | 42 | 26,084 | — | — | 144,206 | 106,104 | 38,322 | 6,273,592 | 3,186,369 | 2,781,580 | 351,767 | 151,876 |
| | 43 | 25,910 | — | — | 152,011 | 111,054 | 40,957 | 6,861,718 | 3,326,074 | 3,009,187 | 368,503 | 157,954 |
| | 44 | 25,750 | — | — | 157,536 | 114,797 | 42,739 | 7,023,661 | 3,268,245 | 3,084,081 | 395,739 | 175,596 |
| | 45 | 25,673 | — | — | 156,601 | 115,187 | 43,414 | 7,027,430 | 3,349,643 | 3,082,441 | 418,022 | 187,354 |

1. 近代化過程への離陸期における教育基盤の変容

明治20年代に入って、国民所得や鉱工業指数の飛躍的上昇に見られるように我が国の経済基盤は近代化に向け急速に強化されていくが、そうした中で、教育そのものも近代化の過程を歩み始めることになる。

今回は、近代化に向かい本格的な離陸を開始した日本の経済構造（産業革命の達成を含む。）の変化と教育体系の変容を考察することから始めよう。

○国民所得の飛躍的増加（産業革命は20年代中期～30年代）は、公教育費の大幅な増加を実現（義務教育費2倍・中等で1.6倍・高等で9倍、在学者は、それぞれ1.7倍・6倍・2.1倍、学生当たり教育費は1.2倍・2.7倍・4.3倍／明治18年を基準年33年比）

○学制期には、児童の就学が各家庭から労働力を奪う、学校設立維持の家庭過重負担、教育内容が国民生活から大きく乖離を理由に学齢期の就学率は5.0%前後と低迷。

しかし、産業革命期を経て急速に上昇、明治44年には9.8%（男女ほぼ同じ）に急伸（前回資料参照）。その理由は、

（手書き）

- ①GNP 一人当たりが10年代の3倍、児童労働に全面的に依存する家庭の減少、
- ②国家による義務教育の無償化の重視、③近代的教育課程が漸次現実の社会生活に根を下ろし始めた、ことによる。
- ⇒ 初等教育の普遍化は、「上から」の義務教育化政策を「下から」支える土壌が形成されたことによる。

（手書き）

◎中等学校：

就学者は同一年令人口比で男1.2%、女0.2%（明治23年）と極めて低位であるが、明治30年代後半に入ると一変する。

即ち、経済力の上昇、自らの階層的地位の向上のための高等教育機関への進学希望の高揚等から、従来の士族・官公吏出身の子弟以外の農業(40%)、公務・自由業(40%)、商業(20%)からの進出が見られるようになった。

この結果、中等教育就学率の同一年令人口比で、男(6.9%)・女(1.7%)に達した(38年)。

M30年代後半において初等から中等・高等へと全ての学校段階で4～5年のタイムラグを示しながら、上昇するGNPを基盤に就学要求が増大し「上から」の教育近代化政策を「下から」支えるようになってきた。これ以後就学要求は一貫して上昇傾向を示し、近代化に向かった教育制度の離陸を可能にした。

M30年代後半 1万人 教員ストック
M40年代前半 8万人 教員ストック } 急激な伸び

○ 近代化前期における教育体系の構造

(1) 我が国特有の教育目標の二重構造：「学問」と「教育」の峻別の上に教育制度を構築した（森文相）。即ち「国家の須要に應ずる學術技芸を教授し深く事物の真理を考究し」（帝国大学令1条）積極的に西欧の近代文化を摂取、近代的技術や制度の運営に当たるエリート群を育成する帝国大学（高等教育）と、「臣民たるの本分を弁え、倫理を行い各人自己の福利を享るに足るべき訓練」として修身を筆頭に道德教育を重視し、実用的な教育内容として読み書きにこれを限定、家族国家イデオロギーによる国家と家族と村落共同体に忠誠を尽くす臣民教育を行う初等義務教育とから構成された。

こうした大枠の下で、小学から大学まで一貫した国家主義的体制原理が敷かれた。

そして、注目すべきは、一度は全ての者が等しく小学校に在学して「臣民化」の教育を受け、その後「能力」（業績主義的原理）によって上級の学校へ上る（吸収される）仕組みであり、出身階層別の社会階層の分化を「教育」によって能力差に基づく分化に近づけた（立身出世の思想の貫徹／社会的・経済的身分への接近は能力主義により開放）

(2) 産業的マンパワー教育：井上毅文相（明治26年）は、当時の産業革命を想定しつつ産業教育の補完的役割を強化すべく「実業補習学校」規定・「実業教育費国庫補助法」を制定した。これは、専門学校令（明治36年）による高等教育基盤強化を内容とする本格的な産業教育体制の整備へと発展する。

→ 97 (1) は私学

○ 教育財政の状況（取り分け保護者負担について）

義務制初等教育費：受益者負担（民費）を原則授業料の比率は明治19年前では4～7%（1872年28,442校中60%が義務制／1875年）。その後、森文相の授業料本則主義により20%台になるが長続きしなかった。

主財源は、広義の民費である市区町村費（国庫補助、府県税収入を除く自己財源）で60～70%台を占めた。当時農民の家計費に占める教育費の負担は3～4%台でその生活レベルからは重い負担。（平成4年統計では7.8%）負担割合

中等教育費：都道府県費を中心地方税による都道府県費が70%近く、受益者（私費）負担が30%。高等教育費：国費を中心国費が60%近く、私学センター（？）20%、都道府県費7%、その他14%⇒当初は初等教育に80%近く、高等教育に20%、中等教育には数%の配分。40年代に入ると初等60%台、中等20%近く、高等20%近くになった。教育費の割合

西欧に遅れて近代化にスタートした国に共通の傾向で、エリート・教員の養成と大衆の初等教育という両極から出発し、一歩遅れて中等教育に教育費が回されるというパターンを採った。

経費の内訳は、先ずは大半が教員の給与（教育＝ヒト）に充当、その後に施設・設備費が上昇。（中等教育は逆、高等教育は帝国大学の育成が中心で、教員給与が当初は主流、後に投資的経費にも割く傾向）

細税の行いの見方

教育財源の考案

㊦ 近代的行財政制度の確立と教育

第22年 大日本帝国憲法、21年 市町村制、23年 府県制により中央・地方の立憲的行財政制度が確立。この上に公教育制度を乗せ、その財政的基盤形成の法制度が整った。

初等教育費は設置者負担主義により市町村費、これに一部受益者負担として授業料・寄付金により賄った（授業料を原則徴収しないとしたのは第33年の改正小学校令、しかし、例外的な徴収も認められ、その後も義務教育費の10%弱）。

国庫補助は市町村立小学校教員給与国庫補助法により復活（第33年）。

中等教育財政も設置者負担主義が原則とされた。但し、小学校と異なり受益者負担としての授業料の徴収が義務付けられた。

高等教育に関しては、「帝国大学特別会計法」等により国が責任を以て「学問研究」を制度的に保障。

（注）～簡易近代学校の群生と近代化前期における過渡的役割～

小学簡易科（修業年限3年以内、読書・作文・習字・算術、授業時間2～3時間/日）が就学率向上を企図して設置したが、小学校総数の45%が最盛期で伸びなかった（貧民学校との誇りで、国民は敬遠）

変則中学校（教則外の短期、数教科/公立65校、私立514校もあった）、外国語学校（短期の速習コース、官立2校、公立6校、私立26校）、近代化の実務的技術官僚養成学校として工部省・司法省が専門一科の応用学を外国語で教授。

また、医学教育の簡易変則な教授を東京医学校内で実施（通学生教場）。農業分野では札幌農学校・駒場農学校（試業科）、工業分野では東京開成学校内の製作学教場があった。

⇒ 何よりも現実の教育要求に対応するために過渡的に群生し、近代化への離陸条件を形成。近代化へ速成人材を排出した後、廃止若しくは他の機関（私立大学等）へ転生していった。

㊦ 教員養成体系の成立

「教師－生徒・学生」関係は、日本の教育の关系的資源。近代的教科を担当できる職業人としての教員の養成を欧米の先進国をモデルに試行錯誤。

その結果、①国家主義を中心とする道徳性の重視、②オールラウンドな教科必修主義、③実践・実習の重視を根幹とする初等教員養成課程が骨格とされた。

養成過程では終始「順良・信愛・威重」という家父長制的人格特性が強調され、これを養うために効果的な全寮制が採用された。

要は「臣民」の再生産に直結した役割が師範学校に期待され、学資は全額公費で賄われた。

初等教員は大半が農村の小地主層の子弟出身で、府県立師範学校に入学。総じて彼らの生活は厳しく、離退職が頻繁に起こった。（別添資料参照）

一方高等師範学校、女子高等師範学校は師範学校の教員養成を主に、中等教員の養成は副とした。中学校や女学校、実業学校の教員は帝国大学や公私の専門学校卒業者が就いたので、上記のような「臣民」としてのモラル・道徳性ではなく、アカデミックな認知的基準により採用された。また、彼らは中等教員の半数を占めた。

高等教育レベルでは、帝国大学が唯一の本格的な教員供給機関であり、その30%が専門学校を含む高等教育機関の教員に就いた。帝国大学以外の高等教育機関は、卒業生の中から優秀な人材を選抜した。

ロ 日本の複線型学校制度

教育的価値は、既に観たように大きく三つの要素から構成されていた。

(a)認知的合理性の要素であるアカデミックな学問的要素、(b)特定の職業活動や一般的な社会的活動に必要な知識・技能等3Rs等実用的要素、(c)認知的・倫理的両面を含んだ基底的な判断基準であるイデオロギー（天皇制家族国家主義は、国民の集合的な行動を正当化し合理化し鼓舞するもの）の3要素。

これらの要素は、学校段階や学校類型によってそれぞれに異なった割合で結合し、その教育機会を得た国民はそれぞれ多様な「近代的」マンパワーとして社会に配置された。

（別添資料「学校体系と教育価値」参照）

学校段階でいうと、第一はあらゆる社会階層の子弟に「共通の教育内容」を学習させる4年制の義務教育により、家父長制的パーソナリティーをもった教師から学習することで、「ナショナリズムによる統合」機能が果たされた。

その上に中等教育以後は多様な最終目標をもった学校が整備された。更に、帝国大学コースは官僚の養成機関としてエリート養成に、専門学校は高等教育の傍系として技術者、専門職のマンパワーを養成、高等師範（東京、広島）は教育エリートの養成を担った。

こうしたメリトクラシーを原理とする「選抜」は江戸期にもその原型が一部に見られたが、西洋近代化モデルを移入する過程で厳格なものとして定着し、小学校の段階から実施された。注目すべきは、こうした「選抜」に際して様々な学校行事、儀礼（コンテスト方式）という形式を備えた「試験」が工夫され、その厳しさと晴れがましさを兼ね備えたことである。

例えば東大予科では20%の卒業率、進学後の大学卒業率は70%と厳しく、首席は天皇から「銀時計」を慣行として下賜されたことは、象徴的意義を持ったのである。また、出身学生層は、初期の貧乏士族の子弟から次第に官庁・企業の上級管理者・地主層へ移行した。

エリートの王道としての「小学校⇒中学校⇒高等学校⇒帝国大学」は政界／産業界／文化界のトップリーダー、専門学校卒は地方の名望家乃至大企業の間接管理者、中等学校卒は地方の中間的リーダー、初等学校卒は貧農・小農層・賃労働者という日本独自の学

歴社会の原型が形成された。(次ぎの2. で詳述)

II. 高等教育が果たした近代化の役割と日本型エリートの形成

近代化への離陸に大きく貢献した要因の一つとして高等教育機関の役割が挙げられるが、それは、大きく分けて学理的研究・教育に傾斜した帝国大学(東京・京都)と産業技術の進展との関連性を重視した専門学校(私学の比率が比較的高い)の二つの系列から構成されていた。

お雇い外国人教師の外国語教授から出発した官立の高等教育機関が、国家の樞要を担う官僚技術者の養成に大きな役割を果たす一方で、広汎な国民の教育達成動機に支えられた上級の学校での日本語による教育・訓練を経て社会的地位向上への意欲を満たす「専門学校」は、中堅以上技術者への卵に西洋の知識・技能の伝達の役割を果たすことになる。

帝国大学令(明治19年)、実業補習学校規定(明治26年)、そして明治36年の専門学校令は、日清戦役を機に本格化した産業革命を完遂し近代産業国家への離陸を達成する教育基盤の一つを形成する画期的な役割を果たしたのである。(別添資料参照)

(1) 高等学校(大学予科)

高等学校令(第27号)により設置された高等学校は、移入を図った西洋の大学教育の内容が当時の日本のレベルに比較して余りに高度なものであったため、これに至る準備教育は不可欠というべきもの。

その教育課程は、大学教育のための基礎教養共通教科(倫理、国語及び漢文、外国語、数学、物理、化学、動物及び植物、体操) + 専門基礎教科(法学通論・歴史・地理等/法科、地質及び鉱物・図画・測量/工科等) + 外国語から構成され、外国語重視と日本文化による教養重視が特徴。

※学寮(籠城主義・第一高等中学校/自治寮制)

(2) 帝国大学

三つの原理に規定された性格。①国家主義(国家目的に従属)、②アカデミズム(研究を志向する学問の論理の延長上に教育を位置付けた。「講座」制度の原型)、③実践的価値の制度化(欧州の総合大学と異なり、工学・農学等の応用学問・技術を大学の研究=教育体制に積極的に導入)である。(別添資料参照)

学理と応用を重視したのが特徴である。

(3) 専門学校

官立(実業専門学校)は、「速成」的・実用的な専門教育を内容とする明治初期の系譜を準大学的な学問を基盤とする専門教育の系譜に近付けようとした。

私立は、各種資格試験と結びついた職業的知識・技術のノウハウ的教育課程であった初期の段階から、教養的若しくは専門基礎的な教科を採用した「総合」専門学校(早稲田、慶應等)を目指すものが増加した。

また、女子の専門学校は女性の役割に関連した教科(家政学等)や、教科外活動(家父長制的な家族生活を模倣した学寮生活)から構成されていた。

(4) 師範学校

明治25年、「尋常師範学校規程」（文部省規則）により体系化された。

尋常師範学校の教育課程は、基本的には小学校の教育課程をベースに構成され、①徳性・尊皇愛国の志気・規律、秩序の遵守の強調、②「学問」と「教育」の峻別（教育勅語体制の教化／天孫降臨・ダーウインの進化論の同居）を旨として実践された。

国家主義的イデオロギーの強調、完全給費制、全寮制、軍隊式の統制・管理により家長制的権威主義、形式主義的な師範パーソナリティーの形成。

近代化エリート論

高等教育により形成された国家の基盤を成す「エリート／リーダー」のパターンについて補論してみよう。

(1) 先行エリート

明治初期の「富国強兵」の国家目標を共有し、指導者集団としての統一制を確保しながらいっての方向に国民をリードした。

彼らは欧米からの「手段としてのモデル」の試行錯誤的コピー（移入）への大胆な挑戦、伝統的社会規範から解放されたカリスマ的人格特性、特定の集合体（家、閥等）にとってプラスかマイナスかを基準に評価を行う顕著な傾向を示した。

幕末から明治初期の教育は、それ自身が萌芽的性格を保有したために、極めて多種多様な人材グループ（近代的一般教養人、実践的・技術スキル人、アカデミスト）に分化して完成された。（激動期の広汎な守備）

(2) 離陸エリート（～明治40年代）

先行エリートの準備した滑走路から離れ、急上昇し、安定した水平飛行にまでもって行けるリーダー。

彼らは、多元化し始める国家目標の優先順位設定、理論的洞察力、広汎な専門的技術指導力、業績主義、高等教育による不断の供給体制の下で養成、先行エリートとドッキングを特徴とした。（別添資料参照）

① 政治的離陸エリート

学歴（帝国大学法科大学卒、高等文官試験制度）－離陸エリートのパターンが根幹をなす。

② 経営的離陸エリート

学歴（帝国大学、東京高等商業、慶應義塾）－財閥系エリート（資本調達・技術導入・開発、商品生産、企業組織づくり能力）のパターン。

しかし、財閥系以外の大都市産業界や地方では、こうした傾向は見られなかった。

また、製造業部門では、技術導入を専門的に指導する技術者ニーズの高揚により高等教育学歴を持つ技術者が求められるようになっていった。

③ 科学・技術的離陸エリート

学歴（帝国大学理・工・医の分科大学卒）－離陸エリートのバックboneが根幹を成す。

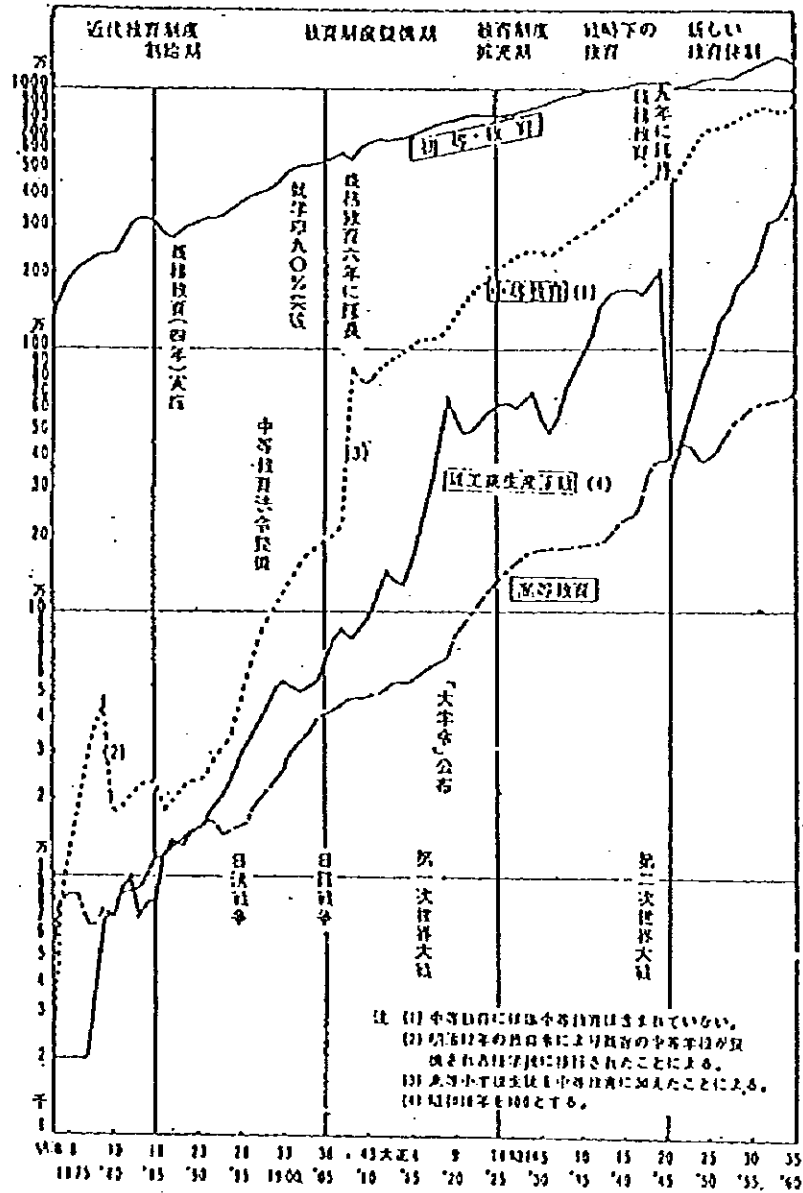
④ 文化的離陸エリート

学歴（帝国大学・高等師範学校卒）－離陸エリートのバックboneが根幹を成す。

※ 離陸ミドル人材の供給と中等教育／離陸エリートと大衆との中間のサブリーダー（媒介）
⇒ 農村指導者（市町村議会議員、長等）

※ 離陸大衆の形成と初等教育／忠勇な兵士と勤勉な農民・労働者（職業別学歴構成）

図5 初等・中等・高等教育機関の在学者数の推移



資

料

表6-33 高等教育機関卒業者数 (明治38~昭和10年)

| 年 度 | 大 学 | | 専 門 学 校 | | 計 | | 専門学校 のシェア |
|-------|--------|-------|---------|-------|--------|-------|--------------|
| | 人 数 | 伸び率% | 人 数 | 伸び率% | 人 数 | 伸び率% | |
| 明治38年 | 683 | (25) | 2,939 | (37) | 3,622 | (34) | 81.1% |
| 43 | 1,293 | (47) | 4,450 | (56) | 5,743 | (53) | 77.5 |
| 大正4年 | 1,640 | (59) | 6,398 | (50) | 8,038 | (75) | 79.6 |
| 9 | 2,777 | (100) | 8,000 | (100) | 10,777 | (100) | 74.2 |
| 14 | 5,899 | (212) | 12,447 | (156) | 18,346 | (170) | 67.8 |
| 昭和5年 | 10,807 | (389) | 19,988 | (250) | 30,795 | (286) | 61.9 |
| 10 | 12,978 | (467) | 24,195 | (302) | 37,173 | (345) | 65.1 |

注「文部省年報」による。

表6-36 専門学校卒業者の分野別構成 (明治38~昭和10年)

| | 明治38年 | 大正4年 | 大正14年 | 昭和10年 |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 医 歯 薬 系 | 25.1 (23.1) | 26.4 (19.5) | 15.3 (4.0) | 16.0 (5.3) |
| 法 商 経 系 | 37.5 (22.6) | 33.4 (6.9) | 39.1 (10.8) | 43.2 (14.5) |
| 理 工 系 | 18.6 (6.6) | 27.8 (9.7) | 24.4 (7.4) | 17.8 (6.4) |
| 文 学 ・ 教 育 系 | 16.0 (12.1) | 11.9 (5.4) | 17.0 (13.4) | 16.4 (7.7) |
| 家 政 系 | 2.9 (2.9) | 0.5 (0.5) | 4.2 (2.8) | 6.6 (3.6) |
| 合 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 奥 数 (人) | 2,651 | 6,410 | 12,447 | 24,195 |

注「文部省年報」による。

表6-34 専門学校卒業者の官公私立別構成 (%) (明治38~昭和10年)

| | 明治38年 | 大正4年 | 大正14年 | 昭和10年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 官 立 | 47.6 | 49.4 | 41.4 | 27.2 |
| 公 立 | 8.9 | 6.5 | 3.2 | 4.7 |
| 私 立 | 43.5 | 44.1 | 55.4 | 68.1 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

注「文部省年報」による。

表6-35 専門学校卒業者数 (大正9~昭和10年)

| | 大正9年 | 大正14年 | 昭和5年 | 昭和10年 |
|---------|-------|--------|--------|--------|
| 医 歯 薬 系 | 1,955 | 1,905 | 2,681 | 3,874 |
| 医 学 | 1,250 | 500 | 622 | 1,275 |
| 薬 学 | 419 | 757 | 1,158 | 1,567 |
| 歯 学 | 285 | 648 | 893 | 1,022 |
| 法 商 経 系 | 3,034 | 4,865 | 7,491 | 10,441 |
| 法 学 | 839 | 1,345 | 2,331 | 3,507 |
| 経 済 学 | 834 | 238 | 390 | 319 |
| 商 学 | 1,361 | 3,282 | 4,747 | 6,428 |
| 理 工 系 | 1,856 | 3,038 | 3,560 | 4,314 |
| 工 学 | 1,221 | 1,765 | 2,337 | 2,461 |
| 農 学 | 608 | 925 | 1,099 | 1,556 |
| 文 学 系 | 821 | 1,932 | 4,328 | 2,564 |
| 文 学 | 396 | 1,665 | 3,907 | 1,865 |
| 宗 教 学 | 425 | 267 | 421 | 699 |
| 家 政 系 | 114 | 522 | 1,615 | 1,602 |
| 家 政 | 114 | 353 | 746 | 870 |
| 裁 縫 | — | 78 | 845 | 550 |
| 技 芸 | — | 91 | 24 | 182 |
| 教 育 系 | 220 | 185 | 313 | 1,400 |
| 師 範 | — | — | — | 942 |
| 芸 術 | 202 | 153 | 269 | 330 |
| 合 計 | 8,000 | 12,447 | 19,988 | 24,195 |

注 1) 「文部省年報」による。

2) 医歯薬系には看護学をふくむ。

3) 法商経系には編入をふくむ。

4) 理工系には理学・商学をふくむ。

5) 教育系には体育・武道をふくむ。

表6-37 高等教育機関卒業者の構成(%) (大正14年・昭和10年)

| | 大正14年 | | | | 昭和10年 | | | |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 専門 | 大学 | 計 | 専門学校の% | 専門 | 大学 | 計 | 専門学校の% |
| 医歯薬系 | 15.3 | 11.3 | 14.0 | 74 | 16.0 | 12.7 | 14.9 | 70 |
| 医学 | (4.0) | (11.0) | (6.3) | 44 | (5.3) | (12.5) | (7.8) | 44 |
| 歯学 | (6.1) | (0.3) | (4.2) | 93 | (6.5) | (0.2) | (4.3) | 93 |
| 薬学 | (5.2) | — | (3.5) | 100 | (4.2) | — | (2.7) | 100 |
| 法商経系 | 39.1 | 59.2 | 45.5 | 58 | 43.2 | 52.9 | 46.6 | 60 |
| 法学 | (10.8) | (24.7) | (15.3) | 48 | (14.5) | (23.8) | (17.7) | 53 |
| 経済学 | (1.9) | (20.0) | (7.7) | 17 | (1.3) | (15.4) | (6.3) | 14 |
| 商学 | (26.4) | (14.5) | (22.5) | 79 | (26.6) | (13.7) | (22.1) | 78 |
| 理工系 | 24.4 | 18.2 | 22.4 | 74 | 17.8 | 18.4 | 18.0 | 64 |
| 工学 | (14.3) | (10.8) | (13.2) | 74 | (10.1) | (10.6) | (10.3) | 64 |
| 農学 | (7.4) | (3.9) | (6.3) | 80 | (6.4) | (4.5) | (5.8) | 73 |
| 文学系 | 15.5 | 10.1 | 13.8 | 76 | 10.6 | 12.9 | 11.4 | 61 |
| その他 | 5.7 | 1.2 | 4.3 | 91 | 12.4 | 3.1 | 9.1 | 94 |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 68 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 68 |

注「文部省年報」による。

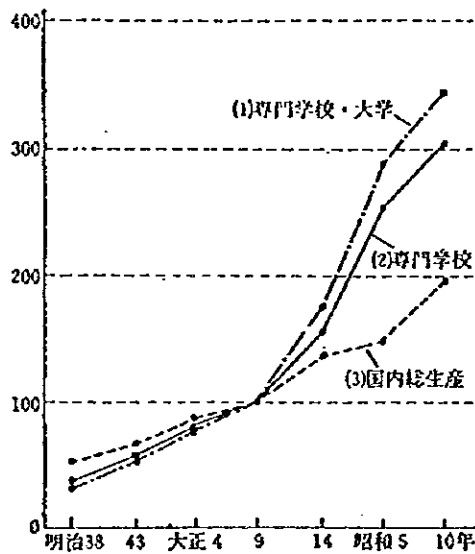


図6-1 高等教育機関卒業者数の伸びと国内総生産の伸び(明治38~昭和10年)

注 (1) (2)は表6-33による。(3)は大川一司『日本経済分析』79~80頁より算出。いずれも大正9年を100とする指数。

図2 学校体系図（明治43年）

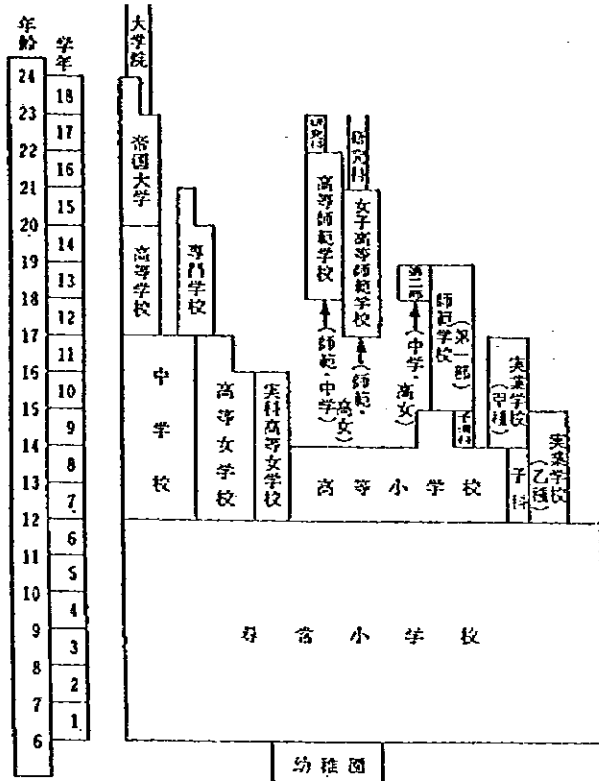


表4 各種工場職工教育調査（1897年=明治30）

| | | 無教育ノ者 | 少シク教育ヲ受ケタル者 | 尋常小学校ヲ卒ヘタル者 | 合計 |
|--------------|---|----------------|----------------|-------------|------------------|
| 紡績 7工場 | 男 | 757 (7%) | 1,520 (13%) | 453 (4%) | 11,142 (100%) |
| | 女 | 3,427 (31%) | 4,313 (39%) | 722 (6%) | |
| 織物 4工場 | 男 | 61 (3%) | 192 (10%) | 99 (5%) | 1,831 (100%) |
| | 女 | 726 (40%) | 687 (38%) | 66 (4%) | |
| 〔参考〕 活版印刷 | 男 | 6 (5.5%) | 14 (13%) | 74 (68%) | 109 (100%) |
| | 女 | 6 (5.5%) | 9 (8%) | — | |

出所：大阪教育会（「職工および勤夫調査」所収）

表5 紡織業従業員の教育程度

| 就学程度 | 男工 | | 女工 | |
|------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 実数 | % | 実数 | % |
| 義務教育中途退学 | 220 | 15.5 | 3,000 | 41.6 |
| 同 卒業 | 480 | 33.9 | 2,640 | 36.6 |
| 高等小学校中途退学 | 155 | 10.9 | 81 | 1.1 |
| 同 卒業 | 274 | 19.3 | 79 | 1.1 |
| 中学程度以上の諸学校へ入学せし者 | 43 | 3.1 | 5 | 0.1 |
| 不就学 | 245 | 17.3 | 1,405 | 19.5 |
| 合計 | 1,417 | 100.0 | 7,210 | 100.0 |

出所：細井和喜蔵『女工実史』（1925=大正14）

表7 明治42年大阪府社丁職業別および教育程度別人員調査 (%)

| | 高等小学卒業者 | 高等小学2学年終了者 | 尋常小学卒業者 | 中途退学者 | 未就学者 | 合計 |
|-----|---------|------------|---------|-------|------|------------------|
| 農 業 | 16% | 11% | 41% | 22% | 10% | 100% (4,761人) |
| 商 業 | 25 | 20 | 30 | 19 | 5 | 100 (2,439人) |
| 工 業 | 7 | 12 | 36 | 31 | 14 | 100 (3,497人) |
| 漁 業 | 2 | 5 | 25 | 35 | 33 | 100 (1,122人) |
| 娯 業 | 43 | 18 | 24 | 10 | 5 | 100 (882人) |
| 勞 力 | 6 | 9 | 28 | 36 | 21 | 1,099人 |
| 合計 | 16 | 13 | 35 | 25 | 11 | 12,867人 |

【社丁教育調査概況5】直文堂、昭和47年より。

表3 法科大学(政治学科)の学科目

| 科目 | 試回数 | 級数 |
|-------|-----|----|
| 経済学 | 4 | |
| 民法 | 3 | |
| 行政法 | 2 | |
| 商法 | 2 | |
| 憲法 | 1 | |
| 刑法 | 1 | |
| 國際公法 | 1 | |
| 國際私法 | 1 | |
| 國法学 | 1 | |
| 比較法學史 | 1 | |
| 経済学史 | 1 | |
| 統計学 | 1 | |
| 政治学 | 1 | |
| 政治学史 | 1 | |
| 法制史 | 1 | |
| 財政学 | 1 | |
| 経済学文 | 1 | |
| 法理学 | 1 | |

【東京帝國大学一覽】
(明治32年)より作成。

表2 法科大学(法律学科)の学科目

| 科目 | 試回数 | 級数 |
|-------|-----|----|
| 民法 | 3 | |
| 刑法 | 2 | |
| 商法 | 2 | |
| 行政法 | 2 | |
| 羅馬法 | 1 | |
| 憲法 | 1 | |
| 比較法學史 | 1 | |
| 経済学 | 1 | |
| 法制史 | 1 | |
| 國際公法 | 1 | |
| 國際私法 | 1 | |
| 法理学 | 1 | |
| 破産法 | 1 | |
| 民事訴訟法 | 1 | |
| 刑事訴訟法 | 1 | |
| 英吉利法 | 4 | |
| 仏蘭西法 | 4 | |
| 他國法 | 4 | |

1 【東京帝國大学一覽】
(明治32年)より作成。
2 外國法は1科目選択とする。

表4 理科大学(化学科)の学科目

| 科目 | 通年制に換算した平均週時間数 |
|----------|----------------|
| 基礎化学 | 5 時間 |
| 応用化学 | 4 |
| 有機化学 | 3.67 |
| 微分積分(数学) | 3.33 |
| 物理学 | 3 |
| 理論及物理化学 | 3 |
| 分析化学 | 1.33 |
| 生理化学及実験 | 1 |
| 化学平衡論 | 0.67 |
| 化学実験 | |
| 物理学実験 | |
| 数学演習(対象) | |

毎週二回午後
第一、二期のみ、毎週一回午後

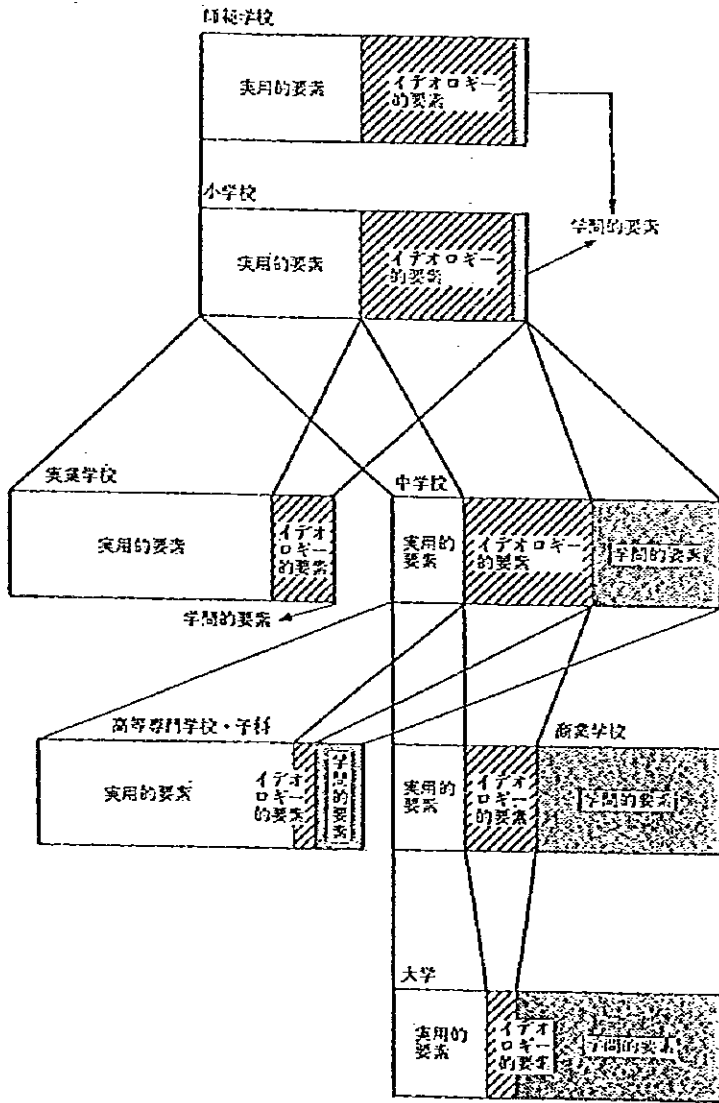
化学実験は、第一年、第二年、第三年の三ヶ年を通じて開設されている。

表5 工科大学(電気工学)の学科目

| 科目 | 年制に換算した平均週時間数 |
|----------|---------------|
| 電気工学実験 | 15 時間 |
| 電気及磁気実験 | 14.67 |
| 意匠及製図 | 12 |
| 機械製図 | 4.67 |
| 化学実験 | 4 |
| 電燈及電力 | 3 |
| 発電機及電動機 | 3 |
| 数学 | 2 |
| 材料及構造強弱学 | 2 |
| 蒸気及蒸気機関 | 2 |
| 電気及磁気 | 2 |
| 電気及磁気測定法 | 2 |
| 電信及電話 | 2 |
| 水力機 | 1.67 |
| 応用力学 | 1 |
| 機械学 | 1 |
| 工業経済学 | 1 |
| 機械工学 | 0.67 |
| 特別演習 | 0.33 |
| 実地演習 | |
| 卒業論文 | |

1 電気工学実験と意匠及製図は、上記時間数に加えて、第三年第二期にも行われる。
2 実地演習は、第三年第一期、卒業論文は第三年第三期のみ。

図4 学校体系と教育価値



近代化初期におけるわが国の学校制度は、帰属的要素と業績的要素との多様な結合に対応する多様な学校ルートを確立すると同時に、それらの内部に学問的要素、実用的要素、体制イデオロギー的要素の多様な結合に対応する多様な教育課程類型を準備することとなったのである。

こうして確立した近代的学校制度は、帰属的原理と業績的原理との巧妙な結合により、教育機会を国民の間に配置するとともに、それぞれの学校類型に補充した人々をそれぞれに異なった教育価値パターンによって認知的に、また、道徳的に社会化し、それぞれ多様な「近代的」メンバーとして社会に配置していったのである。

表13 生涯年齢人口の学歴構成

(単位 万人)

| 年 度 | 生涯年齢人口 | 不識学者 | 初等教育率 | 中等教育率 | 高等教育率 |
|--------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 明治28年 (1895) | 2,279 | 1,916 | 357 | 4 | 2 |
| 38 (1905) | 2,437 | 1,396 | 1,015 | 21 | 5 |
| 大正14 (1925) | 3,293 | 659 | 2,447 | 161 | 26 |
| 昭和10 (1935) | 3,825 | 255 | 3,151 | 355 | 61 |
| 25 (1950) | 4,735 | 117 | 3,718 | 743 | 157 |
| 35 (1960) | 5,699 | 31 | 3,639 | 1,713 | 316 |

- (注) 1 生涯年齢人口については、明治28年～大正14年(1915)～51歳、昭和10年(1935)～55歳とし、大正9年までは生涯年齢人口調査研究所の年齢別統計資料により、昭和10年以後は国勢調査による。
- 2 初等・中等・高等教育卒業者の数については、又の名年相により明治6年以後の各年度の卒業者の数を基として、生涯年齢人口調査研究所の「生涯」によって死亡者数を差し、それを控除して算出した。(明治28年～昭和25年)
- 3 「不識学者」の項は以上の生涯年齢人口と合計年齢別男女の合計との差である。
- 4 昭和35年のものは「国勢調査資料」による。

図16 生涯年齢人口の学歴構成の変遷

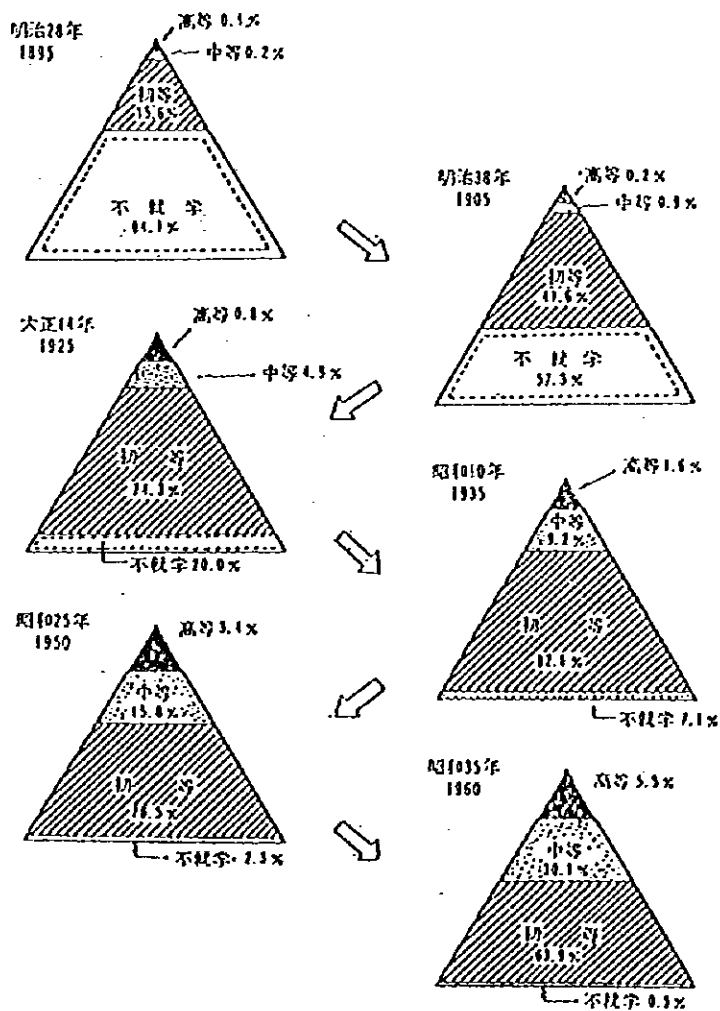


図5 政治的精英エリートの構成

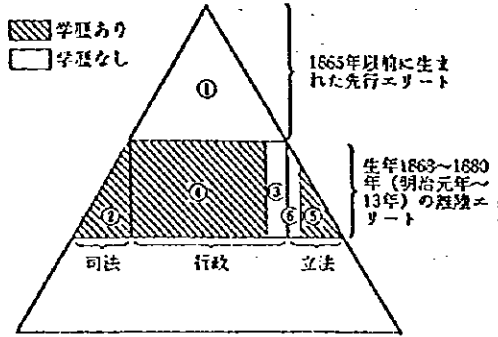


図6 経営的精英エリートの構成

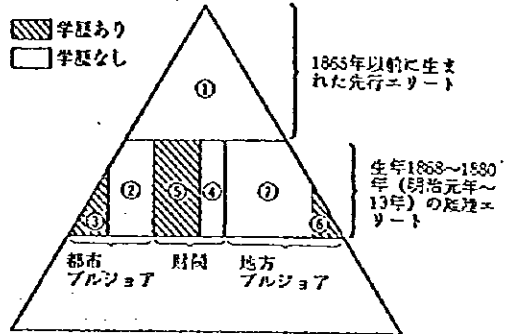


図7 科学・技術的精英エリートの構成

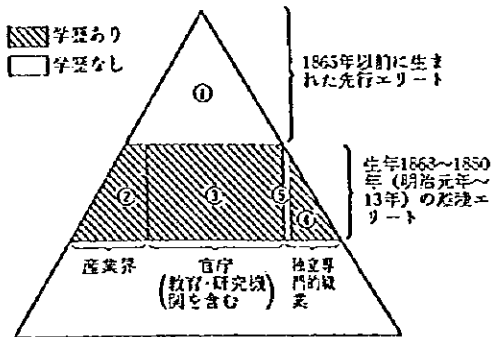


図8 文化的精英エリートの構成

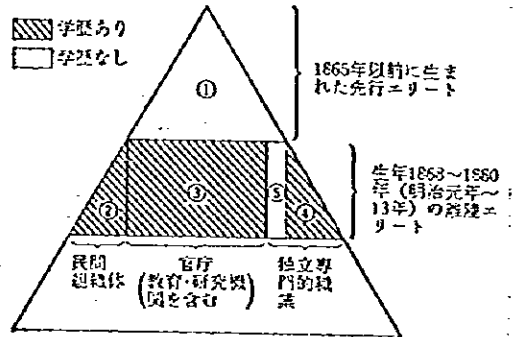
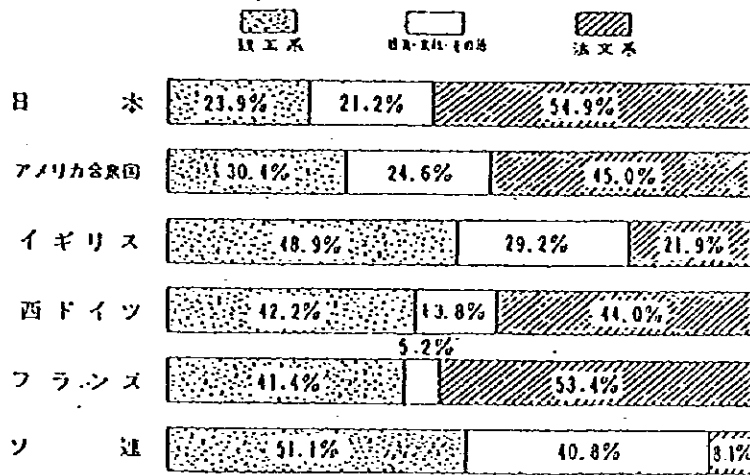


表6 精英エリートの供給量からみた高等教育体制
(明治20年~44年までの卒業生数)

| | 理・工系 | 政・法系 | 経・商系 | 人文学系 | 師範系 | 合計 |
|---------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 帝國大学 | 5,401 | 3,613 | | 1,406 | | 10,420 |
| 官公立専門学校 | 21,790 | 6 | 7,001 | 4,276 | | 33,073 |
| 私立専門学校 | 13,122 | 29,945 | 2,240 | 7,521 | | 52,828 |
| 高等専門学校 | | | | | 2,303 | 2,303 |
| 合計 | 40,313 | 33,564 | 9,241 | 13,203 | 2,303 | 98,624 |

文部年報より作表。

図10 主要国における高等教育機関卒業者の学部別構成比



(注) フランスの「教育・宗教・その他」には高等師範学校の卒業者のみを、初等科の卒業者は中等科の卒業者として行なわれているため、ここには含まれていない。

大学・学部

| 区分 | 計 | 人文科学 | 社会科学 | 理学 | 工学 | 農学 | 保健 | | 商船 | 家政 | 教育 | 芸術 | その他 | 区分 |
|-------|-----------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|-------|--------|---------|--------|--------|-------|
| | | | | | | | 医・歯学 | その他 | | | | | | |
| 昭和35年 | 601,464 | 77,869 | 257,979 | 16,206 | 92,512 | 23,040 | 23,026 | 12,607 | 1,129 | 8,203 | 63,169 | 9,325 | 11,020 | 1960年 |
| 40 | 895,465 | 113,723 | 335,178 | 27,220 | 174,655 | 36,721 | 27,557 | 18,045 | 1,581 | 13,758 | 69,870 | 15,759 | 10,595 | 65 |
| 45 | 1,344,358 | 170,907 | 552,162 | 42,071 | 283,674 | 49,853 | 37,994 | 28,453 | 1,651 | 23,292 | 92,619 | 29,722 | 21,950 | 70 |
| 50 | 1,652,003 | 215,933 | 698,667 | 50,225 | 333,959 | 59,995 | 57,515 | 35,003 | 1,851 | 29,031 | 119,495 | 38,994 | 22,303 | 75 |
| 55 | 1,741,594 | 239,990 | 704,737 | 54,579 | 337,767 | 59,558 | 71,413 | 40,645 | 1,595 | 31,930 | 133,211 | 44,158 | 21,921 | 80 |
| 60 | 1,734,392 | 245,850 | 671,001 | 59,678 | 343,590 | 60,059 | 74,750 | 43,059 | 1,518 | 32,185 | 135,227 | 44,830 | 21,545 | 85 |
| 平成2 | 1,983,572 | 302,594 | 787,325 | 65,778 | 390,646 | 66,777 | 69,833 | 45,518 | 1,534 | 36,422 | 140,950 | 47,972 | 31,163 | 90 |
| 3 | 2,052,335 | 315,422 | 816,909 | 69,373 | 402,272 | 67,900 | 69,363 | 47,034 | 1,341 | 37,237 | 141,773 | 49,793 | 33,659 | 91 |
| 4 | 2,127,713 | 331,579 | 848,301 | 73,100 | 415,959 | 69,688 | 69,473 | 48,525 | 1,155 | 38,567 | 143,593 | 51,875 | 35,833 | 92 |
| 5 | 2,209,023 | 348,145 | 833,563 | 76,736 | 431,937 | 71,000 | 67,399 | 50,593 | 954 | 39,404 | 145,730 | 54,490 | 39,105 | 93 |
| 6 | 2,281,774 | 363,821 | 915,233 | 80,019 | 445,755 | 71,745 | 65,208 | 53,212 | 942 | 40,426 | 146,965 | 57,264 | 40,149 | 94 |
| 7 | 2,330,831 | 374,954 | 933,624 | 82,764 | 456,707 | 71,850 | 65,667 | 56,414 | 935 | 40,803 | 147,253 | 59,607 | 40,213 | 95 |
| | (109.0) | (16.0) | (40.0) | (3.0) | (19.0) | (3.0) | (2.0) | (2.0) | (0.0) | (1.0) | (6.0) | (2.0) | (1.0) | |
| 男女 | 1,562,945 | 123,907 | 733,987 | 63,254 | 421,319 | 45,523 | 45,739 | 17,769 | 815 | 1,185 | 62,725 | 19,853 | 24,729 | 男女 |
| 男女 | 767,885 | 251,057 | 199,637 | 19,510 | 35,328 | 25,352 | 19,929 | 34,645 | 60 | 39,617 | 84,528 | 39,739 | 15,434 | 男女 |
| 国立 | 472,717 | 32,622 | 60,176 | 33,626 | 144,023 | 32,793 | 29,513 | 8,215 | 935 | 1,349 | 92,521 | 2,527 | 14,415 | 国立 |
| 公立 | 73,522 | 14,121 | 28,216 | 3,357 | 9,279 | 2,183 | 4,761 | 3,040 | - | 2,844 | 1,336 | 3,003 | 1,347 | 公立 |
| 私立 | 1,784,592 | 328,221 | 825,232 | 45,781 | 303,495 | 36,903 | 31,393 | 45,159 | - | 36,610 | 53,390 | 54,047 | 24,451 | 私立 |
| 昼間 | 2,205,740 | 359,475 | 857,952 | 79,179 | 429,532 | 71,783 | 65,667 | 56,258 | 935 | 40,803 | 145,603 | 58,833 | 33,565 | 昼間 |
| 夜間 | 125,091 | 15,499 | 75,672 | 3,595 | 27,125 | 92 | - | 156 | - | - | 1,650 | 774 | 549 | 夜間 |

(注) () 内は増減率(%)を示す。

大学院・修士課程

| 区分 | 計 | 人文科学 | 社会科学 | 理学 | 工学 | 農学 | 保健 | | 商船 | 家政 | 教育 | 芸術 | その他 | 区分 |
|-------|---------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| | | | | | | | 医・歯学 | その他 | | | | | | |
| 昭和35年 | 8,305 | 2,870 | 2,370 | 997 | 1,223 | 372 | 140 | - | 11 | 291 | 41 | - | 1960年 | |
| 40 | 16,771 | 3,104 | 3,355 | 2,193 | 5,657 | 1,020 | 512 | - | 116 | 461 | 349 | - | 65 | |
| 45 | 27,714 | 5,157 | 4,607 | 2,983 | 10,251 | 2,063 | 903 | - | 212 | 945 | 586 | - | 70 | |
| 50 | 33,550 | 5,975 | 4,595 | 3,226 | 13,514 | 2,691 | 1,018 | 49 | 278 | 1,228 | 935 | - | 75 | |
| 55 | 35,781 | 5,469 | 4,050 | 3,741 | 14,864 | 2,545 | 1,497 | 44 | 289 | 1,853 | 1,142 | 255 | 80 | |
| 60 | 48,147 | 5,645 | 4,373 | 4,599 | 20,668 | 4,893 | 2,053 | 50 | 319 | 3,852 | 1,300 | 385 | 85 | |
| 平成2 | 61,894 | 6,009 | 6,365 | 6,484 | 23,339 | 4,045 | 2,710 | 100 | 425 | 5,328 | 1,471 | 546 | 90 | |
| 3 | 68,739 | 6,344 | 7,310 | 7,031 | 31,630 | 4,534 | 2,856 | 119 | 452 | 6,036 | 1,555 | 792 | 91 | |
| 4 | 76,954 | 6,929 | 8,341 | 7,688 | 35,417 | 5,154 | 3,223 | 135 | 512 | 6,645 | 1,634 | 1,270 | 92 | |
| 5 | 86,891 | 7,832 | 9,463 | 8,788 | 39,735 | 5,843 | 3,626 | 161 | 534 | 7,379 | 1,812 | 1,706 | 93 | |
| 6 | 99,449 | 8,698 | 11,321 | 10,095 | 44,775 | 6,462 | 3,935 | 112 | 642 | 8,390 | 2,130 | 2,837 | 94 | |
| 7 | 109,649 | 9,707 | 13,161 | 11,153 | 48,256 | 6,725 | 4,241 | 67 | 794 | 9,348 | 2,257 | 3,940 | 95 | |
| | (100.0) | (8.0) | (12.0) | (10.0) | (44.0) | (6.0) | (3.0) | (0.0) | (0.0) | (8.0) | (2.0) | (3.0) | | |
| 男女 | 85,269 | 4,505 | 9,237 | 9,233 | 45,592 | 5,192 | 2,637 | 62 | 65 | 5,153 | 1,005 | 2,677 | 男女 | |
| 男女 | 24,380 | 5,202 | 3,924 | 1,920 | 2,754 | 1,533 | 1,604 | 5 | 728 | 4,195 | 1,252 | 1,263 | 男女 | |
| 国立 | 66,951 | 3,143 | 4,195 | 7,999 | 32,183 | 5,716 | 1,972 | 67 | 192 | 8,268 | 803 | 2,413 | 国立 | |
| 公立 | 4,333 | 450 | 597 | 545 | 1,473 | 240 | 375 | - | 163 | 21 | 391 | 78 | 公立 | |
| 私立 | 38,365 | 6,114 | 8,369 | 2,609 | 14,600 | 769 | 1,894 | - | 439 | 1,059 | 1,063 | 1,449 | 私立 | |

(注) 1 博士課程及び修士課程(医歯学、農学を除く)の一次修士課程(1年次・2年次の課程を含む。)の卒業生数である。
2 () 内は増減率(%)を示す。

大学院・博士課程

| 区分 | 計 | 人文科学 | 社会科学 | 理学 | 工学 | 農学 | 保健 | | 商船 | 家政 | 教育 | 芸術 | その他 | 区分 |
|--------|---------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | | | | 医・歯学 | その他 | | | | | | |
| 昭和35年 | 7,429 | 1,016 | 894 | 900 | 391 | 339 | 3,598 | 111 | - | - | 171 | 9 | - | 1960年 |
| 40 | 11,683 | 1,281 | 1,035 | 1,245 | 1,282 | 424 | 5,932 | 169 | - | - | 247 | 17 | - | 65 |
| 45 | 13,243 | 1,876 | 1,727 | 2,263 | 2,356 | 839 | 3,445 | 324 | - | - | 392 | 21 | - | 70 |
| 50 | 14,904 | 2,465 | 2,198 | 2,355 | 2,522 | 1,008 | 3,428 | 367 | - | 27 | 507 | 27 | - | 75 |
| 55 | 18,211 | 2,850 | 2,430 | 2,539 | 2,358 | 1,095 | 5,733 | 453 | - | 33 | 548 | 71 | 36 | 80 |
| 60 | 21,541 | 3,227 | 2,437 | 2,472 | 2,403 | 1,096 | 8,561 | 501 | - | 57 | 603 | 76 | 103 | 85 |
| 平成 2 | 28,354 | 3,594 | 2,654 | 3,067 | 4,315 | 1,742 | 11,147 | 647 | - | 73 | 668 | 123 | 324 | 90 |
| 3 | 29,911 | 3,653 | 2,744 | 3,291 | 4,895 | 1,942 | 11,448 | 673 | - | 61 | 702 | 128 | 374 | 91 |
| 4 | 32,154 | 3,861 | 2,897 | 3,544 | 5,611 | 2,212 | 11,892 | 759 | - | 69 | 739 | 120 | 460 | 92 |
| 5 | 35,469 | 4,056 | 3,121 | 4,042 | 6,653 | 2,582 | 12,498 | 856 | - | 85 | 773 | 132 | 670 | 93 |
| 6 | 39,303 | 4,321 | 3,355 | 4,438 | 7,764 | 2,881 | 13,386 | 943 | - | 117 | 842 | 141 | 1,115 | 94 |
| 7 | 43,774 | 4,675 | 3,727 | 5,033 | 9,030 | 3,249 | 14,304 | 1,007 | - | 151 | 930 | 177 | 1,491 | 95 |
| | (100.0) | (10.7) | (8.5) | (11.5) | (20.6) | (7.4) | (32.7) | (2.3) | (-) | (0.3) | (2.0) | (0.4) | (3.4) | |
| [男女] | 35,164 | 2,664 | 2,694 | 4,465 | 8,465 | 2,121 | 11,762 | 752 | - | 16 | 456 | 93 | 1,075 | 男女] |
| | 8,610 | 2,011 | 1,033 | 567 | 555 | 523 | 2,542 | 235 | - | 135 | 474 | 84 | 416 | |
| [国立] | 30,753 | 2,072 | 1,648 | 4,243 | 7,632 | 2,955 | 9,202 | 718 | - | 57 | 691 | 141 | 1,393 | 国立] |
| [公立] | 2,222 | 210 | 241 | 306 | 264 | 74 | 932 | 86 | - | 29 | 18 | - | 12 | 公立] |
| [私立] | 10,799 | 2,393 | 1,833 | 484 | 1,134 | 219 | 4,120 | 203 | - | 65 | 221 | 36 | 66 | 私立] |

(注) 1 国立・公立課程(医歯学、保健学以外の)及び私立課程の3年度・4年度・5年度の課程を含む。)及び5年度、保健学課程の博士課程の学生数である。
 2 ()内は前年度(%)を示す。

質問1 教員確保の方策、とりわけ教員の俸給とその社会的グレード(社会的地位を含む)はどうであったのか?

(答) 教員個々の俸給額は、中央政府において統計していないので不詳。但し、明治初年の教員確保に奔走していた村の実情を記録した資料から当時の状況を引用紹介する。此の例では、月4円50銭で村と雇用契約を結び、そのタイトルは、「授業助手」であり、教員養成制度も十分でなかった時代だけにやむを得ない当座の対応であったと思われる。正教員の当時の相場は「月10円」(高給)とされ、貧村では到底雇用できるものではなかった。

「学校世話人」は日夜奔走しながら八方手をつくし、適当な教師を探し求めることに努力、次の「結約書」は明治一五(一八八二)年に、村民と教師との間にかわされた雇用契約書である。

関小学校横川支校授業助手委嘱結約書

刈田郡関村小学校横川支校江貴殿教員ニ委嘱スルタメ横川村民ニ代リ結約スル左ノ如シ

- 一、明治十五年十月五日ヨリ全十六年十月四日迄則高者ケ年高公立関小学校横川支校へ授業助手ノ任ヲ委嘱スル事
- 一、被嘱者給料者此結約ヲ履行シタル日ヨリ一ヶ月ニ付金四円五拾銭ノ額ヲ以毎月十七日交付スヘキ事
- 一、右年限中及実業等有之候共決シテ半途又ハ破約等致高者候事
- 右三件之定約致候義 相違無之仍テ結約証如侍

明治十五年十月五日

星 健也殿

刈田郡関村の内
字横川村民代 高橋 菊太郎

当時の「村の学校」の教師の生活も、案なものではなかったと思われる。

当時の教師の生活の貧窮ぶりがうかがわれると同時に、「村の教師」の生活姿勢

乍恐華申上候使者不首谷平事明治十八年十月一日始メテ御郡内清津小学校江職ヲ奉せしより次來本年迄殆んど六年の星給を聞し候、此間公ニ私ニ御尊公様之御厚恩ヲ蒙リ、御高配ニ頼リテ數年一日之如ク奉職能任候段程有仕合謝し奉るに得なく實に貧困ニ徹し候、能ク心肝ニ銘ジ必ズ忘却仕間敷候、淺学陋識加之臣等ニ乏ンキ白面書生斯ク迄御引立ヲ蒙リタルニモ拘ラズ学校不振教授拙劣管理宜シキヲ得ザルニ依リ隨テ生徒ノ長行修ラズ学業モ亦進歩不致為メテ父兄ノ信用ヲ得ザルハ所謂夫ノ人ノ子ヲ賊ヒタルノ罪ニ職由スルモノニシテ、全く谷平ノ過誤ニ御座候乍然今後如何様ニカ致し候而も教育ノ学理教授之方法等研究の上子弟ヲ教育センコトヲ今日ハ今日迄モ心掛ケ只管勉強致居候、其何ヲ申スニモ負債アル身ニ候へ者毎月俸給ハ僅々二三時間ニシテ皆人手ニ渡り殘余半円内外の金にて酒嗜ヲ禁ヘ字クモ煙草相立居只管其月の暮るゝを待つのみ待つものは久しく月俸支給日迄之長き事は苦の無き人の三分月を送るよりも長し、故ニ谷平毎に思へらく何れの日か光陰矢の如しの影を口にするを得んやと、而して其月の俸給拝領すれば依然前月に異らず斯る為体なるを以て六円の俸給を拝領しつつアル身ニテ其生計の有様へ殆んど赤貧者の如し、赤貧者猶能く米喰を惠贈せられ或は人に教を乞ふことを得へしと雖も谷平の如きは苟も教育の正職を汚し居る身に候へ者、人に教助を乞ふが如きは為し得ざる処、否ナ為すが如きは谷平ノ肯しとせざる処なり、而し惠贈せらるゝことあれば或は之を受納して食料となすべしと雖も斯ることは曉星と一般に御座候為めに、一兩日若くは四五日間絶食することありて、一日二食は最上の生計と思ひしらとも答てありしが、近來とても……(以下欠)

第9表 小学校教員給料の上・下

1371

日清戦争前後

| | 最 多 額 | 最 少 額 | 平 均 額 |
|-------|--------|-------|--------|
| 東 京 | 37,000 | 6,000 | 13,000 |
| 北 海 道 | 49,000 | 8,000 | 12,653 |
| 長 野 | 50,000 | 5,000 | 12,034 |
| 廣 島 | 30,000 | 5,000 | 7,940 |
| 鳥 取 | 26,000 | 3,500 | 7,575 |
| 徳 島 | 20,000 | 5,000 | 7,555 |

正教員(男)のみを対象とする。単位円、月俸。
 「小学校教員増進の急」(『教育時報』372号(28・8・15))による。

第10表 他職業に比較してみた小学校教員給料の実態

| 職 業 | 日 給 | 月 額 | 職 業 | 日 給 | 月 額 |
|---------|------|-------------|----------|------|-------|
| 文武判任官 | | 12,000 (以上) | 酒造稼人 | ,295 | 8,850 |
| 仕立職(洋服) | ,492 | 14,760 | 漆器職 | ,295 | 8,850 |
| 石 工 | ,362 | 10,820 | 活版植字職 | ,290 | 8,700 |
| 瓦 葺 職 | ,339 | 10,170 | 仕立職(和服) | 281 | 8,430 |
| 船大工職 | ,335 | 10,050 | 版 摺 職 | ,266 | 7,950 |
| 庭 師 職 | ,317 | 9,510 | 産 草 刻 職 | ,265 | 7,950 |
| 大 工 職 | ,316 | 9,480 | 油 絞 職 | ,255 | 7,650 |
| 左 官 職 | ,316 | 9,480 | 染 物 職 | ,253 | 7,530 |
| 木 建 具 職 | ,309 | 9,270 | 小学校教師(男) | — | 7,452 |
| 製 刺 職 | ,304 | 9,120 | 同 (女) | — | 7,312 |
| 製 指 物 職 | ,304 | 9,090 | 醤油造稼人 | ,241 | 7,230 |
| 陶 器 職 | ,298 | 8,940 | 綿 打 職 | ,239 | 7,170 |
| 家 具 職 | ,298 | 8,940 | 鍛 冶 職 | ,180 | 5,400 |

単位円。「小学校教員増進の急」(『教育時報』372号(28・8・15))による。

第16表 京都市教育委員会田原尋常高等小学校教員一覽表(明治27年より36年までを抽出)

少短い

| 氏 名 | 職 名 | 就 職 年 月 日 | 退 職 年 月 日 | 在 職 期 間 | 備 考 |
|-----------|---------|-----------|-----------|---------|-----|
| 五百 政吉 | | 27・4・25 | 27・5・1 | 1週間 | |
| 中 小 路 房 信 | 准 訓 導 | 27・4・28 | 27・7・6 | 2ヵ月余 | |
| 堀 内 利 之 助 | ” | 27・4 | 27・10・25 | 7ヵ月未滿 | |
| 川 俣 俊 造 | 訓 導 | 27・11・5 | 30・10・28 | 3年未滿 | |
| 宮 崎 厚 次 | 准 訓 導 | 28・4・1 | 29・10・22 | 1年7ヵ月未滿 | |
| 泉 谷 房 吉 | | 27・11 | 28・8・25 | 10ヵ月未滿 | |
| 下 村 正 三 郎 | 准 訓 導 | 28・9・5 | 33・7・13 | 4年10ヵ月余 | |
| 南 井 金 七 郎 | 訓 導 | 28・10・1 | 29・9・30 | 1ヵ年 | |
| 白 子 元 隆 | 代 用 教 員 | 29・4 | 29・9・12 | 5ヵ月余 | |
| 井 川 吉 松 | 訓 導 | 29・10・1 | 33・9・15 | 4年未滿 | |
| 落 合 孝 経 | ” | 30・1 | 30・8・4 | 7ヵ月余 | 死 亡 |
| 島 津 秀 静 | ” | 30・4・5 | 31・11・19 | 1年6ヵ月 | |
| 山 中 以 登 | ” | 31・6・13 | 35・10・30 | 4年4ヵ月余 | |
| 武 井 金 治 | 訓 導 | 30・10・19 | 31・11・19 | 1ヵ月 | |
| 足 立 金 治 | ” | 31・6・23 | 33・12・11 | 2年6ヵ月未滿 | 死 亡 |
| 浅 田 精 玉 | ” | 31・7・4 | 33・10・31 | 2年4ヵ月未滿 | |
| 西 岡 仙 次 | ” | 31・9・13 | 33・4・9 | 1年6ヵ月余 | |
| 池 田 虎 之 助 | ” | 32・1・23 | 32・2・4 | 2週間未滿 | |
| 登 田 梅 巖 | ” | 33・2・15 | 34・4・26 | 1年2ヵ月余 | |
| 中 村 春 造 | ” | 33・7・15 | 33・10・31 | 3ヵ月余 | |
| 金 丸 英 賀 | 訓 導 | 33・11・28 | 34・1・23 | 2ヵ月 | 休 職 |
| 安 藤 益 興 | ” | 34・4・10 | 36・3・31 | 2年未滿 | |
| 植 木 威 三 郎 | ” | 34・6・11 | 34・8・29 | 2ヵ月余 | 死 亡 |
| 柴 田 春 大 郎 | 代 用 教 員 | 34・7・1 | 34・10・22 | 4ヵ月未滿 | |
| 牧 村 民 哉 | ” | 34・10・31 | 35・10 | 1年 | |
| 登 田 梅 巖 | ” | 35・1・22 | 35・7・31 | 6ヵ月余 | 再 勤 |
| 山 本 成 随 | ” | 35・1・22 | 39・3・31 | 4年2ヵ月 | |
| 住 友 基 三 郎 | 訓 導 | 35・9・8 | 38・3・31 | 2年7ヵ月未滿 | |
| 木 下 三 郎 | 代 用 教 員 | 35・10・31 | 36・3・31 | 5ヵ月 | |
| 徳 岡 徳 大 郎 | 訓 導 | 36・4・14 | 37・3・31 | 11ヵ月余 | 休 職 |
| 岡 本 信 正 | ” | 36・4・16 | 37・3・31 | 11ヵ月余 | 休 職 |
| 木 下 三 郎 | ” | 36・6・18 | 36・11・23 | 1年4ヵ月余 | 死 亡 |

「田原尋常高等小学校沿革史」による。

第1表 横浜市内一小学校教員の
一月生活費

| 項目 | 金額 （当月ニ於ケル一 ヶ月ノ支出ノ算） |
|--------------|----------------------------|
| 住宅料 | 三、〇〇〇 |
| 食料 | 二、五〇〇 |
| 燃料 | 三、四五〇 |
| 薪炭油料 | 〇、八五〇 |
| 新聞雑誌 教育会費 | 〇、五五〇 |
| 書籍費 | 〇、三〇〇 |
| 茶器紙費 | 〇、一二五 |
| 衛生費 | 〇、八六〇 |
| 被服費 | 二、〇二七 |
| 交際費 | 〇、五七五 |
| 恩給基金費 | 〇、二〇〇 |
| 雑費 | 〇、八四四 |
| 計 | 一五、四〇六 |

「第九七〇」小学校教師の生活（教育時報）
三七八号（二八・一〇・五）による。

『万朝報』は東京府下三、〇〇〇人の小学校教員の不品行と題し、こういう。

「教師の品行は、実に言語道断にして、生徒に姦する者あり、高利貸を内職とする者あり、無尽講を営むものあり、自分奉職の学校の門前に文房具商を開て生徒に押売するものあり、教員免状を貸借して其賃料を貪るものあり、己の妾を同校中の女教師となし置くものあり、甚だしきは株式会社を組織し、小使をまで株主の一人とし、生徒に品物を販売して暴利を貪る企をなす者あり（中略）、其他聊かにも徳義心ある者には到底致すに忍びざる行為を敢てして愧ぢざる者、十に八九なり」。

各項目の金額の算出についてはそれぞれ詳細な説明がつけられている。すなわち住宅料三元は下等クラスの家賃、米料金二円五〇銭は米代一人前一円二五銭の二人前（この年の米価が一升二錢四九厘であるから、一人が一日に六合二勺もたべる計算、その買値はともかく、米費の大部分を主食の米でとっているという当時のお粗末な生活状況が分かる）、⁽¹⁾ 菜料金三元四五銭は一日の菜代一〇銭、サトウ、ショウユ、ミソ、シオなど一錢五厘、合計一日一錢五厘の割合、薪炭油料八五銭は薪二〇銭、油二〇銭、炭四五銭の割合、新聞雑誌、教育会費五五銭は新聞三五銭、雑誌一五銭、会費五銭の内訳、書籍費は新刊書籍購入にあてるための三〇銭、筆墨紙費一二錢五厘、衛生費八六銭は散髪代一六銭（二月三回ヒゲトリ、一回頭を刈る）、髪結二〇銭（妻君が月五回）、化粧品代二〇銭、水道費一二銭、ハミガキ三袋六銭、ハブラシ二本二銭、セッケン（化粧、洗器用）一〇銭の内訳、被服費二円二錢七厘は四季それぞれの衣服、ボート、タビ、クツ下、下駄、靴などを一二等分し、月計算したもの、交際費五七銭五厘は座席費一〇銭、職員移動費一二錢五厘、菓子代二五銭、ユービン費一〇銭の割合、雑費八六銭四厘は手ヌグイ、ハンカチ、カサ、お茶代などをそれぞれ計上したもの、恩給基金費、⁽²⁾ 勝手道具費などを合計して一五円四〇銭。

質問2 明治33年の改正小学校令によって、初等学校の義務就学とこれを公的に支援する無償措置がなされたとあるが、例えば教科書購入経費の公的負担を含め政府の助成及びこれを可能とする公的財政力の高揚が背景に認められるのか？

(答) 明治33年の改正令によると、日清戦争後の教育振興気運を背景に一気に初等教育の就学率の高揚を企図し、保護者(若しくは後見人)の子弟の法的就学義務を明確にし(雇用者には学齡児童を雇用することにより就学を妨げてはならない工場法制定、^{→ 弱}弱児童の就学猶予免除規定)、併せて授業料を徴収しないことを明記した。

(此のにより、近代公教育制度の原則である①義務就学、②無償、③非宗派が確立、現行の学校教育法にも生かされている。)

80%

一方政府、府県、市町村の教育財政負担の内容は、小学校経費の負担の大半を占める教員の俸給については政府の国庫補助(小学校教員年功加俸国庫補助法、明治29年)がなされたが、その余については市町村費及び保護者負担とされ、地租1/3民費を基準とする財源が学校経費の中心を占めた。

なお、教科書については保護者がこれを自費購入する事になっていたが、府県採択・文部省検定方式の教科書採択疑獄事件が勃発(明治35年)、これを期に国定教科書制度が導入され、その価格は低く押さえられ(コストの差額は国費で負担)、保護者の負担も一挙に軽減された。

公的財政力は、徴税を以て確保されるものであり、当時の一人当たりGNPは10年代の3倍規模に達し鉱工業生産指数は7~10倍に達していた。

盛岡宇日影門外第一番小学、盛岡宇上衆小路第二番小学

現在、教員給与は全額国負担

- (時)
- 一、教員五人給料 二百四十円 但一人給料四円ツツ
 - 一、生徒受業料 一ケ年六十八円十銭 但一人一ケ月受業金二十五銭より同二十銭(二銭の誤りであろう)ニ至ルマデ
 - 一、学校費用
 - 書籍器材等入費 一ケ年 百二十円
 - 營繕入費並諸雑費 一ケ年 九十六円
 - 世話掛一人給料 一ケ年 二十四円
 - 小使二人給料 一ケ年 三十六円
 - 右費用総計一ケ年金五百十六円
 - 如一金二十七円三十一銭三毛 小学区内貯蓄銭
 - 金六十八円十銭 一ケ年受業料
 - 小以九十五円四十一銭三毛
 - 差引金四百二十円五十八銭九厘七毛不足
 - 此内国庫金百円払之積、不足金三百二十円五十八銭九厘七毛 小学区内募金ヲ以仕私之見込(以下略)(十月)

図15 教育段階別の教育員と在学者数の伸び

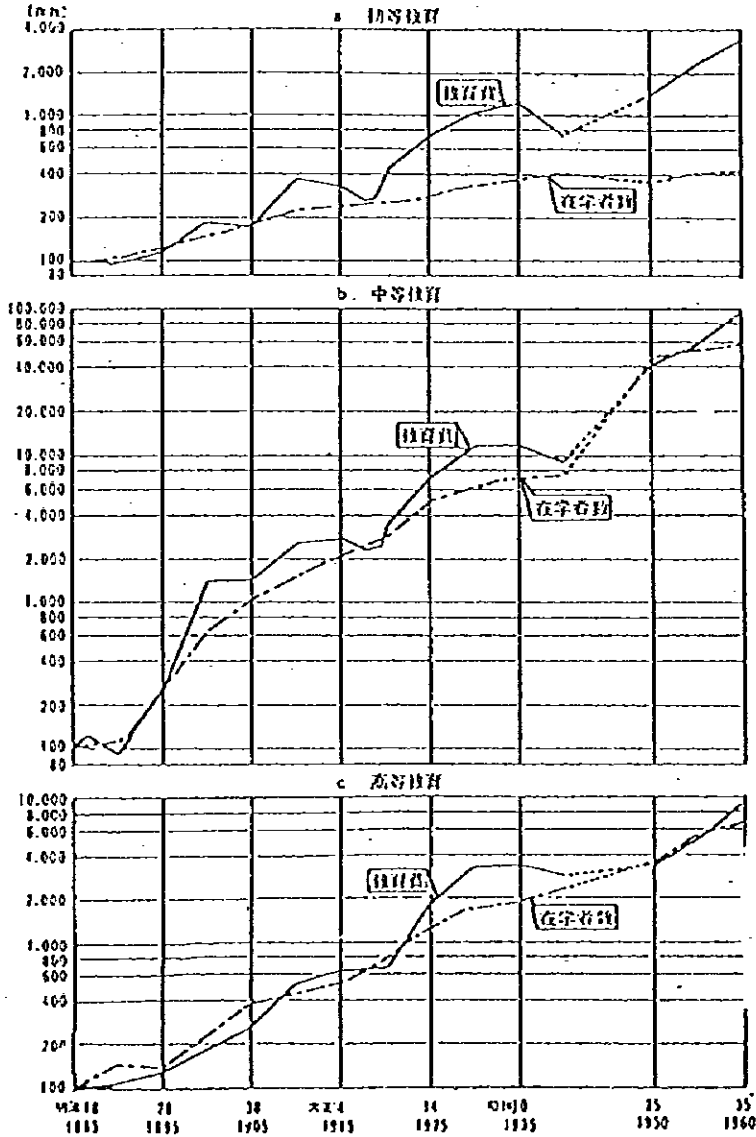
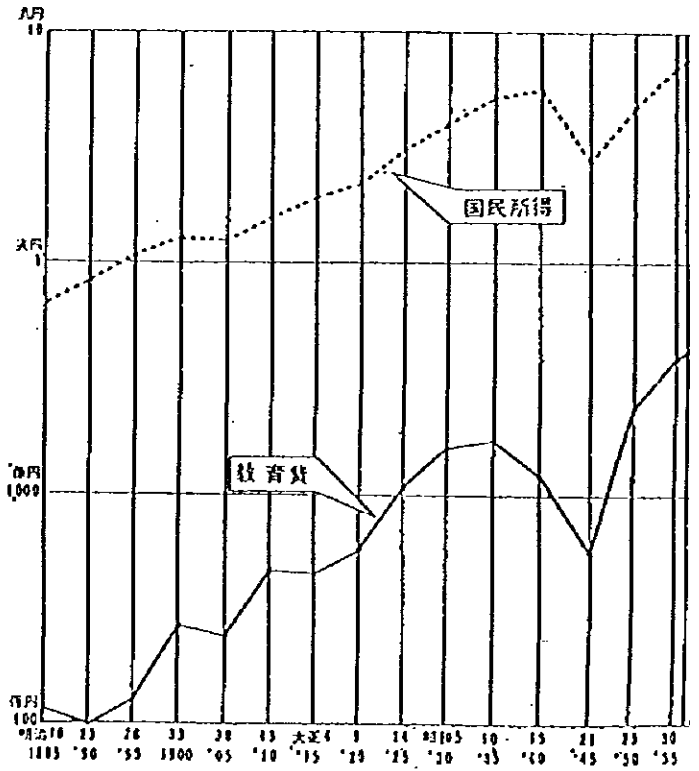


図22 国民所得と公教育費の伸び



(注) 各年度の実際値、昭和5年度の資料不足に代替して示した。

横田村第一番小学校

| 「開校当時の入学者氏名」 | | (住所) | (氏名) | (年齢) | (授業料) | (職業) |
|--------------|-----|------|------|------|-------|------|
| 同日 | 岩崎 | 庄右衛門 | | 九 | 永廿文 | |
| 同日 | 山 | 頼喜太郎 | | 九 | 五十文 | |
| 同日 | 菊池 | 金五郎 | | 八 | 四銭 | |
| 同日 | 長谷場 | つね | | 九 | 五銭 | |
| 同日 | 佐々木 | 幸吉 | | 九 | 五銭 | |
| 同日 | 池田 | 伊四郎 | | 十一 | 四銭 | |
| 同日 | 赤羽根 | 市次 | | 十一 | 三銭 | |
| 同日 | い | いと | | 八 | 十銭 | |
| 同日 | 新谷 | 勝太郎 | | 十一 | 四銭 | |
| 同日 | 伊藤 | 清九郎 | | 七 | 五銭 | |
| 同日 | 長山 | 門蔵 | | 七 | 五銭 | |
| 同日 | 藤田 | 藤太郎 | | 十二 | 七銭 | |
| 同日 | 村上 | ひて | | 八 | 永六十文 | |
| 同日 | 市川 | 栄之助 | | 九 | | 工 |
| 同日 | 長山 | 久太郎 | | 十 | | 商 |
| 同日 | 佐々木 | 源六 | | 十二 | | 商 |
| 同日 | 金 | 貞吉 | | 十二 | 月々 | |

日本の近代化に貢献した教育の役割についてこれまで色々な角度から分析してきた。しかし、日中戦争～太平洋戦争の経験は近代化の過程に大きな転換をもたらした。

今回は、幕末から明治維新を経て一挙に欧米先進国に追いつくべく近代化への坂道を駆け上がりながら悲惨な結末を辿ることになる上記戦時下の教育と、戦後の連合軍による占領下の教育改革を概観しながら、本格的な国土復興から急速な経済成長を遂げて行く過程での教育の役割を主として考察することとする。

I. 戦時下の教育

別紙参照

II. 終戦後連合軍占領下の教育改革

別紙参照

III. 復興から高度経済成長への進展と教育の役割（計画化）

占領下における教育改革は、軍国主義及び極端な国家主義思想の廃絶とこれに代わる個人の権利と平和の達成を基本とする民主主義教育の定着を企図するものであった。

従って、個人の尊厳と福利追求を根幹とする教育の価値の重視、これを実現する教育行政の地方分権化や子どもの教育を受ける権利の保障のための様々な条件整備が最大の課題とされた。このことは、既にII. で述べた。

しかし、こうした新たな課題に効果的に応えるためには、教育に対するそれまでとは違った視点が求められ始めていることに気付くべきである。

即ち、「利用可能な諸資源をある目的または目標に到達するように処分する」（G. ミュルダール/メーデン）とした計画経済の定義を持ち出すまでもないが、20世紀以降教育が徐々に様々な社会的変化の下で公共投資的な意義を持ち、その機能は、より「計画的」に発揮されなければならないものとなっていたのである。

これは、①国民の基本的人権（福祉的要請）の実現を求める政治的要請、②国民経済の発展の見地からの人材要請（経済的要請）、③技術の急速な進歩や社会生活の高度化に対応する国民の能力・資源・教養の向上の要請（文化的要請）に応えることを意味し、そのためにはこれらの要請を総合し、個人／社会、中央／地方の全体としての整合性を持たせた「長期総合教育計画」として策定されるべきなのである。

こうした「教育計画」の考え方は、日本の幕末～明治期以降の急速な近代化が、欧米諸国の近代化条件を巧みに移入した一方で、天皇制・家父長制的家族国家主義を基底とする独特のナショナリズムに支えられた“歪な”社会の下で築かれ、これを教育が再生産するという構造（原理）にとっては、極めて異質と映るものであったろう。

何れにせよ、第二次世界大戦の終結により始めて経験する「政治占領」は、幕末の「黒船来航」とは違う形での、日本国民300万という幾多の生命の犠牲を払っての、更

なる近代化の契機となったのである。

(1) 復興期（昭和20年代）における社会的要請と教育計画

①復興期における「教育計画」の概念は、戦後の教育改革の理念である教育の民主化、教育行政の地方分権、そしてその具体的方策の一つとして導入されたコミュニティー・スクール構想と、新教育の花形たる社会科を主軸とする教育課程が地域社会と密着して展開されるべきことを内容とした教育の地域計画、或いはこのような理念に基づく教育課程の編成及びその実践を意味していた。（地域教育計画論）

平和で民主的な国家の建設、基本の枠組みづくりの一環として、地方自治体の主体的な選択・決定の権限の範囲の拡大や、教師や学校の大幅な活動の自立性を獲得したことによる教育活動の合理的な組織・運営、意志決定の権限の分化と多層化は、これまでよりも遥かに教育活動の計画化を要請されることとなった。

②「国土総合開発法（昭和25年）」により全国・地方・都府県等毎の類型的「総合開発計画」の立案を構想、各県の「経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地」から「府県教育計画」が地域開発計画の流れと密接に関連して策定された。あるものは、産業開発に必要な「人材開発」の計画化（北海道）、またあるものは「近代的産業人の育成」（富山県）を特徴とするものなど区々であった。

③敗戦後の荒廃と社会変動の中で、新教育体制の構築には当然教育行政の計画的実施を必要としたが、教育全体の「長期総合計画」の構想に迫るものはなく、文部省内には調査・統計・審議を一括する「調査局」が設置された（昭和21年）が、差し迫った教育復興のための具体的な必要性の充足を目指す余り、全体的な計画性を欠いたまま矢継ぎ早の「改革」だけが一人歩きして行った。

（教育刷新委員会建議～Ⅱ、小学校教員の需給関係の現状と将来の見通し調査、社会的要請に基く教育計画立案のための調査）

(2) 技術革新／高度経済成長期（昭和30年～）における教育計画の特徴

昭和20年代の文教政策の課題が新しい教育体制の建設にあったすれば、昭和30年代のそれは、科学技術教育の拡充・振興と、後期中等教育の完成の二つに集約できる。

①昭和30年に設置された経済企画庁は、戦後の復興と自立の段階を通過し、技術革新を伴う高度経済成長段階に入った日本経済の構造変化の下で本格的な経済の計画化を総合的に進める必要性から、その中で教育を科学技術労働力の需給の問題と位置付けたのである。

文部省は、昭和32年「中央教育審議会」に科学技術教育の振興方策について諮問、これに対し同審議会は「将来の経済発展に即応する科学技術者の必要数をできるだけ正確に予測し、科学技術者養成の年次計画をたて、これを実行するに必要な措置を講ずる」ことを勧告した。その後文部省は、「科学技術者養成5ヵ年計画」を策定し理工系学生不足8,000人に対する定員増加策を立てたが、戦後の文教行政の本格的な計画化の開始を意味するものとして、画期的な意義を有した。

②昭和35年政府は「国民所得倍增計画」を策定、その一つに「教育訓練小委員会」を置き、新しい経済計画の下で本格的な教育の計画課題の審議に着手。

その中で、「科学技術の急速な進展と産業構造の高度化、更に今後に予想される労働力の推移等に鑑み、これまではややもすれば経済問題と切り離して考えられてきた教育、訓練、研究等人間能力の開発問題を経済成長との関連において積極的にとりあげる必要を生じている。今後の経済進歩と社会福祉の向上は国民能力の有効な利用に大きくかかっている。」とした。

教育を単に科学技術「労働力の供給源」としてだけでなく、更に広く「人的能力の開発手段」として有機的に経済計画の中に位置付けたのである。これは、「教育投資論」若しくは「マンパワー論」で呼ばれる経済学的な教育観、理論的基礎に基づく発想である。（下記）

単位労働の教育程度（装備率）の高低が単位労働の生産性に影響を与える。同一の資本装備率をもつ労働の生産性は、その労働のもつ教育装備率の高い程上回っている（教育資本の存在）。更に、高度の生産性をもつ機械、設備を作り出す人々、これを合理的・効率的に操作する人々、更にこれらの物的資本と労働力を有効に結びつける組織と経営の能力のある人々があるこそ、生産要因としての人的能力が評価される。教育・訓練投資＝所得造出／雇用創出とは単純には行かない。

国民所得の増加率が物的資本及び労働力の増加率を上回る現象は先進国一般に見られる現象であり、従来はその差は「技術進歩」によると分析されていたが、上記のように「教育装備率＝教育の生産的価値」という生産要素を想定すべきもの。

□「日本の成長と教育」（文部省調査局／昭37年11月號、～別添参照～）

◇こうした「倍增計画」の理論的基盤に立って「教育訓練小委員会」は、「人間能力開発政策の中心は、長期的には中等教育の完成であり、短期的には1.6万人の理工系学生の増募計画による科学技術者の養成、科学技術教育の振興」を打ち出した。

以下はその概要である。

①所得倍增期間中（35年～45年）に約17万人の科学技術者が不足するので、理工系学生の増募、新工業大学の設置、設備基準の引上げ、産学共同等により対処。また、国内の独創的研究・開発のために目標年次には約4,000億円（33年度の4.7倍）に到達。

基礎研究等研究開発能力に乏しい民間（中小企業）のための研究や技術指導に果たす大学及び国の研究機関の高い役割。税制支援、特許制度の改善、工業規格の整備。

②目標年次における工業高校程度の技術者の不足は44万人と見込まれ、工業高校の増設（高校進学急増見込み期の昭和38～40年度はこれを中心に）及び工業教員の養成及び再訓練は緊急の課題。

そこで、工業教員養成の特別の機関の設置、育英制度、免許法の特例、民間の給与水準を考慮した処遇改善が必要。

(c)理科教育の実験実習施設・設備の改善（理科教育／産業教育振興法、500億円）、教員の再訓練のための「理科教育センター」の全国設置、民間の給与水準を考慮した教員のための特別措置。

(d)科学技術教育拡充の要請から専科大学（5年制）、高校の修学年限の延長等若干の単線型学校制度に多様性をもたせること（複線化）を検討。

(e)所得倍増期間中における熟練工の充足数は、60万人、半熟練工は約90万人が見込まれ、企業内養成訓練の実施促進及び2年課程の公共職業訓練機関の拡充整備が必要（380億円）。

田中等教育の一環として青少年に対して、高校教育と職業訓練の二重の負担を軽減するため能率的な運営を行い、高等学校教育と技能訓練との協同を図ること。

④曾て戦時中の労務動員計画の如き他律的・強制的性格ではなく自発的・自主的な自己の能力の開発に努められるような産業における経営の民主化（学歴・縁故の廃止）や実力評価（同一労働同一賃金の原則）の国民精神の高揚。

③文部省は、これら教育計画の基本的な方策を具体化するため順次立法、及び財政措置等を行っていったのである。

時系列でその概要を見て置こう。

10年間の時限立法

i：国立工業教員養成所の設置（臨時措置法／昭和36年4月）

高等学校の工業の教科を担当する教員の速やかな養成を図り、工業教育の拡充に対応するもの。9の国立大学に付置され、3年の修学年限で高卒者を対象（入学資格）とした。(b)

ii：技能連携制度の創設（学校教育法の一部改正／昭和36年10月）

現在の実施計画

高等学校の定時制又は通信制の課程に在籍する生徒が、文部大臣の指定する技能教育施設（民間の工場等）において一定の基準に適合する（昭和680時間以上の修業時間）技能教育を受けているときは、これを高等学校における教科の一部と見做して所定の単位を与えるもの。生徒の学習の二重負担の軽減、技能教育の能率の向上を企図した。(f)

iii：高等専門学校創設（学校教育法の一部改正／昭和37年4月）

現在過渡期 科学技術

工業に関する中堅技術者の不足に対処するため、5年制の高等な職業教育を専門的に行う新たな学校教育機関。中卒を入学資格とし、全日制、大学への編入を認め、工業に関する学科を置く。(d)

④昭和40年代以降、こうした教育問題を経済計画の中に有機的に位置付ける新しい教育観である「人的能力開発計画」はその後、経済審議会の専門部会で幾度か取り上げられ、より精緻な形を取るようになるが、独立した計画領域を構成せず、またそこには具体的な計画目標の設定を見ることはなかった。

経済の計画化からの要請に触発されたこの新しい教育計画論は、その成立当初におい

て経済的要請偏重の傾向を強くもつものであり、「人づくり」という政策的スローガンを重ね合わせるにより、社会生活の一切の価値を包含し、現実の社会を乗り越える創造性をもつ（相対的独自性）が故に、教育学の領域での計画論に対する否定的態度を助長したことも、理論的補強・支援を得ることにはならなかった大きな理由である。

しかし、昭和40年代後半に入るとOECD諸国を中心に急速に本格化した世界的な教育の計画化の動きは、我が国にも影響を及ぼす。計画化の理論や技術の点で欧米に負っているところがおおいが、「長期総合教育計画」の策定の要請背景はより現実味を帯びてきている。

※「後期中等教育の整備拡充について／中央教育審議会答申、昭41年10月」

本答申の骨子では、

①70%を越えた後期中等教育進学者（生徒）の能力・適性はもとより社会の要請も多様化しながら、学習内容がこうした変化に適切に対応しておらず、将来の職業選択に支障が生じていること、

②全ての学科において、生徒の適性・能力・進路に適合し、職種の専門的分化と新しい分野の人材需要に即応するよう、教育内容の多様化と指導方法の改善を行うこと、とした。

◇○「職業教育の多様化について／理科教育及び産業教育審議会、昭42年8月」

本答申では、科学技術の発達と産業経済の発展による職業に関する専門的知識・技術に対する社会的需要の高まりに鑑み、高校の職業教育に新たな学科を設けることとしている。例えば、金属加工・衛生工学・経理・事務・営業・秘書・貿易・手芸等。

○「理科・数学に関する学科の設置について／同審議会、昭42年10月」

本答申では、科学的能力、知識・関心の深い生徒に理科・数学をより深く学習できるよう配慮し、事象を科学的に探求し処理できる能力を養うことを目的として、「理数科」を学科に加えるとした。基本的な事項の学習と、数学的直観、実験・観察や演習を特に重視した学習内容、指導方法を採用するものである。

府県教育計画

昭和30年代「新産業都市建設法」など一連の地域開発関連法の成立に見られる地域総合開発の本格化と、「所得倍增計画」の影響を受けた府県レベルの開発計画の総合計画化に主要な契機がある。

しかし、これを促進した決定的要因は戦後の第一次ベビーブームに伴う教育爆発にあった。高校の収容定員は府県が政策的に決定できるだけに、「高校急増」対策を中心に多くの府県教育計画は立案されたのである。

参考資料

◎産業教育振興法に基づく負担金、補助金予算の推移

| | |
|--------------|------------------------|
| 昭和27年 (法制定時) | 666,663 千円 |
| 35年 | 997,328 |
| 36年 | 1,800,195 |
| 42年 | 5,321,300 (法制定時の7.98倍) |

※急増経費：新設学科整備、自営者養成農業高等学校拡充、中学校産業教育設備等

◎大学における産業教育関係学部、学生数の推移

| | |
|-------|-----------|
| 昭和30年 | 理工系 15.3% |
| 45年 | 23.8% |

箱の私と本行理工系への助成。

◎高等学校生徒数の推移

| | | | |
|-------|-----------|---------|---------|
| 昭和30年 | 普通科 59.8% | 農業 7.9% | 工業 9.2% |
| 40年 | 59.5% | 5.2% | 12.3% |
| 45年 | 58.4% | 5.3% | 13.4% |

→現在も同様

◎専修学校の学生・生徒数の推移

| | | |
|--------------|------------------|--------------------|
| 昭和51年 (法制定時) | 893校 | 131,492人 |
| 58年 | 2,860校 (当初比3.2倍) | 512,180人 (当初比3.9倍) |

現在は
成人の生涯学習。
場もいろいろ

職業・実生活に必要な能力・教養の向上を図ることを目的に、土木・建築・電気・看護・調理・理美容・保母・簿記・服飾・デザイン等の学科を置く。
高等課程には中卒、専門課程には高卒、学歴を問わない一般課程がある。1年以上の授業と40人以上の生徒規模が必須要件。

◎技術科学大学が創設された。(昭和51年、学生募集は昭和53年度から)
これにより工業高専^校の3年次編入が可能となった。

今後は複線型教育体系

今後の予定テーマ (案)

- ①教員養成制度の歴史及び教員給与等処遇、その他の地位向上に関する政策
- ②学校施設、設備・教材の改善の政策
- ③教育行財政制度の近代化、特に中央/地方の権限の配分及び財政基盤の強化に関する政策
- ④教育計画論の基礎と展開
- ⑤学校と企業 (工場) /教育・訓練の有機的連携の歴史
- ⑥外国人から見た日本の教育 (制度)

質問1 教育の近代化により輩出された人材は、明治以降の近代産業基盤の成長の過程で順調に吸収されて行ったのであろうか。

近代化を支えた人材には、本日の講義のサクセス・ストーリーからは外れた者は居なかったのか。

答 ① 明治期からの産業基盤の飛躍的近代化は第一次大戦が終了した1918年に一つのピークを迎える。

当時政党政治家として政権についた原敬は、日本の工業界の強い要請を受けて「高等諸学校創設及び拡張計画」を策定し、帝國大学の学部増設、高等学校の増設、高等工業学校や高等商業学校、医学専門学校などの大学昇格・改組が行われた。

更に、私立大学も大正期だけで22校（慶応・早稲田・明治・法政・同志社等）が認可されている。

1930年に昭和恐慌が日本を襲った。紡績・石炭・都市交通といった大企業のみならず、中小の零細企業や農村（工業より深刻で農業生産物の価格下落は40%を越え、養蚕農家は生糸の価格暴落により大打撃を受けた。）にも大きな影響を及ぼした。

こうした不況による就職難は極めて深刻となり、高等教育を受けた者もその例外ではなかった。高等教育の拡大後の不況とあって、二重のパンチを受けた形を取ったのである。供給過剰と需要の減退という状況が作られたのである。

（因みに当時東京大学の卒業者の就職率は、30%程度といわれた。）

※此の現象は開発途上国におけるいわゆる「学歴インフレ」としても指摘される現象に類する（学歴＝西欧の知識・技能の取得証明の獲得が即ち高位の職域へのパスポートという図式の下で、過剰な高等教育へのニーズが生じ、結果的に労働需要を越えた高等教育の供給過剰現象＝ディプロマ・インフレとなる）。

②明治30年代の紡績を中心とする日本の輸出産業を支えた女子労働者の状況が、その答となるだろう。

「職工事情」（農商務省、1903年）や「日本之下層社会」（横山源之助）によると、当時の長時間・深夜労働（11時間労働、昼夜交代は時間はそれぞれ午前6時・午後6時、休憩回数3回・1時間）、十代前半の紡織工（2～3割）・十代後半と二十歳台（それぞれ4割）といった若年労働力の酷使が常態とされた。

また、彼等の教育水準は尋常小学校中退を含め大半が未就学に近い状態であった。

更に、女工達は寄宿舎においては「外出の制限」、「食物・読書等の干渉」、「書信の干渉・没収」が二重の桎梏として存在したのである。（女工哀史）

※大きな紡績工場には、義務教育未終了の少女工に対する「私立の小学校」が設置され、教科書等教材は無償で支給され、尋常科は強制入学であった。また、「各社が実地上がりの職工長に改めて技術教育を施し、実地の学理化をなさしめる工業補習的意義と学校出の青年をよく実地的に訓練して学理の実際化を図る実習的意義とを併有する」中等程度の企業内訓練機関を置く者もあった。

質問2 明治20～40年代の理工系出身者の高等教育卒業者に占める比率が、現在の数字に較べて高い時代的背景は如何。

答 引用したデータは、離陸エリートの「理・工系」卒業者のストックを示したものである。

当時の産業・経済的時代背景としては、軽工業部門からやがて重工業部門へと産業革命を推進していた状況があったことは前回説明した通りである。そのため、帝國大学を中心とする離陸エリートと、中堅以上の実業部門の人材を輩出するための私学を含む専門学校の整備を急いだ。

此の実業部門として、工業が主体を占めた事もその後のデータで明らかであるが、この引用データには、農業及び医学・薬学部門も「理工系」に含めて整理されており、数字が膨れたと思われる。※明治30年代には、一挙に高等工業学校が6校、高等農業学校が2校、医薬学校5校新設されている。

資

料

(表1) 子どもの進学にたいする親の希望(面接調査)

| 性別 | 性別 | 小学卒 | 高校卒 | 大学卒 | わからぬ | 計 |
|----|----|-----|------|------|------|-------|
| 男 | 男 | 2.0 | 46.0 | 51.0 | 1.0 | 100.0 |
| 女 | 女 | 2.0 | 45.0 | 51.0 | 2.0 | 100.0 |
| 男 | 男 | 3.0 | 35.0 | 61.0 | 1.0 | 100.0 |
| 女 | 女 | 4.0 | 33.0 | 61.0 | — | 100.0 |
| 男 | 男 | 1.0 | 4.0 | 23.0 | 2.0 | 100.0 |
| 女 | 女 | 1.0 | 6.0 | 90.0 | 3.0 | 100.0 |
| 男 | 男 | 1.0 | 17.0 | 81.0 | 1.0 | 100.0 |
| 女 | 女 | 1.0 | 14.0 | 85.0 | 1.0 | 100.0 |
| 男 | 男 | 4.0 | 47.0 | 49.0 | — | 100.0 |
| 女 | 女 | 4.0 | 51.0 | 45.0 | — | 100.0 |
| 男 | 男 | 2.0 | 29.0 | 68.0 | 1.0 | 100.0 |
| 女 | 女 | 2.0 | 31.0 | 66.0 | 1.0 | 100.0 |

(注) ①調査対象は北条市研究区1960年4月4日
 ②調査対象数は11,148家庭である。

二次以上人口学歴構成推計

| 区分 | 二次以上人口数 | % | 学歴別推計 | 学歴別推計 | 学歴別推計 | 学歴別推計 | 学歴別推計 |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 昭和五年度 | 2,197 | 100.0 | 5.0 | 2.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 昭和三〇年度 | 2,197 | 100.0 | 7.0 | 3.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0 |
| 日露年次 | 2,197 | 100.0 | 8.0 | 4.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 |

(注) 1. 調査対象は二次以上学歴者である。
 2. 調査対象は昭和五年度から昭和三十一年までである。

(表2) 高校進学率の推計

| 年 | 34年 | 35年 | 36年 | 37年 | 38年 | 39年 | 40年 | 41年 | 42年 | 43年 | 44年 | 45年 |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 高学進学率% | 56.8 | 59.7 | 63.0 | 61.5 | 68.0 | 69.6 | 66.1 | 63.4 | 65.3 | 67.3 | 69.3 | 72.0 |
| 中学卒業者数 万人 | 198 | 179 | 141 | 196 | 250 | 244 | 236 | 214 | 198 | 186 | 174 | 168 |
| 高校入学者 万人 | 112 | 107 | 90 | 120 | 145 | 145 | 145 | 135 | 127 | 124 | 121 | 119 |

(注) 高学率 = $\frac{\text{高学進学率} \times \text{中学卒業者数}}{\text{中学卒業者数}}$

労働可能人口の推移推計

| 年 | 35年 | 36年 | 37年 | 38年 | 39年 | 40年 | 41年 | 42年 | 43年 | 44年 | 45年 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 中学卒労働可能人口 万人 | 72 | 51 | 75 | 105 | 98 | 91 | 78 | 68 | 60 | 53 | 46 |
| 高校卒労働可能人口 万人 | 85 | 86 | 91 | 88 | 72 | 91 | 119 | 122 | 121 | 113 | 107 |
| 大学卒労働可能人口 万人 | 18 | 18 | 19 | 19 | 20 | 21 | 21 | 22 | 22 | 22 | 23 |
| 計 万人 | 175 | 156 | 186 | 212 | 191 | 203 | 219 | 211 | 204 | 188 | 176 |

(注) (1)労働可能人口は中卒中卒者から算出された人口である。
 (2)計算の基礎で中卒中の中退者による減少は考慮されていない。
 (3)大学の入学(卒)は昭和五、六年度とした。
 (4)45年入の以降の労働可能人口の推計は推計値に示されていない。

倍増計画において予想される経済指標のおもなものを挙げてみると、つぎのとおりである。

| | 三十三三年 | 四五年 |
|-------------|----------|-----------|
| (1) 就業構造 | | |
| 就業者総数 | 四、一五四万人 | 四、八六九万人 |
| 第一次産業就業者 | 一、六四五 | 一、一五四 |
| 第二次産業 | 一、〇〇八 | 一、五八八 |
| 第三次産業 | 一、三七五 | 一、八〇八 |
| 運輸、通信、公益事業 | 三三六 | 三三九 |
| 雇員者 | 一、九三三 | 三、二三五 |
| (2) 国民所得 | | |
| 一人当たり国民所得 | 七九、九三六億円 | 三三、三三三億円 |
| 一人当たり国民所得 | 八八千円 | 二〇九千円 |
| 雇員一人当たり現金俸給 | 三二二千円 | 四〇四千円 |
| (3) 国民総生産 | | |
| | 九七、四二五億円 | 三三〇、〇〇〇億円 |

財政整理が国の念わかれ、意図的に任(おと)せられ、私設への配産。経済界の蓄産は45年86% 文部省の予判等。

(表7) 技術者および技能者の需要推計

| | 工学部 (工学系) | 10 万人 (工学系) |
|---------------------|--------------|-------------------|
| 昭和45年に対する45年就業者の増加数 | 27万人 | 106万人 |
| 新規補充数 (注1) (B) | 9 " | 33 " |
| 新規補充数 (A)+(B) | 36 " | 139 " |
| 現職定員における平均供給数 | 2.7 " | 8.6 " |
| 昭和45年における不足数 | 7 " | 41 " |
| 計画期間における必要定員増 | 1.6万人 | 8.5万人 |
| (定員増の期間) | (35~41年) | (35~42年) |

第2次産業(除就業(注2))労働者

| | 万人 |
|-------------------------------|-----|
| 昭和45年に対する昭和45年労働者増分(労働者補充を含む) | 695 |
| (1) 内 産 業 工 | 417 |
| 熟練工 | 211 |
| 半熟練工 | 206 |
| (2) 職業訓練による充足数 | 155 |
| 熟練工 { 専業内訓練 } | 61 |
| 半熟練工……公共(建設)訓練 | 94 |
| 昭和45年までに必要となる補充数 | 42 |
| 2. 予備補充数 | 159 |

(注)

- 1 新規補充定員に当たつての「産業界」は次産業(第一・二次)工業部(第一・二次)産業(第一・二次)労働者については(注3)・(注4)による。
- 2 労働者について、就業を除いたのは公共訓練の対象となる職業訓練の訓練が非常に少ないことおよび将来労働者の減少を見込まれることによる。

(表3) 初等・中等教育在学生徒推計 (単位:万人)

| 年度 | 34年 | 35年 | 36年 | 37年 | 38年 | 39年 | 40年 | 45年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 1,340 | 1,260 | 1,180 | 1,100 | 1,050 | 1,000 | 970 | 940 |
| 中学校 | 520 | 590 | 690 | 730 | 700 | 650 | 590 | 470 |
| 高等学校 | 320 | 320 | 300 | 310 | 350 | 410 | 430 | 360 |
| 計 | 2,180 | 2,170 | 2,210 | 2,220 | 2,180 | 2,100 | 2,000 | 1,790 |

(注) ①34年度は文部省推計より②35年度は国庫の小学、中学校児童、生徒は文部省推計資料による。其後年度は72の各年度別の推計による。③15年度は、小・中学校生徒については将来人口推計より計算。

(表4) 25歳以上人口学歴別構成推計

| 年度 | 25歳以上人口 | % | 無学歴者 | 義務教育 | | | 中等教育 | | | 大学 (含短期) |
|-------|---------|-------|------|------|------|------|------|------|------|-------------|
| | | | | 小計 | 小学校 | 中学校 | 小計 | 小学校 | 中学校 | |
| 昭和5年 | 2,854 | 100.0 | 31.1 | 69.0 | 65.0 | 65.0 | 2.3 | 2.3 | 1.7 | |
| 昭和30年 | 4,245 | 100.0 | 5.9 | 94.0 | 78.3 | 78.3 | 12.6 | 12.6 | 3.1 | |
| 昭和45年 | 5,001 | 100.0 | 1.4 | 98.5 | 88.1 | 90.4 | 24.4 | 8.3 | 16.1 | |

(注) ①無学歴者に就労者も含まれる。②小学校に就学小児も含まれる。③大学には旧制、新制をさす。

(表5) 就業者の学歴別構成推計

| | 全従業員 | 初等教育 | 中等教育 | 高等教育 |
|-------|--------|------|------|------|
| 昭和45年 | 100.0% | 76.2 | 18.2 | 5.7 |
| 昭和45年 | 100.0% | 63.9 | 28.8 | 7.4 |

(注) 昭和45年は文部省資料による。中等教育には旧制中学校、高等女子校、実業学校、職業学校のほか同程度の資格をもつものを含む。

(表6) 昭和35年から45年までの11年間の学校卒業生労働可能人口増加分(単位:万人)

| | 中等教育労働可能人口 | 高等教育労働可能人口 | 合計 |
|---------|------------|------------|-------|
| 35年~45年 | 790 | 1,000 | 220 |
| | | | 2,120 |

(注) ①高校には定員外も含まれる。②大学には旧制も含まれる。

高度成長期
も就労者の
増加は人口
小卒。
企業内訓練が
大半を従得!

41 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案 (昭和三十一年三月三十一日法律第三十二号)

(目的)

第一条 この法律は、工業教員の子えやかな養成を図るため、国立工業教員養成所の設置等について定め、もつて高等学校における工業教育の拡充に伴う工業教員の需要の増加に対処することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「工業教員」とは、高等学校において工業の教科の教授を担任する教諭をいう。

(設置)

第三条 工業教員の養成を行なう教育施設として、臨時に、国立工業教員養成所(以下「養成所」という)を設置する。

2 前項の養成所の名称及び位置は、上の表の上欄及び中欄に掲げるとおりとし、その養成所は、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学に付置されるものとする。

| 養成所の名称 | 位置 | 国立大学の名称 |
|----------------|------|---------|
| 北海道大学工業教員養成所 | 北海道 | 北海道大学 |
| 東北大学工業教員養成所 | 宮城県 | 東北大学 |
| 東京工業大学工業教員養成所 | 東京都 | 東京工業大学 |
| 横浜国立大学工業教員養成所 | 神奈川県 | 横浜国立大学 |
| 名古屋工業大学工業教員養成所 | 愛知県 | 名古屋工業大学 |
| 京都大学工業教員養成所 | 京都府 | 京都大学 |
| 大阪大学工業教員養成所 | 大阪府 | 大阪大学 |
| 広島大学工業教員養成所 | 広島県 | 広島大学 |
| 九州大学工業教員養成所 | 福岡県 | 九州大学 |

学校教育法

第四十五條之二 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在修する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における特別を当該高等学校における教員の一部の員数とみなすことができる。

④ 前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。
(昭和三十二年六月九日、昭和三十二年八月一日改正)

学校教育法施行令

第四條 技能教育施設の指定
(昭和三十二年四月九日)

(指定の目的)
第三十二條 技能教育のための施設の設置等(以下「指定」という)の規定による指定(以下「指定」という)を受けようとするものは、当該施設の所在地の都道府県の教育委員会に対し、その指定を申請しなければならない。
(昭和三十二年四月九日、平成元年一月一日改正)

(指定の基準)
第三十三條 指定の基準は、次のとおりとする。

- 一 施設が、高等学校における教育に専ら使用し、かつ、この法令及びこの法令に基づく文部省令を遵守する等設備として適切であることと認められるものであること。
- 二 使用年限が一年以上であり、毎回の修繕費が六百八十千円以上であること。
- 三 技能教育を担当する者(実務出身とする者を除く)のうち、半額以上の者が担当する技能教育に係る高等学校教員の免許状を有する者又はこれと同等の以上の学力を有する者認められる者であらうこと。かつ、特別を担任する者のうち、半額以上の者が担任する特別に係る高等学校教員の免許状を有する者若しくはこれと同等の以上の学力を有する者認められる者又は大学以上担任する課程に別業のある実地の経験を有し、当該業務と認められる者であること。

四 技能教育の内容に支障が認められる高等学校の教員に用いるものが含まれていること。

五 技能教育を担当する者及び技能教育を受ける者の数、施設及び設備並びに運営の方法が、それぞれ文部省令で定める基準に適合するものであること。
(昭和三十二年四月九日、昭和三十二年五月二十一日改正)

(昭和三十二年四月九日、昭和三十二年五月二十一日改正)

第三十四條 指定を受けた技能教育のための施設(以下「指定技能教育施設」という)の設置者は、当該指定技能教育施設の名称、所在地、技能教育の施設その他の文部省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該指定技能教育施設について指定を受けた都道府県の教育委員会(以下「指定指定教育委員会」という)に届け出なければならない。
(昭和三十二年四月九日、平成元年一月一日改正)

(廃止の届出)
第三十五條 指定技能教育施設の設置者は、当該指定技能教育施設を廃止しようとするときは、届出しようとする日の三月前までに、指定指定教育委員会に対し、その届出及び廃止の届出を届け出なければならない。
(昭和三十二年四月九日、平成元年一月一日改正)

(昭和三十二年四月九日、平成元年一月一日改正)

(指定の廃止)

第三十六條 指定指定教育委員会は、その指定に係る指定技能教育施設が第三十三條各号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、その指定を解除するようことができる。
(昭和三十二年四月九日、平成元年一月一日改正)

(罰則)

第三十七條 指定指定教育委員会は、その指定に係る指定技能教育施設について、

第三十三條各号に掲げる基準に適合していないかどうかを調査し、及び当該指定技能教育施設の設置者に対し、当該指定技能教育施設における技能教育に関する報告又は資料の提出を求めることのできる。
(昭和三十二年四月九日、平成元年一月一日改正)

(昭和三十二年四月九日、平成元年一月一日改正)

職種別にみた就業者の学歴別構成比の

変化の実績と予測（産業部門別）

38~43年

| 職業別 | 年次 | 1 農林漁業 | | | | | 2 鉱業 | | | | |
|------------|----|--------|------|------|--------|------|------|----|------|------|------|
| | | 初等 | 中等 | 高等 | 初等 | 中等 | 高等 | 初等 | 中等 | 高等 | |
| 総数 | 34 | 90.6 | 8.8 | 0.6 | 83.1 | 12.4 | 4.5 | 34 | 90.6 | 8.8 | 0.6 |
| | 38 | 88.3 | 11.1 | 0.6 | 77.0 | 17.1 | 6.0 | 38 | 88.3 | 11.1 | 0.6 |
| | 43 | 85.3 | 14.1 | 0.6 | 69.7 | 22.7 | 7.6 | 43 | 85.3 | 14.1 | 0.6 |
| 1 管理的職務従事者 | 34 | 65.6 | 20.3 | 14.1 | - | 14.3 | 85.7 | 34 | 65.6 | 20.3 | 14.1 |
| | 38 | 63.5 | 23.8 | 12.7 | - | 27.3 | 72.7 | 38 | 63.5 | 23.8 | 12.7 |
| | 43 | 58.3 | 27.0 | 11.6 | - | 43.5 | 56.5 | 43 | 58.3 | 27.0 | 11.6 |
| 2 技術的職務従事者 | 34 | 18.2 | 57.6 | 24.2 | 14.3 | 35.7 | 50.0 | 34 | 18.2 | 57.6 | 24.2 |
| | 38 | 15.0 | 60.0 | 25.0 | 11.8 | 41.2 | 47.1 | 38 | 15.0 | 60.0 | 25.0 |
| | 43 | 9.7 | 55.6 | 34.6 | 3.6 | 43.0 | 43.4 | 43 | 9.7 | 55.6 | 34.6 |
| 3 研究的職務従事者 | 34 | - | - | - | - | - | - | 34 | - | - | - |
| | 38 | - | - | - | - | - | - | 38 | - | - | - |
| | 43 | - | - | - | - | - | - | 43 | - | - | - |
| 4 専門従事者 | 34 | 12.5 | 50.0 | 37.5 | 33.3 | 16.7 | 50.0 | 34 | 12.5 | 50.0 | 37.5 |
| | 38 | 16.7 | 50.0 | 33.3 | 25.0 | 50.0 | 25.0 | 38 | 16.7 | 50.0 | 33.3 |
| | 43 | 18.9 | 43.2 | 37.8 | (25.0) | 0.0 | 0.0 | 43 | 18.9 | 43.2 | 37.8 |
| 5 事務従事者 | 34 | 64.9 | 32.5 | 3.0 | 40.4 | 42.6 | 17.0 | 34 | 64.9 | 32.5 | 3.0 |
| | 38 | 57.1 | 37.8 | 5.1 | 31.8 | 47.7 | 20.5 | 38 | 57.1 | 37.8 | 5.1 |
| | 43 | 47.7 | 44.8 | 7.6 | 20.5 | 55.4 | 24.1 | 43 | 47.7 | 44.8 | 7.6 |

就業者の職業別構成比の 変化の実績と予測（産業部門別）

38~43年

| 産業部門別 | 1 農林漁業 | | | | | 2 鉱業 | | | | | 3 建設業 | | | | | 4 製造業 | | | | | 5 運輸・通信・公営事業 | | | | | 6 商業 | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------|------------|------------|------------|---------|---------|-------|------------|------------|------------|---------|---------|-------|------------|------------|------------|---------|---------|-------|------------|--------------|------------|---------|---------|--------|------------|------------|------------|---------|---------|--------|------------|------------|------------|---------|---------|-------|-------|------|--|
| | 34年 | | | | | 43年 | | | | | 34年 | | | | | 38年 | | | | | 43年 | | | | | 34年 | | | | | 38年 | | | | | 43年 | | | | |
| | 総数 | 1 管理的職務従事者 | 2 技術的職務従事者 | 3 研究的職務従事者 | 4 専門従事者 | 5 事務従事者 | 総数 | 1 管理的職務従事者 | 2 技術的職務従事者 | 3 研究的職務従事者 | 4 専門従事者 | 5 事務従事者 | 総数 | 1 管理的職務従事者 | 2 技術的職務従事者 | 3 研究的職務従事者 | 4 専門従事者 | 5 事務従事者 | 総数 | 1 管理的職務従事者 | 2 技術的職務従事者 | 3 研究的職務従事者 | 4 専門従事者 | 5 事務従事者 | 総数 | 1 管理的職務従事者 | 2 技術的職務従事者 | 3 研究的職務従事者 | 4 専門従事者 | 5 事務従事者 | 総数 | 1 管理的職務従事者 | 2 技術的職務従事者 | 3 研究的職務従事者 | 4 専門従事者 | 5 事務従事者 | | | | |
| 総数 | 100.00 | 0.40 | 0.44 | 0.49 | 0.49 | 100.00 | 1.26 | 2.42 | 3.87 | 100.00 | 100.00 | 1.78 | 2.78 | 4.03 | 2.15 | 2.77 | 3.17 | 3.04 | 4.10 | 5.43 | 4.12 | 4.61 | 5.22 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | | | | |
| 1 管理的職務従事者 | 0.21 | 0.28 | 0.37 | 0.49 | 0.49 | 2.33 | 3.74 | 5.50 | 6.20 | 11.49 | 2.60 | 3.33 | 4.24 | 2.67 | 3.20 | 3.80 | 4.12 | 4.61 | 5.22 | 5.56 | 6.20 | 6.99 | 7.76 | 5.56 | 6.20 | 6.99 | 7.76 | 8.54 | 9.31 | 10.08 | 10.85 | 11.62 | 12.39 | 13.16 | 13.93 | 14.70 | | | | |
| 2 技術的職務従事者 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.06 | 0.08 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.06 | 0.08 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | | |
| 3 研究的職務従事者 | 0.05 | 0.04 | 0.03 | 0.03 | 0.03 | 1.08 | 0.88 | 0.63 | 0.31 | 0.61 | 0.99 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.31 | 0.61 | 0.99 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | 0.09 | | |
| 4 専門従事者 | 1.23 | 1.51 | 1.86 | 1.86 | 1.86 | 8.44 | 9.67 | 11.21 | 9.83 | 11.95 | 14.60 | 9.78 | 13.21 | 17.50 | 23.93 | 27.96 | 33.00 | 38.04 | 43.07 | 48.10 | 53.13 | 58.16 | 63.19 | 31.0 | 37.9 | 44.8 | 51.7 | 58.6 | 65.5 | 72.4 | 79.3 | 86.2 | 93.1 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | | | |
| 5 事務従事者 | 0.83 | 1.30 | 1.66 | 1.66 | 1.66 | 6.11 | 7.51 | 10.16 | 12.60 | 16.70 | 21.88 | 8.22 | 11.65 | 15.94 | 9.11 | 10.84 | 13.00 | 15.16 | 17.32 | 19.48 | 21.64 | 23.80 | 25.96 | 12.60 | 16.70 | 21.88 | 27.06 | 32.24 | 37.42 | 42.60 | 47.78 | 52.96 | 58.14 | 63.32 | 68.50 | 73.68 | 78.86 | 84.04 | | |
| 6 熟練労働者 | 1.74 | 2.02 | 2.37 | 2.37 | 2.37 | 17.06 | 20.66 | 25.16 | 16.40 | 18.34 | 20.77 | 18.42 | 22.61 | 27.85 | 33.09 | 38.33 | 43.57 | 48.81 | 54.05 | 59.29 | 64.53 | 69.77 | 75.01 | 16.40 | 18.34 | 20.77 | 23.20 | 25.63 | 28.06 | 30.49 | 32.92 | 35.35 | 37.78 | 40.21 | 42.64 | 45.07 | 47.50 | | | |
| 7 熟練労働者 | 95.05 | 94.02 | 92.73 | 92.73 | 92.73 | 61.41 | 52.08 | 40.42 | 51.46 | 39.54 | 24.61 | 53.08 | 39.31 | 22.10 | 40.04 | 29.29 | 15.85 | 14.27 | 9.50 | 3.53 | 0.06 | 0.04 | 0.01 | 0.05 | 0.05 | 0.04 | 0.01 | 1.95 | 3.05 | 4.42 | 5.79 | 7.16 | 8.53 | 9.90 | 11.27 | 12.64 | | | | |
| 8 その他の労働者 | 0.39 | 0.38 | 0.37 | 0.37 | 0.37 | 0.90 | 0.88 | 0.85 | 1.29 | 1.41 | 1.56 | 2.12 | 2.36 | 2.66 | 3.18 | 3.70 | 4.22 | 4.74 | 5.26 | 5.78 | 6.30 | 6.82 | 7.34 | 0.39 | 0.38 | 0.37 | 0.37 | 0.37 | 0.37 | 0.37 | 0.37 | 0.37 | 0.37 | 0.37 | 0.37 | 0.37 | 0.37 | 0.37 | 0.37 | |
| 9 販売従事者 | 0.10 | 0.11 | 0.12 | 0.12 | 0.12 | 1.41 | 1.76 | 2.20 | 1.29 | 1.41 | 1.56 | 2.12 | 2.36 | 2.66 | 3.18 | 3.70 | 4.22 | 4.74 | 5.26 | 5.78 | 6.30 | 6.82 | 7.34 | 1.29 | 1.41 | 1.56 | 2.12 | 2.36 | 2.66 | 3.18 | 3.70 | 4.22 | 4.74 | 5.26 | 5.78 | 6.30 | 6.82 | 7.34 | | |
| 10 その他の職務従事者 | 0.10 | 0.11 | 0.12 | 0.12 | 0.12 | 1.41 | 1.76 | 2.20 | 1.29 | 1.41 | 1.56 | 2.12 | 2.36 | 2.66 | 3.18 | 3.70 | 4.22 | 4.74 | 5.26 | 5.78 | 6.30 | 6.82 | 7.34 | 1.29 | 1.41 | 1.56 | 2.12 | 2.36 | 2.66 | 3.18 | 3.70 | 4.22 | 4.74 | 5.26 | 5.78 | 6.30 | 6.82 | 7.34 | | |

注 1 34年と38年の職業別構成比は、両次の「職種」における学歴構成の対照の結果による数字である。
 2 38年と43年における就業人口の職業別構成比の算定方式は、つぎのとおりである。

$$\left\{ \frac{1930\sim 33\text{年}}{1930\sim 33\text{年の職業別}} - \left(\frac{1930\sim 33\text{年}}{1930\sim 33\text{年の職業別}} \right) \times \frac{5(1930\sim 33\text{年の職業別})}{4(1934\sim 38\text{年の職業別})} \right\} + \left(\frac{1930\sim 33\text{年の職業別}}{1930\sim 33\text{年の職業別}} \right)$$

学歴の職業ラダー下降現象

第3表 新規卒労働力の学歴構成

| | 新規卒労働力 | | | 中途退学者 | |
|-----|--------|----|-----|-------|-----|
| | 中 | 高 | 大学等 | 高 | 大学等 |
| 35年 | 50 | 39 | 8 | 2 | 1 |
| 41年 | 33 | 54 | 10 | 3 | 0 |
| 46年 | 19 | 55 | 22 | 3 | 1 |

備考 経産省「経済社会発展計画」1967年による。

第3表によると、三五年に中学卒を底辺としてはピラミッド型を示した新規卒労働力の学歴構成は、四一年には様相を一変し、従来半数を占めていた中学卒は急激に減少し、これに代わって高校卒が過半数を占め、大学・短大卒もわずかながら増加を示している。これが四六年になると、高校卒にはほとんど変化がみられないが、大学・短大卒は急激に増加して二〇%を超え、中学卒を上回ることになる。この際、とくに留意しなければならないのは、二〇%を割るにいたった中学卒の大半は、資質や能力の面で労働力化がむずかしいことである。

こうした供給構造の変化は、従来の職業・学歴の対応関係を分解し、学歴の職業ラダー下降現象をもたらす。第4表は、この現象がすでにかなり進行していることを示すであろう。

まず気がつくのは、技能・生産工種とくに販売に占める中学卒の比の減少である。一方、大学卒の増加によって専門的技術的職業のポストを奪われた高校卒は、販売部門に進出し、中学卒に代わってそこを占拠する。そして、その一部は、中学卒の主要な職場である技能・生産工種部門に活路を求める。他方、高校卒から専門的技術的職業のポストを奪うことのできなかつた大学卒の大半は、販売部門への進出をよぎなくされる。こうした雇用における代替配置や学歴の職業ラダー下降現象は、決して過渡的なものではなく、大学卒が中学卒を上回ると四六年頃には本格化し、雇用構造に大きなひずみを与えることになる。そして、この際最も深刻な問題となるのは、文科系大学卒の雇用である。

第4表 主要職業の学歴構成

| | 昭和30年 | | 昭和40年 | |
|-------------|-------|------|-------|------|
| | 卒 | 卒 | 卒 | 卒 |
| 専門的技術的職業従事者 | 大学 | 67.2 | 75.3 | |
| | 高校 | 32.8 | 24.7 | |
| | 販売 | | | 12.4 |
| 販売従事者 | 大学 | 2.0 | | 63.4 |
| | 高校 | 38.2 | | 24.2 |
| | 中学 | 59.2 | | |
| 技能・生産工程従事者 | 高校 | 11.7 | 29.0 | |
| | 中学 | 88.3 | 71.0 | |
| | | | | |

備考 文部省学校基本統計調査による。

従来でも、事務系職種やホワイトカラーを強く志向する文科系大学卒は、供給過剰であったが、女子進学者の増大はこの傾向に拍車をかける。そこで、まず予想されるのは、昭和初期の「インテリ失業時代」をはるかに凌ぐ大量の未就職者の出現であろう。次に、中小企業や低生産部門への不本意な就職である。大学卒のバス車卒、そば屋の出前があらわれなくてもおかしくないのである。そして、就業者のモラルは低下し、労働間の競争は大きくなる。いずれにしても、大学卒の供給増加は、学歴本位の賃金体系や雇用慣行の基盤を揺るがし、学歴の経済価値を失わせることになる。

新しい教育体制の骨格

戦後廃墟の中から日本は再度、近代化への途を歩み始める。その歩みは占領下の復興期からやがて昭和35年の経済の高度成長期とともに足早となっていった。

終戦直後焼け野原の祖国に残されたものは、明治以降の学校制度が営々と蓄積してきた人材と、近代化への志向を徐々に発展させてきた経済や教育などの諸制度、それに打ちひしがれ自信を喪失した支配層であった。

I・戦時教育体制の終止と、戦時中に実施されたあらゆる教育実践の処置が最大の課題であり、教育は占領軍により昭和27年まで管理されることになる。

管理を総括した総司令部民間情報教育局は、日本教育制度に対する管理政策に関する三つの指令を出した。

- ①軍国主義的及び極端な国家主義的思想の普及を禁止すること（教育内容）
- ②職業軍人や軍国主義・極端な国家主義の主唱者等の教職者罷免と自由主義的・反軍的言論・行動のために解職されていた教師を復職させること（教育機関関係者）
- ③軍国主義的乃至極端な国家主義的思想を助長する教科目・教科書・指導書の箇所削除と、教養のある平和的且つ責任を重んじる公民の養成のための新教科書・教材の速やかな準備（教科目・教材等）

文部省は、此の指令に基づいて直ちに必要な教育措置を執った。その他、此の後にも幾つかの重要な指令が出された。

「教員及び教育関係官の調査・除外・認可に関する指令」（上記②の徹底）、「国家神道・神社神道に対する政府の保証・支援・保全・監督並びに弘布の廃止に関する指令」（神道による戦争誘導を教育から絶つ。）、「修身・日本史及び地理停止に関する指令」（軍国主義・極端な国家主義的観念を生徒に植え付けるために教育を利用した事への反省）が主要なものである。

II・米国陸軍省派遣による「第一次米国教育使節団」（21年3月）報告（20日程度の調査日程/3月31日マッカーサー元帥）要点

- ①個人の価値と尊厳を重んじ、研究の自由・批判的分析能力の訓練・助長（教育課程の改善・地方分権）
- ②国語改革（ローマ字採用、口語体の徹底による民主化促進）
- ③初等中等教育行政の地方分権化、男女共学による無月謝制9年の義務教育（3年間の年限延長）及び高等学校への希望者全員入学許可、私学の自主性確保
- ④詰込み是正・画一主義排除・忠孝精神の再考等教授法の改善、教師・教育行政官の免許制度導入
- ⑤大学等高等教育機関の増設による国民への開放

III・「教育刷新委員会」による改革推進

内閣直属の教育改革委員会の設置（昭和21年）。敗戦後の占領下において日本の教育をその理念・制度・内容の全般に亘って根本的に刷新する方策の建議。

～昭和27年まで、350回の委員会審議を経て「中央教育審議会」に引き継がれた。

①教育制度の「天皇による」勅令主義から国民総意によるものへの移行。「教育勅語」の廃止と、「教育基本法」の立法府における議決。

②青年学校、旧制高等学校及び実業専門学校の廃止による貧富の差を廃した単線型普通教育体系として、6・6・3制度の確立と総合大学及び単科大学の教育学科における開放型教員養成制度の導入。

③教育における公正な民意の尊重、自主性確保及び地方分権化のため、一般地方行政からは独立した自治組織とし、公選制教育委員会を市町村及び都道府県に設置。中央には文部大臣の諮問機関として中央教育委員会を設置。

また、教育財源の独自性確保のための国の補助と交付税措置。

IV・新教育体系の制度的整備

教育基本法（昭和22年3月）、学校教育法（同年月）により江戸期よりの学校教育の二重体系（藩校・寺子屋→小学校卒業後の帝國大学・青年学校）が改革された。

また、民主化の重要な精神としての家父長制的社会の是正（家、女子の地位）の一環として「男女共学」が立法化された。

学習指導の科学的、自主的性格を強化するため、文部省（国）の関与は厳しく排除され、これに代わる専門的教育研究活動の重視と、助言的立場を明確にした。

V・教育施設の復旧整備

戦時中、焼失と破壊にまかせられていた教育施設については、昭和21年度から戦災校舎の復旧から開始された。

更に22年度から逐年断行された新学制は、新制中学校と大学の膨大な整備を要し、その財源確保は新学制実施に当たっての最重要課題の一つとなった。経済的混乱と農地改革と絡んだ土地の入手は至難の業であった。

しかし、教育刷新委員会の建議により文部省に「臨時教育施設部」を設け（21年1月）て施設の復旧整備と資材の割当・確保に懸命になった。国立関係は全額国庫、公立関係は公共事業費（補助金）、私立学校は政府貸付金により賄われた。

尤も義務教育の年限延長に伴う教室不足の解消予算はなく、加えて昭和24年の6・3予算の全額削除（ドッジプラン）は特に深刻で、全校的に中学校は小学校と同居し、過剰収容授業・仮教室授業・二部三部制授業が常態化した。中にはいわゆる「青空教室」までも出現することになった。

※22年度の中学校生徒319万人のうち159万人分の教室が不足した。

24年度発足した新制大学は、一般に教養課程の施設が不足、また教員養成大学となった旧師範学校、医科大学の施設は極めて貧弱であり、25年文部省は大学設置審議会において各国立大学の総合整備計画を策定、三次の施設整備を実施した。

職業関係の高等学校の実験実習施設整備も深刻であり、26年「産業教育振興法」に基づく（私立を含む。）国庫補助事業を開始した。

する予算額調 (千円)

| 昭和24年度 | 25 | 26 | 27 | 合計 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 412,815 | 872,479 | 1,057,638 | 1,461,159 | 4,372,581 |
| 79,721 | 238,287 | 98,200 | 148,314 | 585,600 |
| 492,536 | 1,110,766 | 1,155,838 | 1,609,473 | 4,958,181 |
| 1,500,000 | 4,356,255 | 5,022,816 | 3,460,050 | 20,079,151 |
| | 81,459 | 98,237 | 98,790 | 278,492 |
| 24,936 | 62,253 | 135,400 | 146,026 | 379,760 |
| 640,314 | 107,346 | 137,355 | 132,100 | 1,561,178 |
| | 20,175 | 8,256 | 0 | 28,431 |
| | 9,000 | 9,000 | 9,000 | 27,000 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 0 | 5,400 | 1,600 | 7,000 |
| | 0 | 3,600 | 1,200 | 4,800 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 17,562 | | 27,757 | 31,168 | 76,487 |
| 288,000 | 707,000 | 563,831 | 2,289,791 | 4,400,983 |
| | | 3,743 | 5,305 | 9,048 |
| 2,470,685 | 5,391,521 | 6,006,425 | 6,181,236 | 26,852,601 |
| 2,903,221 | 6,505,287 | 7,162,263 | 7,790,709 | 31,810,782 |

文施設整備額に關

| 昭和21年度 | 22 | 23 |
|---------|-----------|-----------|
| 81,087 | 87,964 | 399,439 |
| 2,500 | 11,278 | 7,300 |
| 83,587 | 99,242 | 406,739 |
| | 700,000 | 5,031,000 |
| | | |
| | 282,074 | 11,269 |
| | 2,772 | 133,647 |
| | 772 | 18,299 |
| | 2,000 | 7,600 |
| | 47,497 | 427,495 |
| 145,681 | 1,032,343 | 5,631,710 |
| 229,268 | 1,131,585 | 6,028,459 |

被災その他貸付金額一覽表 (昭和27年3月27日現在)

| 年度別 | 貸付金 | | 合計 | |
|--------|------------|-------------|-------------|---------------|
| | 高 校 以 下 | 大 学 高 校 以 下 | 高 校 以 下 | 合 計 |
| 昭和21年度 | — | 5,645,000 | 18,661,000 | 24,306,000 |
| 22 | — | 20,462,000 | 43,611,000 | 64,073,000 |
| 23 | — | 112,491,000 | 154,249,000 | 276,740,000 |
| 24 | — | 79,547,000 | 44,832,000 | 124,379,000 |
| 25 | — | 169,502,000 | 105,775,000 | 275,277,000 |
| 26 | 91,527,000 | 439,827,000 | 429,513,000 | 869,340,000 |
| 計 | 91,527,000 | 827,474,000 | 806,641,000 | 1,634,115,000 |

七全七) 災區復旧費である。

私立学校に対する年度別

| 年度別 | 被災貸付金 | | 風水被害 | |
|--------|-------------|-------------|------------|-------------|
| | 高 校 以 下 | 大 学 高 校 以 下 | 高 校 以 下 | 大 学 高 校 以 下 |
| 昭和21年度 | 5,645,000 | — | — | — |
| 22 | 20,462,000 | — | — | — |
| 23 | 112,491,000 | 10,976,000 | — | — |
| 24 | 79,547,000 | 1,908,000 | — | — |
| 25 | 169,502,000 | 2,015,000 | — | — |
| 26 | 419,209,000 | 2,627,000 | 20,618,000 | — |
| 計 | 805,856,000 | 17,565,000 | 20,618,000 | — |

備考 1. 被災復旧貸付金は福井県のみである。
2. 風水復旧貸付金はシエーン台風およびルース台風(サイト台風)

戦災復旧 文教施設の戦災状況は次表のとおりであつて約二八〇万坪にのぼり、そのうち約二七〇万坪は学校施設の被害であり、戦災学校数に算し約三千校に及んだ。昭和十九年当時の既存学校建物は、約二千万坪とされているから実にその約二三%強が戦災にあつたわけである。

| 種 別 | 被災面積(坪) |
|--------|------------|
| 国立学校 | 402,919 |
| 公立学校 | 25,416 |
| 高等専門学校 | 567,683 |
| 中等学校 | 1,432,915 |
| 小学校 | 24,929 |
| 児童館 | 10,534 |
| 小計 | 2,061,477 |
| 私立専門学校 | 125,440 |
| 大学専門学校 | 208,670 |
| 小計 | 334,110 |
| 合 計 | 2,798,506坪 |

戦災復旧については、文部省に二十一年二月「戦災学校建築物復興方針」をたて復旧を進めることとした。

これら国立および公立学校の復旧状況についてみるに、昭和二十七年までで国立学校において五八%、公立学校においては四〇・九%が復旧されているにすぎない。これは国庫支出がふしうぶんな上に、新学制のための施設の建設や災害復旧が加重したからであつた。しかし、都市が急速に復興し、人口が都市に集中するようになると、戦災学校の急速な

復旧がどうしても必要になってきたので、昭和二十六年秋には、全日本戦災市町村学務教育施設整備復旧促進協議会が結成され、戦災校の急速な復旧のための法制化と予算増額とをめざして活動が行われるようになった。地方財政法第十条は戦災復旧のために行う学校等の事業費は国と地方とで負担するものと規定したが、昭和二十七年の改正では第三十四条において学校の戦災復旧に要する経費は、当分の間国がその経費の全部または一部を負担するとして国の責任を明らかにした。

新学制実施のための施設整備 新制中学校の建築に対しては、昭和二十二年度より半額補助・半額逓徴の方針で国庫補助がなされてきたが、もっとも問題となつたのは、六・三制発足当初ほとんど予算繰越の交付が行われなかつたこと、昭和二十四年度初予算における六・三予算の全額削除であつた。

すなわち、昭和二十二年度の中学校生徒数三一九万人のうち一五九万人分の教室が不足であつたのに、この不足に対し、画期的予算繰越を行わなかつたため、全国大部分の中学校は小学校と同居し、過剰収容授業・仮教室授業・二部三部授業あるいはいわゆる寄室教室まで行われるという状態であつて、このような正常でない授業がその後も長く解決しなかつた。

さらに二十四年度追加予算のため六・三予算が全額削除となつたことは、建築計画の中止または工事の中途放棄をやむなくさせ、一方工事を強行したところには多額の市町村民税や強制的寄付金の徴収が行われるようになり、今なお未解決の隠れた工事費問題を生ぜしめた。かくて新制中学校の建築は地方行政の最大の課題となり、町村長・町村議会議員等の間に解職要求や辞職が相次り、昭和二十三年四月より翌二十四年六月までの間にこのために辞職した市町村長の数は一七七名に及んだ。中には自殺して責任を負つた村長も出たほどであつた。

戦時下の教育制度

青年学校の義務制実施：

文部省と陸軍省の協力により「青年学校」を新設する事になった（青年学校令、昭和10年）。これは、尋常小学校（6年生制）義務就学修了後7年間、中学校等へ進学しない勤労男女青少年の心身を鍛練するとともに、職業及び実生活に必要な知識技能を授ける（社会教育）こととした。

その後、昭和14年勅令により義務制となり小学校6年間と合わせ、実に13年間の変則的一貫就学義務体制が実現した。

なお、青年学校の義務制実施を決めた教育審議会は、尋常小学校を国民学校に改め（昭和16年）その義務就学期間を8年間（高等科2年）に延長、青年学校を5年とする修正案を構想したが、日華事変～太平洋戦争勃発により、ついに実現しなかった。

（青年学校では、地理・歴史・修身から成る公民、職業、そして軍事訓練が必修科目）

一連の就学年限の短縮：

太平洋戦争勃発後、中等学校は5年を4年に、高等学校は3年を2年に、大学は3年となった。

その後、19年の後半から戦時教育体制は一層強化され学童の集団疎開、中等学校以上のレベルでは国家総動員法に基づき学徒として軍需産業へ動員された。また、学徒出陣により、空っぽになった学校は工場化したり軍隊の駐屯地となった。（学校の教育的玉砕）

教育財政の逼迫：

義務教育費、特に教員の給与費は、昭和に入ってから市町村財政の重圧となっていた。教職員給与費の役半額は「市町村義務教育費国庫負担法」により国庫により負担され、その財政能力により交付されていたが、農村不況等により給与の支払いが滞ったり、財政能力の不均衡により教員の人事交流が阻害される教育界は沈滞した。（昭和10年代）

そこで、①給与費の負担を市町村から都道府県に移管し、給与水準の全国的適正化を図った、②国庫負担を定額制から定率制（実績の1/2）負担に改め、中央・地方の税制改正による地方財政調整制度（一種の平衡交付金制度）によりその財源を確保した。

義務教育費国庫負担法（現行の市町村立学校職員給与負担法）による1/2定率国庫補助並びに平衡交付金（税金配布）による1/2補填をもって、国と地方の義務教育費の負担区分の明確化を図った点で、画期的意義をもつ。

学徒動員及び戦時教育令（昭和20年）：

学徒動員総数は340万人余り、内10、966人が死亡（内原爆によるもの8、953人）、傷病9、789人（内3、994人が被爆）。

まさに、教育史上の最大の悲劇というべきか。

（別添資料参照）

青年学校義務制の実施 以上のように勤労青少年に対する統一的な制度は確立されたが、その就学者は男子のみについて見ればまだ勤労青少年の半ばにも達しない状態であり、しかも年々行われた壮年教育調査によって見ても、尋常小学校卒業のまゝの者が壮年となった場合の学力の低きは衷心にたゞぬもののあるところから、機会均等のたゞまへのもとに、青年学校を義務制として、国民学力の向上をはかる必要が強調されてきた。

政府はその第一段階として、男子青年に対する青年学校教育義務制実施の方針を定め、その要項は教育審議会に付議されたが、昭和十三年七月十五日、「青年学校教育義務制実施に関する件」の答申が行われた。この答申では、政府が青年学校教育を義務とする方針を決定したことは当を得たものとして、その実施要綱を提議するとともに、いさゝかその特色を強調し、内容の充実向上に努めることを要請し、特に教員養成の必要を強調し、また将来女子に対する義務制実施に向けて努力することを要請している。

このようにして青年学校義務制実施は、昭和十四年四月二十六日勅令第百五十四号をもって公布され、昭和十四年度普通科男子第一学年から年を遡って一学年ずつ実施、昭和二十年本科五年の義務制によって完了することとなった。これによって青年層の約八割を占める勤労大衆も、小学卒業後さらに七年間一様に教育にあずかる機会を得て、わが国教育史上重大な時期を画することとなったのである。

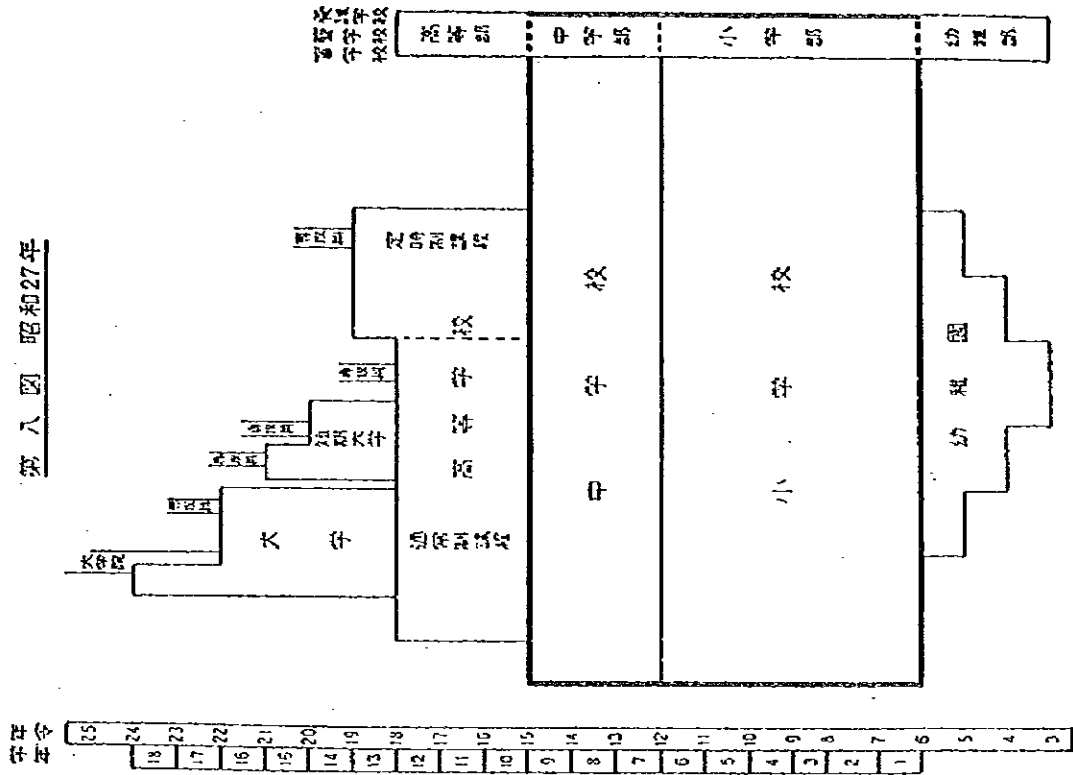
青年学校教授および訓練要目の制定 青年学校教授および訓練要目の制定は、昭和十年青年学校制度の制定とともに着手されたが、同年文部省訓令第十九号青年学校教授および訓練科目要旨に基き、昭和十二年五月二十九日文部省訓令第二十三号をもって、修業および公民科(本科)、家事および職業科、ならびに体操科の要旨が、また同年十二月九日文部省訓令第二十七号をもって、職業科の要旨が発表された。普通科と、普通科の修身および公民科とはややおくれて、昭和十四年五月十一日文部省訓令第十三号をもって公布された。

各学科がきわめて総合的に編成されてあることは上に述べたとおりであるが、要目の制定についても、すべて働きつつあるものの立脚を学文、教授および訓練事項と現実生活とが遊離することなく、親しみやすく、しかも全体が有機的な関連をもつように配慮された。

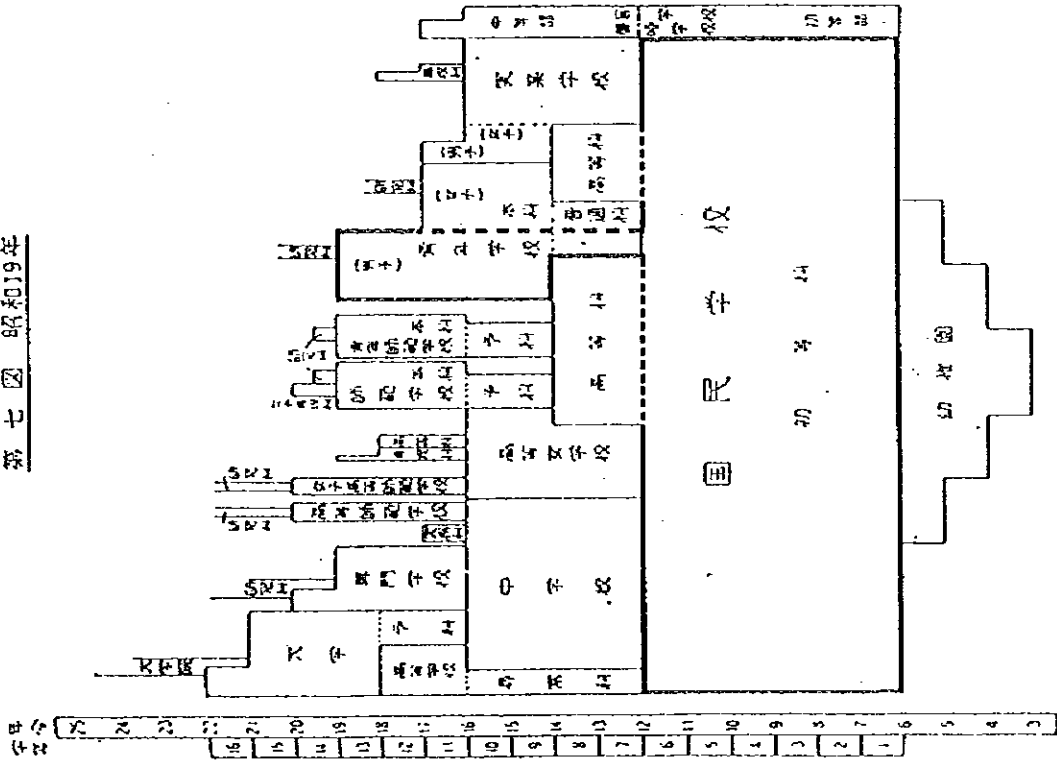
青年学校数・教員数及び生徒数

| 年次 | 学校数 | 教員数 | 生徒数 |
|------|--------|---------|-----------|
| 昭和10 | 16,678 | 68,179 | 1,902,157 |
| 11 | 17,017 | 74,043 | 1,964,599 |
| 12 | 17,318 | 75,749 | 2,041,321 |
| 13 | 17,743 | 79,022 | 2,207,022 |
| 14 | 18,593 | 91,045 | 2,542,047 |
| 15 | 18,345 | 96,820 | 2,619,684 |
| 16 | 19,037 | 103,210 | 2,797,170 |
| 17 | 21,272 | 85,462 | 2,710,986 |
| 18 | 16,267 | 86,050 | 3,063,638 |
| 19 | 13,917 | 85,178 | 3,005,936 |
| 20 | 12,409 | 77,234 | 2,280,282 |

第八圖 昭和27年



第七圖 昭和19年



学生服の勞務者 昭和十九年二月わが海軍基地トラック島は、米海軍の攻撃により甚大な打撃を受け、米國潜水艦の活躍は船舶の航行を不円滑にし、生産もようやく頓打となり、わが方の戦線はいたるところ敵艦の危機にあつて、殊に「帝國興隆の岐路」に直面した。政府は二月二十五日閣議において「決戦非常措置要綱」を決定し、國民生活の各分野にわたり当面の非常措置を決定した。前月の閣議決定に根本的に修正された。この決定は中等学校程度以上の生徒は「今後一年、常時之ヲ勤勞夫ノ他非常勤勞ニ出勤セシメ得ル組織体制ニ置キ必數ニ志シ」勤勞されることを決定した。三月「決戦非常措置要綱」並ニ学徒勤勞實施要綱を閣議決定し、勤勞の基準を明らかにした。このなかにおいて、(1)生徒の適年勤勞、(2)学校の程度種類による生徒の計画的適正配從、(3)教職員の率先指導と教職員による勤

勞管理などが強調されたのである。文部省はこの決定に基づいて詳細な学校別勤勞基準を決定し、三月末指令した。全國の生徒は四月なかばごろから、選りなれた各校に類別して競々と軍需工場へ勤勞された。生徒の勤勞数は六月において大學・高等七九、六二九人、師範系学校一四、六六五人、中等学校男子四三三、九二一人、女子三七〇、一三一人計八九九、三三七人に達し、(昭和十九年六月十七日現在、文部省学徒勤勞本部総務部調査)十月には前表のとおり一、八八八、五六七人(文部省調査)に達した。

四月文部省は「学徒勤勞勤勞實施要領ニ關スル件」を指令した。この指令は作業場を「行學一休ノ道場」たらしめ、生徒の「奉公精神、教養紀律ニヨリ、作業場ヲ純真且明朗ナラシムルコト」を奨励し、教職員に「率先垂範頭指揮」を強調し、地方行政協議会の調整により他の都府県縣生徒を勤勞しうること等を指示した。さらに五月文部省は「工場事業場等学徒勤勞勤勞要人側措置要綱」「工場事業場等学徒勤勞勤勞學校側措置要綱」を決定指示した。この指令により、勤勞生徒に対しては「勤勞時間由軍需教育、教授講習等ノタメ一週六時間ヲ原則トスル時間ヲ改ム」べきことが定められた。当時マリアナにおけるわが空軍基地は弱体化し、B29の本土襲撃によりやく燃烈となり、わが空軍の劣勢はいよいよなほたしかつた。政府は七月「航空機緊急増産ニ關スル非常措置ノ件」を閣議決定し、学徒勤勞の強化をその一措置として決定した。これに基づいて文部省は同月「学徒勤勞ノ徹底強化ニ關スル件」を通達し、1一週六時間の教育訓練時間の停止、2國民学校高等科原質の継続勤勞、3それでも供應不足の場合に中等学校低学年生徒の勤勞、4深夜業を中等学校三年以上の男子のみならず女子生徒にも課する、5出勤後一か月たない生徒にも深夜業を課することなどを指令した。ここにいたつて生徒はまったく、学生服の勞務者にひとしかなかった。

学徒勤労令と中等学校付設課程 昭和十九年八月、学徒勤労令が女子挺身隊令と同日に公布された。前述の「決戦非常措置綱要ニ基テ学徒勤労員募集綱要」は「迺ニ法令上ノ措置ヲ講ズベキ」ことを決定しその準備が進められていた。当時学徒勤労員は國民勤労報國協力令によつていたが、学徒勤労の特殊性にかんがみ特別に法制化する必要があつたものである。したがつて同勅令と同様な性格で、学徒勤労令は、國家総動員法第五条の規定に基く学徒および教職員の勤労協力(学徒勤労と称す)に関する命令と学徒勤労を受ける工場事業場の勤労条件に関し、國家総動員法第六条の規定に基く命令について定めたものである。学徒勤労の性格を勤勞即教育とするため規定し、学徒勤勞は學校報國隊の組織により、勤勞期間は一年以内とすること、學校報國隊出勤に関する主務大臣を文部大臣と規定したことなどが、國民勤勞報國協力令と対比される点であつた。いずれにしても、すでに行われている動員の法的措置で学徒勤勞の實質を増強するものになつた。動員は学徒を徹底的に包摂した。十一月には夜間學校の学徒、宿休のため一応動員から除外された学徒の動員が指令された。十二月初め政府は「新設中等學校卒業生ノ勤勞動員選送ニ關スル措置要綱」を閣議決定し、昭和二十年三月卒業する者のくも付付をばかつた。上級學校進學者・軍(軍學校)入隊(入學)者・工機水産學校卒業生で工機水産等に從事しようとする者などを除き、卒業後も引き続き学徒勤勞の形式で勤勞を継続させるため、中等學校に付設課程を設け、これに進学させる制度であつた。いずれは後用が強制される世相であつたから、この制度はむしろ文部省の親心といふべきものであつた。

動員下の学徒 学徒が多く軍需工場に動員された昭和十九年以後、工場における労働事情は、軍動員のため非軍需的職工の割合が低下し、後用工などの占める割合が比較的高かつた。そのため技術の低下があつたばかりでなく、戦

争の長期化と相違つて厭戰的、怠業的氣配がようやく減化しようとしていた。動員学徒がこうした工場において、精神的支柱となつた事例はすべての場合に報告された。一般工員の欠勤、遅刻の減少や出来高の向上というようなことで、工場全体の生産には学徒の出勤が好影響したことが多数報告された。しかし動員学徒に対する工場側の精神的優遇に対し、一般工員が鬱積反感をもつた場合も相当多数報告された。学徒が率先して困難な作業に挺身したり、病氣やけがをかくして作業を継続するなど、いわゆる美談は男女学徒のいずれにも数多く報告されたが、他面遊蕩・喫煙・怠惰・学校間のおつれぎ、風紀亂陥・待遇に対する不満等も若干報告された。工場側は種々に紀律があり、比較的短期間に、相当程度の熟練と生産に達する学徒に対し、予期以上の稱賛を示した。事実学徒は、殊天の危機にあつた日本の軍需産業に対し、質基面において支柱的存在であつた。学徒の出勤後の感想は、工場全体に述べた格好、工員の遅刻一天に資材の不足等一般工員・機械設備の非能率、工員の懸慮に対する嫉妬等を訴へ、ことに将来に対する不安に満ちていた。殊天を制するぞしい美談のもとに、一日の作業に疲れた心身にむちうち、明日を知らぬ命を絶する学徒の姿は、どの工場にも見られた。

教育を離れた教職員が作業場の条件に適應するにはかなりの努力を要した。教育におらざる教育の實施を強制されることに対すると一トアニズクな抵抗と良心への呵責とは、かれらの活動をおのずから消滅的にさせた。文部省はそのような状況に対し、昭和十九年九月「学徒勤勞派遣及任教職員ノ指導ニ關スル件」(出勤教職員職務要領)を指令して激勵した。しかし一面学徒とともに作業し、わずかの手持時間にも、道を脱ぎ学習環境を教えて学徒の心服を得ていた多数の教職員がいたことも事實であつた。

勤労学徒に対する給与は、学校教団等としての共同業種に対する「報償金」と解され、学校教団等に対する納付金として納付された。報償金は基本報償と特別報償とに分れ、特別報償には残業手当・深夜業手当・賞与・臨時の給与、協力給与の際の手当等があった。基本報償は男子については金属工業・機械器具工業最高初給賃金に初任手当を加え三十倍した額、女子については昭和十九年三月二十五日女子労働者の賃金に関する件通牒別表金額に初任手当を加えた額の三十倍を基準とし定められた。その詳細は「工業労働者等学徒労働員賃金制措置要綱」(昭和十九年五月三日指令)「農林水産業ニ対スル学徒労働員賃金及学校制措置」(昭和十八年八月二十一日指令)「五種業種等学徒労働員賃金制措置」(昭和十九年七月二十六日指令)に定められている。納付された基本報償金のうちから授業料その他の校費を差し引き、一定額が各学徒に交付され、その残額は学校教団等の特別会計に繰り入れ、学徒が卒業その他離校する場合、本人に交

付された。報償の算定・経理等については「工業労働者等学徒労働員ノ報償取扱要綱」(昭和十九年九月三日指令)によって指示された。勤労学徒の業務上の負傷疾病または死亡に關しては、本人またはその遺族の扶助が学徒労働令に於て(令第十三条)保証されていたが、政府は学徒の「良心ノ赤誠ニ応ヘ物心両面ノ看護ヲ強化シ一層其ノ士氣ノ昂揚ヲ図ル」ため、十二月「勤労学徒擁護要綱」を閣議決定した。これに基づいて勤労学徒擁護会が設置された。

戦時教育令の公布 昭和二十年戦局はいよいよ苛烈となり、三月東京にはじめてB29の焼夷爆撃を受け、被害甚大であった。政府はその月閣議において「決戦教育措置要綱」を決定し、「國民学校初等科ヲ除キ、学校ニ於ケル授業ハ昭和二十年四月一日ヨリ昭和二十一年三月三十一日ニ至ル間、原則トシテ之ヲ停止スル」こととした。三月現在勤労学徒は前送のとおり三百六十六千人に達し、勤労学徒の六九・二%を占めていた。四月次官會議に「工業ニ於ケル学徒労働刷新改訂ニ関スル件」を決定し指令を発した。この決定は学徒労働運営上の末節の修正で、制度の労働者たる学徒の本質をいささかも回復するものではなかった。この月の半ば硫黄島の守備隊は全滅し、四月十日米軍は沖縄本島に上陸を開始した。欧州においては、五月ドイツは無条件降伏し、國民は米軍の本土上陸を予期せざるを得ない状況となった。前述の「決戦教育措置要綱」は学徒を「國民防衛ノ一環トシテ」(生涯ノ中核トシテ)べきことを方針としていたが、まことにその実現は時間の問題と考えられるにいたった。また右閣議決定は、強力な戦時教育を促す法的措置を要求していたが、五月二十二日戦時教育令が公布された。この勅令には特に上諭が付せられた。上諭は「教育勅諭」を引用し「一旦寇患ノ際ニ至ルニ至リテハ公ノ節ヲ效サントシテ論ヲ給ヘリ」と前置し「今十戰局ノ危急ニ臨ミ朕ハ忠誠抱負ナル若少年学徒ノ奮起ヲ望ム」とあり、学徒に対しその最後の誓いを要請したものであった。公布の目録せられた文部大臣訓令も、「我が國學制頒布以來茲ニ七十有餘年今十戰局ノ危急ニ際シ教育ニ至ルニ至リテハ公ノ節ヲ效サントシテ論ヲ給ヘリ」と述べている。この勅令において、学徒の本分は「尽忠報國以テ國運ヲ救フ」と戦時ニ際シテハ「義務ニ従フニ至リテハ公ノ節ヲ效サントシテ論ヲ給ヘリ」とあり、学徒の本分は「尽忠報國以テ國運ヲ救フ」と述べている。この勅令において、学徒の本分は「尽忠報國以テ國運ヲ救フ」と述べている。この勅令において、学徒の本分は「尽忠報國以テ國運ヲ救フ」と述べている。

であり、教職員に率先垂範学徒ト共ニ戦時ニ緊切ナル業務ニ挺身シ俾子供達以テ学徒ノ善化指導ノ任ヲ全クスベキ
ことが規定され、学徒隊を組織し、地域ごとにその連合隊を組織し、「敵前ノ推移ニ即応」して「教科目及授業時数ニ
付特例ヲ設ケル等特別措置をなす権限を文部大臣に授権することを規定し、在学中軍人となり、また動員中死亡し
しくは傷病を受けたときは、学校卒業と認めることができることを規定した。六月沖繩守備隊は全滅し、三月以来苛
烈をきわめたB29の焼夷攻撃によって五十以上の工業都市が焦土と化し、生産力は過度に低下し、水力発電、人絹以
外の重要物資の生産は昭和十九年末の二分の一、はなはだしきは三分の一に低下し、もはや近代戦を遂行する能力を
喪失するにいたった。このような事態にあたり、戦時教育令最大のはらひは、学校教員隊を直接国土防衛に協力させ
ることにあつたかもしれない。七月二十六日ボツダム宣言が発表されたが、国民はただ混乱と絶望におそぐだけであ
つた。八月六日あの恐るべく怖むべき一閃は、巨大な原子爆の下に広島を粉砕した。十四日日本は無条件降伏を通告
した。三四〇万余人（第八十八臨時特別隊司令部管管管管七月現在動員総数による）の動員学徒は、爆撃のあとを恐
しい一万数千の戦時にはう然首突して天皇の終戦詔勅を聞いた。

学徒動員による死者は一〇、九六六人（内八、九五三人は原爆によるもの）傷病九、七八九人（内三、九九四
人は原爆によるもの）であつたといわれる。なかでも建物強制疎開作業に出動するため、水田河畔に集合朝礼中の広
島市内学校の学徒は、原爆により全滅したと伝えられ、大隈の山野に南郷の果てに散らした若き学徒兵とともに、わが
教育史上最大の悲劇となつた。

学徒隊の實施 昭和十九年の年はB29による対本土攻撃が熾烈となり、アジアにおける日本領土基地は無方
化し、サイパン島の空襲も目前に迫つた六月の末、政府は「一級敵前ノ推進ヲ圖ルノ外特ニ國民学校初等科児童ノ疎
開ヲ徹底ニ促進スル」ことを閣議決定した。この決定は戦争の推進に対する国民の負荷の誘導と保護隊の設置につ
いての思わくから、決定が延びていたものであつた。この決定においては、学政隊は疎散先への疎開をまづ勸奨
し、疎散先のない者に対し集団疎開の方法をとることとした。この決定と同時に疎開の具体的方法として、「帝都学
童集団疎開実施要領」を決定した。集団疎開の対象となつたのは、國民学校初等科三年以上六年までの疎散先のない
児童で、保護者の申請によつた。学政隊を行う都市は、当初東京都区部を対象としたが、七月の文部省通達（学政
集団疎開並ニ之ヲ促進ニ対スル国庫補助ニ関スル件）で、疎開都市として東京都区部・横浜・川崎・横浜須賀、大阪・
神戸・尾夕崎・名古屋・門司・小倉・戸畑・若松・八幡の十三都市を指定し、疎開受入先としてそれぞれの近接県が
選ばれた。計画当初における疎開児童見込数は四十万と推計された。

学徒動員数 (昭和19年10月31日現在)

| 種別 | 男女別 | 大学高等 | 中等学校 | 国民学校 | 計 |
|---------------------|-----|---------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | | |
| 軍需生産および 試験研究施設関係 | 男 | 31,668 | 374,955 | 不詳 | 456,623 |
| | 女 | 18,763 | 326,182 | 不詳 | 344,945 |
| | 計 | 100,431 | 701,137 | 122,000 | 923,568 |
| 食糧増産関係 | 男 | 6,034 | 120,589 | 不詳 | 126,623 |
| | 女 | 897 | 99,413 | 不詳 | 100,310 |
| | 計 | 6,931 | 220,002 | 1,239,940 | 1,466,873 |
| 其の他 | 男 | 18,415 | 101,261 | 不詳 | 119,676 |
| | 女 | 1,836 | 21,721 | 不詳 | 23,557 |
| | 計 | 20,251 | 122,982 | 354,893 | 498,126 |
| 合 計 | 男 | 106,117 | 596,805 | 不詳 | 702,922 |
| | 女 | 21,496 | 447,316 | 不詳 | 468,812 |
| | 計 | 127,613 | 1,044,121 | 1,716,833 | 2,888,567 |

軍国勤労作業参加学校数および学生生徒数

| 学校別 | 昭和13年度 | | 昭和15年度 | |
|---------|--------|---------|------------|-----------|
| | 校数 | 延人員 | 校数 | 延人員 |
| 大 学 | 43 | 106,165 | 41 | 93,236 |
| 高等専門学校 | 男 | 345,737 | 174 | 889,792 |
| | 女 | 91,792 | 47 | 292,490 |
| 小 計 | 226 | 543,694 | 262 | 1,275,488 |
| 中 等 学 校 | 男中 | 1,508 | 8,468,984 | |
| | 女中 | 1,339 | 8,190,161 | |
| | その他 | 49 | 43,948 | |
| | 小計 | 2,896 | 16,703,093 | |

昭和19年度国民動員計画供給数

| | 男 | 女 | 計 |
|----------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 新規学校卒業者 | 586,000 | 504,000 | 1,090,000 |
| (1) 国民学校修了者 | 456,000 | 334,000 | 790,000 |
| (2) 中等学校卒業者 | 130,000 | 170,000 | 300,000 |
| 学 校 在 学 者 | 1,133,000 | 920,000 | 2,053,000 |
| (1) 本学高等専在学者 (理科系を除く) | 60,000 | 20,000 | 80,000 |
| (2) 中等学校3年以上 (国民学校を除き各級学校を含む) | 573,000 | 500,000 | 1,073,000 |
| (3) 中等学校2年以下および国民 学校高等科 | 500,000 | 400,000 | 900,000 |
| 其 他 | 837,000 | 562,000 | 1,399,000 |
| 計 | 2,556,000 | 1,986,000 | 4,542,000 |

学徒動員数 (昭和20年3月現在)

| 種別 | 区分 | 学徒数 | 動員数 | | 計 |
|-----------------------------|----|-----------|-----------|--------------------------|-----------|
| | | | 専攻志願 | 食糧増産 防空防衛 新設 研究 | |
| 大学高等 (教員並 成学校を 含む) | 男 | 228,000 | 110,000 | 20,000 | 147,000 |
| | 女 | 53,000 | 27,000 | 5,000 | 33,000 |
| | 計 | 281,000 | 137,000 | 25,000 | 180,000 |
| 中等学校 | 男 | 1,189,000 | 669,000 | 165,000 | 940,000 |
| | 女 | 800,000 | 551,000 | 115,000 | 689,000 |
| | 計 | 1,989,000 | 1,220,000 | 280,000 | 1,629,000 |
| 国民学校 (高等科) | 男 | 1,186,000 | 328,000 | 362,000 | 690,000 |
| | 女 | 1,029,000 | 259,000 | 348,000 | 607,000 |
| | 計 | 2,215,000 | 587,000 | 710,000 | 1,297,000 |
| 合 計 | 男 | 2,603,000 | 1,107,000 | 547,000 | 1,777,000 |
| | 女 | 1,882,000 | 837,000 | 468,000 | 1,329,000 |
| | 計 | 4,485,000 | 1,944,000 | 1,015,000 | 3,106,000 |

《壮丁学力調査（教育成績調査）、明治38年12月文部省学務局通牒について》

我が国の青年層の代表ともいふべき壮丁（20歳以上）について教育普及の状況を明らかにして、今後の学校教育の改善に資するため、徴兵検査に際して前項同一の条件で実施された学力試験である。

調査方法は、全国2,863カ所（昭和15年の場合）の調査場において実施、道府県はこれを取りまとめ文部省に報告、教育程度別人員・尋常小学校中退・不就学等も併せて調査事項とした。

（別添関連資料）

- ①文部省昭和15年度壮丁教育調査整理票（甲）
- ②市部郡部別壮丁の国民学校初等科未修了者の原因別人員及び割合
- ③昭和15年度「壮丁教育調査学力調査」問題（甲）

第9表 全國壯丁の不就學及國民學校初等科半途退學の原因別人員及割合

Table with 11 columns: 原因 (Cause), 不具備 (Lacking), 疾病 (Illness), 家庭不睦 (Family discord), 家庭の事情 (Family circumstances), 成績不良 (Poor performance), 不登校 (Truancy), 不具 (Lacking), 疾病 (Illness), 家庭不睦 (Family discord), 家庭の事情 (Family circumstances), 成績不良 (Poor performance), 不登校 (Truancy), 其他 (Others), 計 (Total).

百分率

Table showing percentages for the causes listed in Table 9, with columns for each cause and a total column.

第10表 全國壯丁の國民學校初等科を修了せざる者の原因別人員及割合累年比較

人員

Table with 11 columns: 年別 (Yearly), 原因 (Cause), 不具備 (Lacking), 疾病 (Illness), 家庭不睦 (Family discord), 家庭の事情 (Family circumstances), 成績不良 (Poor performance), 不登校 (Truancy), 不具 (Lacking), 疾病 (Illness), 家庭不睦 (Family discord), 家庭の事情 (Family circumstances), 成績不良 (Poor performance), 不登校 (Truancy), 其他 (Others), 計 (Total).

百分率

Table showing percentages for the causes listed in Table 10, with columns for each cause and a total column.

第11表 道府縣別壯丁中國民學校初等科を修了せざる者及不就學、國民學校初等科半途退學者の原因別人員

Large table with 14 columns: 道府縣 (Prefecture/County), 不登校 (Truancy), 不具 (Lacking), 疾病 (Illness), 家庭不睦 (Family discord), 家庭の事情 (Family circumstances), 成績不良 (Poor performance), 不登校 (Truancy), 不具 (Lacking), 疾病 (Illness), 家庭不睦 (Family discord), 家庭の事情 (Family circumstances), 成績不良 (Poor performance), 不登校 (Truancy), 其他 (Others), 計 (Total).

さて、これ等の科目についての問題は、これが適正を得るために、第一部甲（中等学校卒業程度以上の學歷を有するもの、ための問題）第一部乙（中等学校卒業以上の學歷を有するもの、ための問題）第二部及第三部と分つて、實際或専門家の意見を依頼しこれによつて委員會を構成して問題の作成にあつた。

いまかゝる手續を以て決定した昭和十五年成丁教育調査問題を示す次の如くである。

昭和十五年成丁教育調査學方調査問題 甲

| | |
|-----|-----|
| 調査員 | 調査員 |
|-----|-----|

| | |
|-------|-----------------|
| 姓 名 | 市 区 |
| 職 業 | 職 業 |
| 現 住 地 | 外 地 期 間 送 附 姓 名 |
| 就 業 所 | 小 学 (部) |
| 職 業 | 年 度 級 別 |

- (注 五)
- 「現住地」ノ欄ニハ小住シテ居ル所ヲ書クナシ
 - 「外地」ノ欄ニハ日分ガ住シテ居ル所ニ○ヲ付ケナシ

第一部 修身・公民科等 (十分)

次ノ問題ニ答ケテ答ヲ書キテナシ。ワカラナイハ、ソノマモシテ答ヲ書キテナシ。

- 日本ノ歴史ハ何デスカ。次ノ答トカイテアルトコロニ漢字ヲモテ記名デモヨイカウカキナシ。
- 我が國ノ第一代ノ天皇ヲ何天皇ト申シテアルデスカ。次ノ答トカイテアルトコロニ漢字ヲモテ記名デモヨイカウカキナシ。
- 次ノ文ノ()ノ中ニ適當ノ文字ヲ書キテ入レナシ。文字ハ漢字デモ、假名デモヨロシイ。支那ノ文字ハイリヤスカラ、羅馬ハムラカシカトカシナシデ()ニルコトガ大宜デス。
- 興亞會公日ハイデスカ。
- 次ノ文ノ()ノ中ニ適當ノ文字ヲ書キテ入レナシ。次ノ答トカイテアルトコロニ漢字ヲモテ記名デモヨイカウカキナシ。

(六) 次ノ文ノ()ノ中ニ適當ノ文字ヲ書キテ入レナシ。

- 漢字ヲ書キテ入レナシ
- 二十六度
 - 三十六度
 - 四十度

(七) コンクリートノ材料ヲニテ以上答ケテナシ。

(八) 次ノ文ノ()ノ中ニ適當ノ文字ヲ書キテ入レナシ。

- 漢字ヲ書キテ入レナシ
- 前山 藤 藤 ()
 - 木 屋 宜 長 ()
 - 伊 藤 洋 文 ()

(九) 昨年成丁教育調査問題ニ對シテ如何ニ答ケテ居ルカハドコデスカ。

(十) 國民ノ二大義務ヲ書キテ入レナシ。

- 答
- 義務 2
 - 義務

第二部 國語 (十分)

次ノ問題ニ答ケテ答ヲ書キテナシ。ワカラナイハ、ソノマモシテ答ヲ書キテナシ。

- 次ノ文ノ()ノ中ニ適當ノ文字ヲ書キテ入レナシ。
- 次ノ文ノ()ノ中ニ適當ノ文字ヲ書キテ入レナシ。
- 次ノ文ノ()ノ中ニ適當ノ文字ヲ書キテ入レナシ。
- 次ノ文ノ()ノ中ニ適當ノ文字ヲ書キテ入レナシ。
- 次ノ文ノ()ノ中ニ適當ノ文字ヲ書キテ入レナシ。

十月二十日は青年團の進歩の日であつた。

(3) 英ノ確算ヲキロ。

$$\begin{array}{r} 578 \\ + 325 \\ \hline \end{array}$$

(4) 五月二十六日ハ日曜日ナル。ソノ英ノ日曜日ハ何月何日ナ。

答 月 日

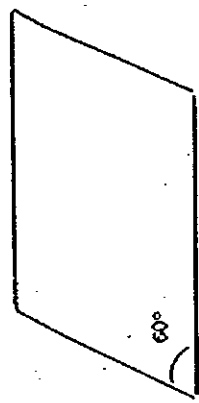
(5) 十五キログラムガ四割チアル。六十キログラムハ何グラム。

答 〃 〃

(6) 社子八十二ノ中、甲種合格ハ五十二人デアラタ。甲種合格ノ社子ニ對スル割合ハ何割何分ナ。

答 割 分

(7) 下ノ平行四邊形ノ三ツノ所ノ大キヲタテテ入レヨ。



(8) 入夫十五人六日間ノ勞働ガ二百七十圓デアラト、コノ割合チ二十八、九日間ノ勞働ハ幾ラカ。

答 〃 〃

(9) 一百メートルヲ三十分トシテ、毎日一前ノ割合チ進ムルハ、一日モツカ。

答 〃 〃

(10) 内地ノ戸数ガ千二百萬戸トシテ、九十億圓ノ貯蓄ヲスルモノハ、戸数リノ貯蓄額チ幾ラカ。

答 〃 〃

建員三十二人が四組に
 分れ
 配り
 され
 亂れ
 て、それぞれ仕事の種類に
 分け

(六) 英の文の〓のひいてある漢字に原意をわけなさい。
自然の現象は一見甚だ複雑なやうであるが、意外に統一があり、一定の法則に従つて現れるものである。

(七) 英の語句を類例よくならべて正しい文にしなさい。
殊に下らなくては
先づ後を
成長を待つる者は
ならぬ
答

(八) 英の文の〓のひいてある言葉の意味をわけなさい。
瀬戸内海の風光は、世に冠たりと稱せらる。
答

(九) 英の文の〓のひいてある言葉の意味をわけなさい。
元氣天啓と稱信し居ることに於ては決して無用の御心配下るよろしく候。
答

(十) 英の文の「それ」とは何をさしよすか。
業老保羅は終身保険と生命保険とを欲したもので、被保険者が一定の年齢に達した場合には、又「それ」までに死亡した場合には、保料金を支拂ふのである。
答

第三部 算 学 (十五分)

英ノ四通チ一ニカクテ、答トアルトコロニハ、答ヲ書キナサイ。或ハイリヤセ
 シ。答ヲ書キナサイモ、答ヲ書キナサイ時ハ、クノノイテアルトコロニ
 カヒナサイ。出来ナイハ、其ノマニシテオカキナサイ。

(1) ニハトリガ十五羽ナカ。ソノウチ七羽死ツタ。アトニ、何羽ノコソアラカ。

答 〃 羽

(2) 四十五錢ガ一ツ五錢ノ部ガイテアラカ。

答 〃 個

文部省 昭和十五年教育調査学力調査問題 乙

| | |
|--------|--|
| 郵便局送付書 | |
| 姓 名 | |
| 番 号 | |
| 開 校 年 | |
| 現 住 地 | |
| 教育程度 | |
| 職 業 | |

(注 案)

1. 「現住地」ノ欄ニハ今住ンダ所ノ所ヲ書キナサイ。
2. 「外地」ノ欄ニハ自分ガ住ンダ所ガ所ヲ書キナサイ。

第一部 修身・公民科等 (十五分)

次の問題を一番から順にやります。わからないのは、そのまゝにしておきなさい。

(一) 次の文の()の中で正しいと思ふものに○をつけなさい。

徳政なる人の徳風は徳氏 { 二十六度 } 位であります。
 三十六度 }
 四十度 }

(二) コンクリートの材料を二つ以上書きなさい。

- 答
- 河 山 原 藤 ()
 - 木 居 定 次 ()
 - 伊 藤 博 文 ()

(四) 昨年我が國に對して通商條約改定の題をしたら國はどこですか。

答

(五) 國民の二大義務を書き入れなさい。

1. の義務
2. の義務

(六) 山田重政は海外のどこの國で活躍しましたか。

答

(七) 次の物のうち我が國の輸出品として重要なものに○をつけなさい。

- 綿 生絲 絲織物 煤 石油

(八) 神皇正統記の著者は誰ですか。

答

(九) 次の三種の石炭のうち炭化の度の最も高いものには○を、最も低いものには△をつけなさい。

- 蘆南炭(一名 黒炭) 褐炭 無煙炭

(十) 文部省の初設した年月日を書きなさい。

答

以上の如き問題は、上述の手続に従つて選定したのであるから、これを具體的に述べば、その問題の程度は 第一部甲、第二部及第三部に、ついでには大體

の程度は 第一甲、第二部及第三部に、ついでには大體

- 第一問 國民學校初等科第一學年程度
- 第二問 國民學校初等科第二學年程度
- 第三問 國民學校初等科第三學年程度
- 第四問 國民學校初等科第四學年程度
- 第五問 國民學校初等科第五學年程度
- 第六問 國民學校初等科第六學年程度
- 第七問 國民學校高等科第一學年程度
- 第八問 國民學校高等科第二學年程度
- 第九問及第十問 青年學校 本 科 新 程 度

であつて、第一節乙は、

- 第一問乃至第五問 國民學校初等科第六學年以上青年學校本科程度
- 第六問 中等學校第一學年程度
- 第七問 中等學校第二學年程度
- 第八問 中等學校第三學年程度
- 第九問 中等學校第四學年程度
- 第十問 中等學校第五學年程度

に該当するものと云ふことができる。

以上の問題による程度は、既に述べたやうに昭和十五年三月二十三日文部省社會教育局長通牒によつて、實際上の建設部員を調査員に周知せしめて、これが實施及整理方法を全國一律に規定してその統一をはかつた。その建設事項は次の如くである。

社会・経済の近代化に関わる教育制度の整備の一環として、教員の養成・確保の課題を如何に制度化し、充実して行ったのか？

①近代化の政治・経済的先行条件

兵農分離、全国的な検地による統一的な土地の丈量・石盛制度を基盤とする中央集権的な絶対王政とこれを物質的に支えた全国的な商品経済の相当な発達と、大名領による全国分割支配（分権的支配）及び土地の永代売買禁止・分地制限・身分制の再確立という幕藩体制の権力的アンビバランス。

生産力の向上による商品経済の発達は、全国的な規模で幕府の台所を支え、地方レベルでは領国大名の経済活動・基盤を規制。（民富の形成）

②教育的先行条件

日本語の特性、高い教育達成動機（朱子学、儒学思想）、藩校・寺子屋・私塾等の広範な学校制度の遺産。

③その他の条件

全国的な階層制の出現による地域を越えた全国的な政治的・経済的・文化的統合、上下身分・秩序の重視、個人志向に勝る集合体志向といった価値構造、その他、「間人主義・好奇心・高い達成動機」等の社会的性格、土族階級（リーダーシップ人材）の遺産、近代官僚制の原初形態（幕閣行政機構、文治主義）の成長。

こうした近代化先行条件（初期条件）が、明治維新から近代化達成（明治40年代）にいたる教育基盤の近代化を左右する重要な要因であったことは、既に学習した。

今回は、教育近代化の鍵となった教員の養成・確保の課題が如何にこれら先行条件を生かしながら達成されて行ったかを検討してみよう。

I. 国民皆学の推進と教員確保の国民的期待の高揚（創始期）

維新政府は、日本の経済的基盤を強化し欧米に劣らぬ社会的・文化的近代国家を標榜し、これを達成する教育の役割は最重要事項と認識。取り分け初等教育の普及は喫緊の国家的事業であり、義務制に伴う学校の整備と教員の確保は不可欠な事項であった。

学校の整備は、寺子屋等の学校制度の遺産があり、民衆の負担は厳しいものがあつたが急速に整備が進んだ。教育に対する高い評価、達成動機と国民所得の漸増が奏功したためである。

しかし、教員の確保は「寺子屋」教師の教授法の拙さや品位の低劣さが云々されるなど社会的評価は総じて低く、新たな「教師」の資質を養うことや、全国的な規模での計画的養成事業が必要であるにも拘わらずこれまで経験したことはなく、その制度的整備は全くの手探りであつた。

①明治初期の試行：米国人（スコット）と田中不二麻呂

学問上の「弟子育成」とは異なり、いわゆる近代教科を教授できるプロとしての教員の養成であること、計画的な養成には、先ず教員を養成する教員の養成が必要であること、学費支給・寄宿舎・卒業後の教職義務という一貫した条件を設けることが、政府の当初の基本的考え。

先ず東京師範学校を、その後各学区に官立の師範学校（1校）を、女子の師範学校を東京にそれぞれ設置。各県には初等学校教員養成所（後の師範学校）を開設しこれら師範学校卒業生を教員として迎え入れた。（教育令、改正教育令、明治13年）

また、府県出身者から優秀な教員を養成し、府県の指導的教員として教育の改良に当たらせることを企図して府県選抜生徒を東京師範学校に入学させた。

更に文部省は、「小学校教員免許状授与方心得」・「中学校師範学校教員免許規程」を定め、教員資格の国家基準が初めて定められた。(明治14、17年)

②森有礼文相と師範学校令による教員養成教育体系の確立(明治19年)

教員の徳性(順良・信愛・威重)を重視、兵式体操・全寄宿制と軍隊式訓練による人物教育を施した。これによりいわゆる“師範タイプ”を生み出すことになる。

東京高等師範学校(国庫負担)卒業生は尋常師範学校長及び教員、府県立尋常師範学校(府県費負担)卒業生は公立小学校校長及び教員になった。高等師範学校女子部は、高等師範学校から独立して女子高等師範学校になった(明治23年)。

師範学校生徒に対する給貸費及び服務義務制は厳格。但し、徴兵義務は免除された。

③明治初期の府県立教員養成機関の創設

当初から講習所・師範学校として設置されたもの(単独設置型)、府県内の代表的な小学校や中学校・外国語学校に教員講習所を付設し、これが師範学校に発展したもの(学校付設型)があった。

漢学・皇学・和算・習字等いわゆる「古い型の教養」を身に付けた当初の教員に近代教科、授業法を習得させることを中心の狙い。

しかし、実情は6ヶ月以下の極めて速成的な再教育を中心としたものであった。

尤も当初政府は、公立師範学校に対し補助金措置(明治14年まで)を行っていた他、教育経費の額も中学校生徒一人当たり平均の2倍以上に上っており、その重要性は強く認識されていたことが分かる。

II. 教員養成構想の変容と制度の改革(第一次大戦、1915年～)

第一次世界大戦による好況、戦後不況、昭和初年の大恐慌と思想問題の嵐の中で、師範学校教育は大きく動揺し変容。

a. 高等教育機関の増設拡張、中等教育の普及拡大に伴う師範学校の地位の相対的な低下、これに対する師範学校の専門学校への昇格要求、b. 小学校教育の普及充実に伴う中等教育への進学要求の増大、その基盤としての小学校教育の質的改善への要求の増大、c. いわゆる新教育思想の影響による新しい質をもった教員像への期待、d. 好況・不況という経済的変動のもたらした地方財政の圧力等が原因。

このような状況の下で、師範学校制度のそれまでの本科第一部(高等小学校卒を入学資格)を主軸に、第2部(中等学校卒を入学資格)を従とする基本構造を、上級の一般普通教育を経た後に専門的な教授学を学ぶ後者に重点を移行する方向が打ち出されてくる。

これは、初等教育に要求される学術レベルが次第に高いものになりつつあることを反映したものであること、第一部選択時の生徒の年令が若すぎて十分に判断できない段階で師範学校に收容することの無理を反省したこと、偏屈な師範気質を醸成してしまうことへの社会的批判があったこと、中等学校がかなり普及していたこと等が影響している。

その後師範学校はこうした1部、2部制の区別を廃止し中等学校卒業程度を入学資格とする3年制を本科とし、これに高等小学校2年修了程度を入学資格とする予科(3年)を付設する方針へと変容していった。

これは、師範学校の専門学校(高等教育)レベル昇格を将来に見据えたものであり、戦後改革につながるのである。

※帝国教育会(師範教育改造同盟)、全国師範学校長協会、師範教育改善連盟(同窓会組織)が、こうした改革運動の国民的組織の役割を果たした。

④第一次大戦後産業界の好況を反映して師範学校志願者は減少、入学の競争率は2倍以下になったが、その後回復し昭和期には男子で5～6倍(第2部が高い)、女子は4～5倍と高率に跳ね上がった。

これら入学者の出身階層は、初期には士族階層が主流であったことは既に学習した。

その後の傾向をみると、男子については第1部・2部共に農業がやがて過半数を占めつつ徐々に減少、公務自由業（20～30%）、商家（10～20%）へと移り、女子の場合は、1部は農家の子女が最も多く、公務自由業、商業の順であったが、2部では公務自由業の子女が最も多く、農業、商業の順となっていた。

また、どちらかという男子では次男・参男等の遺産分け的に学歴を付けさせる風潮も見られた。

卒業後の動向は、一部には経済の好・不況に左右されて転職する教師もいたり中学校教師に転出する者もいたが、概ね長期に渡り同一県内の小学校教員として在職した。

⑤給費制は徐々に私費制に代わられる傾向（30～50%）を強め、伝統的な師範学校の性格は変容。服務義務は1年を指定義務期間とし、公費生は修学期間の1.5倍で8年以内、私費生は修学期間の1/2で1年以上とされ事実上延長された。

兵役も従来の6週間の服役が1年の現役（服役）義務に延長。上記服務義務から控除された従来の扱いも廃止され、事実上服務義務の年限は延長された。

ロ 教訓／特質

①初等教育教員養成は、高等師範学校（国）⇒尋常師範学校（府県）⇒小学校（町村）というトップダウン方式で国の強力なリーダーシップにより推進。②欧米ノウハウの積極的導入／士族階層の強力な創始期のリーダーシップと、その後の広汎な農村域・公務自由業・商家の次男坊対策、高い教育達成動機による恒常的人材輩出。③権威主義・温情主義、軍隊規律による国家主義的イデオロギーの補強。④産業革命等近代化要因に支えられたGDP伸長による教育インフラの急速な整備。

Ⅲ. 中等（学校）教員の養成

明治19年「師範学校令」の制定により、（東京）高等師範学校は専ら中等学校教員養成機関となった。

①高等師範学校の創始・整備

当初尋常師範学校卒業を入学資格とする男子師範学科（3年制）には三つの科を置き、教育学・倫理学・英語音楽・体操を共通科目に、(a)理化学科では数学・物理学・化学・手工・図画を、(b)博物学科では有機化学・鉱物学・地質学・植物学・動物学・生理学・農業・図画を、文学科では国語漢文・地理歴史・理財学・哲学を課した。

後に文科・理科に大別、これを細分し文科は教育学部・国語漢文部・英語部・地歴部とし、理科は理科数学部・博物学部とした。（明治31年）

付属音楽学校は東京音楽学校として独立。（32年）

また、女子師範学科は倫理・教育・国語漢文・英語・数学簿記・地理歴史・博物・物理化学・家事・習字図画・音楽・体操を課した。

入学生徒は、府県知事の推薦者の中から選抜し、試験生として3ヶ月以内仮入学させて資性品行等を審査して適当と認める者について入学を許可し。

服務義務年限は男子は10年、女子は5年。

なお、女子師範学科は女子高等師範学校として独立（明治23年）。

※師範教育の総本山たる高等師範学校においても「寄宿舍」を中心とする教場内外の訓育を重視。軍隊的分団組織により学生生活は厳しく律せられた。

②高等師範学校の拡充

明治35年、広島高等師範学校設置。教師としての「徳性」、専門教科に関する「相当の学術的知識・技能」・「教授法」の3要素を重視。

予科を廃止して4年間の文科・理科の二分科制に統一。更に特科としての「教育科」が新設され、中等学校教員の現職教育、小学校教員が中等学校教員・校長に昇格を希望する者、若しくは視学官になる者のためのもの。

その後、師範教育における文科・理科の統合的科目（例えば、教育学・心理学・社会学等）履修の意義が強調されるようになり、高等師範学校研究科・専攻科（本科修了後深く一科若しくは数科を専攻させる2年制以上）を文理科大学として創設することになった。（東京文理科大学、広島文理科大学／昭和4年）

③女子高等師範学校

女子高等師範学校は男子高等師範学校に準じた内容の充実がなされていったが、次第に伸長してきた女子中等教育（高等女学校）の量的拡大（133校／明治40年）に対応するため、奈良女子高等師範学校（41年）を設立。

その教育は「女教員は知識よりも婦徳（貞淑・温良・従順・優美・高尚・質素・整頓・等女子普通の本分を完うするにつき必要なる徳行）を重視。その寄宿寮生活により更に強化された。

□ 教訓／特質

徳性、学術的知識・技能及び教授法の三つの要素を総合的に備えた中等教員の資質は、家父長的国家主義精神を国民的資質として培わせることを基本とする初等教育の上に「科学的合理主義と実務的技術」を重視する中等教育の目的志向に合致するものであり、広汎な中堅的国民指導層（府県レベル・民間エリート層）を形成するのに貢献。

高等教育機関の一翼を担いつつ、「師範教育行政」の専門的補強に独自の役割を演じた独立した教育体系を形成。

IV. その他

(1)臨時教員養成所

明治30年代は、我が国中等教育の伸長が本格化した時期。このためその教員不足を

補うために「臨時教員養成所」が帝國大学、高等学校に付設する形で開設された。入学資格は、中学校卒業程度とし、2年制、授業料は徴収されなかった。

国語漢文科、英語科、数学科、博物科、物理化学科。これらはその後理科、歴史地理科、体操科、音楽科なども設置されたが、地域の実情をも反映し消長はめまぐるしかった。

(2) 実業教員養成所

明治27年、「実業教育費国庫補助法」により全国各地に工・農・商各種の実業学校が盛んに設置され、教員養成は急務。

工業教員養成所（東京工業学校内／尋常中学校卒、1～2年制、学資支給と服務義務）、農業教員養成所（東京帝国大学内）、商業教員養成所（高等商業学校内）東京美術学校、商船学校、水産講習所等拡充が図られた。

(3) 教員検定制度

各府県立尋常師範学校により直接に養成された初等教員と異なり、尋常師範学校・尋常中学校・高等女学校の中等学校教員の資格は、高等師範学校若しくは文部省の検定により授与された。高等師範学校の数が少なかったため、中等学校教員資格は検定によるものが多かった。（免許資格主義の原則／明治32年）

ここで注目すべきは、中等教員の不足を補うために特例とされた「無免許資格教員の検定」として便宜的に採用された「指定学校」と「許可学校」の制度である。

①指定校制度は、文部大臣の指定した官立学校（帝国大学分科大学等）の卒業生とされた。しかし、後に「官立」の制限はなくなった。

②許可学校は厳格な国家的規制が課せられ、免許状授与見込みの学科目、学則、校舎、教科書等目録、教授器械、教員履歴書等を提出して文部大臣の許可を受ける必要があった。

このように、尋常小学校から中学校に進学した僅か20%程度の生徒を収容した中学校教員と、それ以外の大多数を収容した高等小学校以下の教員とでは、教員資格法制上別の原理に基づいていた。

(4) その他

実業に従事する勤労青少年のための定時制「実業補習学校教員養成所」（尋常小学校卒業程度を入学資格とする実業学校5年以上卒業生、師範学校卒業生等を入学資格、1～2年制、修身・教育・農業・法制経済・国語漢文・英語・体操・農業及び教育実習）、実業補習学校と青年訓練所を後に統合した「青年学校教員養成所」（農業学校卒業生が大半、女子については家事・裁縫科が中心）、裁縫・音楽・美術・体育専科教員養成所があった。

このうち注目すべきは「実業補習学校」の場合である。これは日露戦争後急速に拡大し（100万人／大正9年）だが、教員数が学校数を下回るなど教育環境は極めて劣悪であった。しかし、やがて農村を中心に政府の訓令もあり自治民育や公民教育の主張・

運動により青年団活動をそれらに結合させて一層実業補習学校への就学が促進された。

□ 教訓／特質

政府は、産業構造の変化に伴う教育への社会・経済的要請に柔軟に應急的対応を行った。その際、高等教育機関はこれを充足する機関を付設するなど、その受皿として十分な支援を行った。（初等教育は江戸時代からの学校遺産を生かしたが、その他については基本的にインフラ整備は教育ニーズの急速な上昇にはついて行けなかったため、柔軟な便宜的・簡易な対応が不可欠であった。）また、免許資格の検定制度は現行法でも実施されているように、直接的な養成に代わる有効な方策（但し、免許水準の低下を回避するための政府の規制が同時に必要）であった。

なお、勤労青少年への学習機会の拡充策が農村を中心にやがて来たる日本の第二次産業化への準備教育としての役割を果たすことになるが、これを青年団活動という学習主体による全国レベルでの下からの運動がこれを支えた経験は貴重である。

以上、日本の幕末～明治以降の近代化の過程における教員養成制度等の主要な改革の流れの中で、その特徴を述べた。

しかし、これだけでは開発途上国における教員養成・確保の問題を解く鍵が揃った訳ではない。

（問）教員の計画的養成・確保が可能となるには、先ず教員を志願する相当の能力を有する人材の恒常的存在、志願の動機を生じさせる教職のメリットの存在、更に教員となった人材を引き続き現職に留めることを可能とする条件を的確に把握し、これを充足することが必要。

日本の特質をも考慮して、この点如何に対処し得たのか？

この問に対する答は、この勉強会に参加しておられる皆さんでこれまでの解説を参考に考察して下さい。／勉強会～その6～（2月26日）に各自の解答メモを提出

（参考）

(1)戦後の教員養成制度改革の大きな課題の一つが新設大学への入学志願者が少なく、入学者（特に2年課程小学校コース）も募集定員を遥かに割ってしまい、また入学者の学力水準が低いことであった。

この原因には、開放型教員養成制度の導入により旧師範学校（教員養成学校）から大学へ養成基盤が転換することに伴い、女子の大学進学や大学における小学校教員の養成ということへの抵抗感が根強かったためと言われている。

(2)教育指導者講習と認定講習等現職教育の導入は、終戦直後の混乱（教員の絶対的不足と制度の改革）期に重要な役割を果たした。

(質問) 外地教育制度の歴史及びその教訓を問う：

(答)

1. 台湾 (日本語による日本の教育/原則別学体制)

台湾は1895年、日清講和条約によって日本の領土になった。当時台湾は清国の教育制度・方法による教育を実施、台南・台中・台北に最高学府たる府儒学が、各県には県儒学・書院(試験機関)が、島内各地には義学・社学がそれぞれ行い、一応の学校制度は整っていた。尤も就学者は少数、内容も不備であり、極めて不振の状態。

翌96年、台湾総督府が設置され、その中の民生局が台湾の学制整備に当たった。

着手した主なものは、

①教員及び新領土官吏の養成、②教員(在留邦人)養成のための「国語学校」を中核に、現地人の教員養成のための「師範学校」も合わせ開設した。

国語学校は更に付属の初等学校を、また、別途現地人には「国語伝習所」を開設し、国語・読書・作文・算術を修業年限4年をかけ初等教育を施した(全国14校)。

98年、台湾公学校令により「街庄社」による公立の小学校設置運営体制が整い、国語伝習所にかわる初等教育機関となった。その後6年制に年限が延長され、修身・国語算術・漢文・理科・手工・図画・唱歌・体操のほか、家事・裁縫・農業・商業等も加えることができた。(邦人への初等教育は、別途尋常・高等小学校で実施)

なお、高砂族等少数民族には1907年、修業年限3~4年制の初等教育機関を創設し修身・国語・算術・唱歌及び実科を教授した。

これらは何れも義務制ではなかった。

ここで注目すべきは、国語学校に師範部と語学部が置かれ、後者は男子の高等普通教育に該当、この語学部は更に「国語学科」と「土語学科」に分かれ前者には現地人を、後者には邦人を入学させたことである。

後に「国語部」と改めた国語学科は現地人青年の運動により、修業年限4年の公立中学校として独立(台湾公立中学校官制)、現地人の男子高等普通教育機関(官吏養成)として整備されて行く。

また、邦人の高等普通教育機関はこれとは別に整備され、国語学校に修業年限5年の尋常中等学校が付設され(1898年)、その後独立して「台湾総督府中学校」(1907年)となった。

女子高等普通教育機関は、現地人については国語学校付設の第三付属学校で年令8才以上の生徒に6年間の初等教育を兼ねた(本科)と、14才以上の手芸科等が開設され

更には師範科・技芸科が設けられ、やがて付属女学校（過半が学校教員になる）と整備されていく。

邦人には、別途「台湾総督府高等女学校」を創設（1909年）。

〈拡充期〉

1921年、改正台湾教育令により、初等普通教育（但し、国語を解する現地人の共学を認めた。）以外は共学制に移行。公学校は国語を常用しない現地人等の児童を収容、国語で授業し教科書は総督府編集のもの。

中学校、高等普通学校、高等女学校何れも完全共学制となり、日本国内に準じた教育内容となった。（台湾語は選択科目）

〈戦時下〉

昭和16年、国民学校令、中等学校令等戦時教育令は全て共に完全適用。

II. 関東州／南満洲鉄道（会社）付属地（原則として別学制／日本語による日本の教育）

教育による文化的融合を基調としながらも、両国の言語・風俗・習慣の違いに配慮して、普通教育・高等普通教育及び産業教育は別学制を、専門教育・大学教育においては共学制を採用した。

関東都督府令により「公学堂」を設置、中国人子弟に初等教育として日本語・修身・漢文・算術・体操、女子には裁縫を、また状況に応じて唱歌・手工・農業を加え8～18歳の間で6年間の教育を施した。（日本人には国内に準じた初等普通教育を実施。）

専門教育としては、旅順工科学堂（修学4年、中卒以上）があり機械・電気・採鉱冶金工学が開設され、中国人の入学も認められ、好評。

また、旅順高等学堂に師範科が付設され中国人の教員養成（修身・日本語・漢文・算術・教育・理科・地理・歴史・図画及び体操の必須教科）を行った。

III. 朝鮮

1905年、日韓協約により顧問政治が開始され、朝鮮統監府設置後日本の学制に添った学校令による様々な教育機関の整備が図られた。

1910年、日韓併合。朝鮮教育令。

朝鮮・日本人の区別無く「教育勅語」の趣旨に添った徳育を実施するとしながらも、思想・言語・風俗等を異にすることから漸進主義により日本人とは別の制度で教育を実施。

初等教育として「普通学校」（4年制、修身・国語・朝鮮語・漢文・算術・理科・唱歌・体操・図画・手工・裁縫・手芸・農業初歩及び商業初歩）、高等普通学校（4年制、修身・国語・朝鮮語・漢文・歴史・地理・数学・理科・実業・法制経済・習字・図画・手工・唱歌・体操・英語）、専門学校としては京城専修学校、朝鮮総督府医院付属医学講習所総督府中央試験所付設工業伝習所があった。

【拡充期】～共学の徹底～

1921年、改正朝鮮教育令により 朝鮮人で国語を解する者は日本人児童を収容する「小学校」への入学を認めることとした。（朝鮮語は選択科目）

従来の朝鮮人の「普通学校」での教授言語は「国語（日本語）」とし、新たに朝鮮語が加わった。

高等普通教育については、国内の中学校レベル（例えば外国語を必修化、修業年限を4年から5年に延長）と、また大学の設置（京城帝国大学）を認めること、教員養成のための独立の師範学校を設置（京城師範学校、修業年限7年）することにより、朝鮮人は日本人と教育上全く同一の機会を与えられることになった。

【戦時下】～内地化の徹底～

昭和16年、国民学校令の完全適用。（18年、改正中等学校令の適用）

IV. 樺太

1905年、日露講和条約により、南樺太を領有。

アイヌ・ニクブン・オロッコ・キーリン・サンダー及びヤクートの土着民。

専ら日本人（移住）のためのもの。初等教育が中心（豊原、大泊）。

【拡充期】

1919年、町村制施行後、樺太公立小学校規則により住民の協同設置による公立小学校が整備。1933年からは、アイヌ人児童も公立の小学校に入学が可能。

その他、樺太中学校の増設（3校）、樺太高等女学校及び付属師範部等を設置した。

【戦時下】

国民学校令（昭和16年）体制の適用。完全な国内教育体制への移行（昭和18年）。

V. 南洋群島

1919年、第一次大戦後マリアナ・マーシャル・カロリンの南洋群島が委任統治下に入った。

ドイツ領時代のキリスト教宣教師による宗教学校を、軍政下において「島民学校」に改組、2～3年制の補習的教育を実施。教科目には、修身・国語・算術・唱歌・体操・図画、女子には裁縫・手芸を加えて教授した。尋常小学校に準拠した内容に徐々に改善。

その後、在住日本人の増加に伴い、サイパンに南洋庁高等女学校（昭和14年）、更にサイパン南洋庁中学校も設置されている。（昭和17年）